

入札公告

予算決算及び会計令第74条の規定により、下記のとおり一般競争入札を執行するので公告する。

平成29年6月23日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 山田 航

記

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事
- (2) 仕 様 入札説明書及び設計図による
- (3) 工事期間 契約の日から7日以内に着工し、平成29年10月31日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 釧路市柏木町2-12
- (5) 入札方法 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載して提出すること。
なお、本業務に係る入札は、電子調達システムによる入札または紙による事前入札(郵送可)とする。

2. 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 平成29・30年度厚生労働省一般競争入札(指名競争)参加資格の、「建設工事」(北海道地区)のうち「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」において、C等級またはD等級に格付けされた者であること。
- (6) 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員保険、国民年金、労働保険(労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。))に加入し、直近2年間において該当する制度の保険料の滞納がないこと。※「保険料納付にかかる申立書」の提出を要する。
- (7) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導(行政機関から公表されたものに限る。)を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記3(1)に照会すること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階
北海道労働局総務部総務課 会計第四係 電話 011-700-5451

(2) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(3) 参加申込期限

平成29年7月11日（火） 午後5時15分

(4) 入札書の受領期限及び場所

平成29年7月12日（水） 午前10時00分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

(5) 開札の日時及び場所

平成29年7月12日（水） 午前10時05分

札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎9階 北海道労働局総務部総務課会計第四係

4. 電子調達システム (<https://www.geps.go.jp>) 利用の可否

本調達は電子調達システム（GEPS）の利用を可能とする。その場合、以下の点に留意すること。

(1) 上記3. (3) の期限までに【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）をPDF形式で登録すること。

(2) 入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了しておくこと。

(3) 入札書の提出（登録）は上記3. (4) の期限までに行うこと。

(4) 紙入札方式による参加を希望する場合は、上記3. (3) までに「入札参加資格確認申請・証明書」（様式3）と「保険料納付に係る申立書」（様式4）、「誓約書」（様式5）、「自己申告書」（様式6）を郵送または持参により提出すること。同時に入札書を送付することを可能とする。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号および第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本広告に示した業務が履行できることを証明する書類を支出負担行為担当官より求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の入札書は無効とする。

詳細については、入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否

必要である。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した工事を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に定めるもののほか、一般競争入札参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 釧路労働基準監督署耐震改修 17（建築その他）工事
- (2) 仕 様 別添仕様書および設計図による
- (3) 工事期間 契約の日から7日以内に着工し、平成29年10月31日までに竣工すること。
- (4) 工事場所 釧路市柏木町2-12
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 入札者は、工事件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もることとする。
 - ③ 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当するものは、競争に参加する資格を有さない。
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者。（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後3年を経過していない者。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は成果物の品質若しくは数量に関して不正の行為を働いた者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の遂行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 厚生労働省から指名停止の措置をうけている期間中の者でないこと。
- (3) 労働関係法令を遵守していること。
- (4) 平成29・30年厚生労働省一般競争入札(指名競争)参加資格の、「建設工事」（北海道地区）のうち「建築一式」又は「とび・土工・コンクリート」において、C等級またはD等級に格付けされたものであること。
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働保険（労働省災害補償保険及び雇用保険をいう。））に加入し、直近2年間において該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (6) この入札書提出期限の直近1年間において、厚生労働省が所管する法令に違反した

ことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。これに該当すると思われる事実がある者は、あらかじめ下記 3（2）③に照会すること。

3 入札書の提出場所等

本調達では電子調達システムにより執行する。ただし、電子入札により難しい場合は、紙入札（下記（2）参照）により参加することができる。

（1）電子調達システムによる入札

① 参加申し込み

平成29年7月11日（火）午後5時15分までに、【証明書・提案書等の登録】画面により「資格審査結果通知書」と「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**をPDF形式で登録すること。

② 入札書の提出（登録）

上記①の登録後、順次書面審査を実施し、審査が完了した旨の通知メールが送信され次第、入札書の登録が可能となること。

【電子入札書の提出（登録）期限】

平成29年7月12日（水）午前10時00分

③ 代理人による電子入札

入札に関する権限を代理人に委任する場合は、システムが定める委任の手続きを終了させておくこと。

（2）紙による入札

① 参加申し込み

様式3の証明書に「資格審査結果通知書」（写）を添付したもの、及び、「保険料納付に係る申出書」**様式4**、「誓約書」**様式5**、「自己申告書」**様式6**、「電子入札案件の紙入札方式での参加について」**様式7**を、平成29年7月11日（火）午後5時15分までに提出しなければならない。

② 入札書の受領期限

平成29年7月12日（水）午前10時00分

なお、郵送の場合は受領期限までに到着しているかを、必ず電話により確認すること。

③ 紙入札書の提出先、契約事項を示す場所・問い合わせ先

〒060-8566 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎9階南側 北海道労働局 総務部総務課会計第四係 TEL011-700-5451（直通） FAX011-700-3179

④ 紙入札書の提出方法

入札書は**様式1**の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長と記載）及び「平成29年7月12日開札 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事」と記入し、3（2）②の期限までに提出しなければならない。

※**様式1**の入札くじ番号には任意の数字を3桁で記入すること

⑤ 郵便（簡易書留郵便に限る）により提出する場合には二重封筒とし、表封筒に「平成29年7月12日開札 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事 入札書在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入のうえ、上記3（2）③宛に入札書の提出期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ⑥ 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時までには様式2の様式による代理委任状を提出しなければならない。

- ⑦ 入札者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を更正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

4 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時 平成29年7月12日（水） 午前10時05分

場所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎9階

北海道労働局総務部総務課会計第四係

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立会いは不要ではあるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人が希望すれば、立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係ない職員を立ち会わせて行う。

- ② 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。

- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、システム上の再度入札通知書に示す受付締切時刻までに再度の入札を行うものとする。

紙入札者に対しては、再入札の通知を（1）の同日 午前11時までに案内する。

5 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き

落札者を決定するものとする。

- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

6 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、その翌日から起算して7日以内に契約を締結するものとする。

- (2) 契約条項

別添契約書（案）のとおり

7 その他

- (1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。

- (2) 支払い条件

別添契約書（案）に定めるとおり、業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。

入札書

(契約事項) 釧路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事

金 額	億	千	百	十	万	千	百	十	円

上記のとおり入札説明書並びに契約条項等を承諾のうえ入札
します。

入札くじ番号

--	--	--

平成 年 月 日

住 所
(入札者)

氏 名



住 所
(代理人)

氏 名



支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

- 注1. 代理人をもって入札する場合は、入札者本人及び代理人の住所・氏名を明記し、押印は代理人のみとすること。
- 注2. 金額の前に「¥」記号を付すること。
- 注3. 入札金額は総価を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(様式 2)

平成 年 月 日

委 任 状

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

(住 所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

私は、 (住 所)
(氏 名)

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

平成 年 月 日
次の入札に関する一切の件。

釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事

入札参加資格確認申請・証明書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長 殿

下記の調達案件に係る一般競争入札の参加を申請します。

また、当社が落札した際は、北海道労働局との契約に支障が生じないよう、貴職が指定する業務内容を履行することが可能であること及び入札公告にある入札参加者に必要な資格を有することを証明します。

記

- | | |
|-----------|--------------------------|
| 1 調達案件名称 | 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事 |
| 2 開 札 日 | 平成29年 7月12日（水） |
| 3 履 行 期 限 | 平成29年10月31日（火） |
| 4 添 付 書 類 | 資格審査結果通知書（写） |

（入札者）

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽の内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために、関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

住所	
名称	
代表者	印

誓 約 書

- ☐ 私
☐ 当社

は、下記 1 に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者名

自己申告書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 4 前記1から3について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道労働局総務部長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称

代表者氏名



電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴部局発注の下記入札案件について、電子入札システムを利用して入札に参加せず、紙入札方式での参加をいたします。

記

1 入札案件名 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事

2 紙入札方式で参加をする理由

- ☐ 利用登録の申請をしていないため
- ☐ 利用登録の申請中だが、手続きが遅れているため
- ☐ 経費等のため
- ☐ その他（)

建設工事請負契約書（案）

- 1 工 事 名 釧路労働基準監督署耐震改修 17（建築その他）工事
2 工 事 場 所 釧路市柏木町 2－1 2
3 工 期 自 平成 29 年 月 日
至 平成 29 年 10 月 31 日

- 4 請負代金額 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額） 円
5 契約保証金 免除とする。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義にしたがって誠実にこれを履行するものとする。

（総則）

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

- 第 2 条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証(瑕疵担保特約を付したものに限る。)を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。

2 再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細

図等の承諾

三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 一 現場代理人
- 二 主任技術者
- 三 専門技術者（建築業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対し

て、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者からの前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があった時は、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検

査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図面に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件も含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要に応じて工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した疑いがあるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を支持する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるものは発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

- 第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

- 第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

ばならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

- ４ 第１項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- ５ 特別な要因により工期内に必要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- ６ 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- ７ 前２項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- ８ 第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

- 第２６条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- ２ 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - ３ 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - ４ 受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

- 第２７条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第２９条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第５１条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

- 第２８条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第４８条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- ２ 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
 - ３ 前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第48条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第32条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

- 第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
 - 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

- 第34条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。
 - 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払い金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次

条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき同項の期間を超過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に対して請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、前条に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
 - 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

- 第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

- 第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料(第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1回を超えることができない。
- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。
 - 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
 - 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、発

注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の請負代金相当額 $\times (9/10 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 $=$ 指定部分に相応する請負代金の額 $\times (1 - \text{前払金額}/\text{請負代金額})$

(第三者による代理受領)

第39条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払いに対する工事中止)

第40条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第41条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をする

ことはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

- 4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第42条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第43条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
 - 一 請負代金債権（前払金若しくは中間前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - 二 工事完成債務
 - 三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
 - 四 解除権
 - 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

(発注者の解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 三 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達すること

ができないと認められるとき。

五 第46条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 受注者が提出した保険料納付に係る申立書に虚偽の内容が認められたとき。

八 受注者が競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

九 受注者またはその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

十 第3項の規定による報告を行わなかったとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 受注者は、第1項第8号又は第9号の事実（再委託に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに発注者に報告しなければならない。

第45条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第46条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損

害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

- 第47条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第37条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

- 第48条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(法令遵守)

第49条 受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

(あっせん又は調停)

第50条 この約款の各条項において発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による北海道建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により発注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により受注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第51条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第52条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第52条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

上記契約締結の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住 所 札幌市北区北8条西2丁目1-1
氏 名 支出負担行為担当官
北海道労働局総務部長 山田 航

受注者 住 所
氏 名

仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名 釧路労働基準監督署耐震改修 17 (建築その他) 工事
- (2) 工事場所 北海道釧路市柏木町 2-12
- (3) 履行期限 契約の日から 7 日以内に着工し、平成 29 年 10 月 31 日まで
- (4) 詳細仕様 設計図のとおり

2 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、監督職員に提出のうえ、その承諾を受けた後で施工する。
- (3) 本工事は、設計図書により監督職員の指示に基づき厳正に施工する。なお、設計図書に明示されていない事項でも、工事の性質上当然必要なものは監督職員の指示に従い施工する。
- (4) 設計図書の誤謬・疑問のある場合、または明記がないなど工事詳細の不明な点は、協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (5) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (6) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (7) 請負者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。(契約書第 6 条関係) やむを得ず再委託する場合には、事前に監督職員に協議し、その承認を受けなければならない。

また、再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

なお、再委託に係る協議をする場合には、「委託する相手方の商号又は名称及び住所」「委託する相手方の業務の範囲」「委託を行う合理的理由」「委託する相手方が、委託される業務を履行する能力」「契約金額」を記載した書面を提出するものとし、必要に応じて求められる事項についても明らかにすること。

- (8) 工事に伴う発生材(有価物を除く)は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は監督員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理すること。
- (9) 資材置き場については、監督職員と打ち合わせのうえ場所を定めること。
- (10) 請負人の事務所等仮設物の設置は設計図のとおり。

- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後提出すること。
- (12) 本工事は工事監理業務を別途委託しており、工程や作業手順について、監理業者との連絡・調整を密に行うこと。また、毎月1回、現地において工程会議を開催し、進捗状況の報告を受けるものとする。

3 提出書類

- (1) 契約書・・・落札後すみやかに
- (2) 工事工程表・・・着工前
- (3) 労災保険関係成立の証・・・落札後すみやかに
- (4) 工事着手および現場代理人届・・・着工後速やかに
- (5) 工事写真・・・工事完了後速やかに
- (6) 工事完了届・・・工事完了後速やかに
- (7) 完成図書・・・完成検査時

※落札価格によっては、工事の履行能力等の確認に必要な書類を提出しなければならない場合があること。

4 入札、仕様書、設計図に関する問い合わせ先

北海道労働局総務部総務課会計第四係 担当：村田 Tel011-700-5451（直通）

釧路労働基準監督署

耐震改修 1 7 （建築その他） 工事

平成 2 9 年度

北海道労働局総務部

--	--	--	--	--	--

[illegible]

釧路労働基準監督署耐震改修17(建築その他)工事 改修工事仕様書

I 工事概要

1.工事場所	銅駝市柏木町2-12		
2.敷地面積	1846.87m ²		
3.工事項目	1) 庁舎 R/C造2階建	延べ面積 587.17m ²	改修一式
	2) 電気設備		改設一式
	3) 機械設備		改設一式

II 建築改修工事仕様

- Ⅲ、共通仕様**
- 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官制部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成28年版）以下、「改修標準仕様書」という。による。
- ただし、改修標準仕様書に記載されている事項は国土交通省大臣官庁官制部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成28年版）」以下、「標準仕様書」という。）による。
- 2. 特記仕様**
- (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。
○が付いている場合は、※印の付いたものも適用する。
□と△印の付いた場合は、共に適用する。
(3) 特記事項に記載の「」内表示番号は、改修標準仕書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
特記事項に記載の「()」内表示番号は、改修標準仕書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
(4) 特記事項に記載の別図-1>とは「別図-名称欄」の該当項目とする。
(5) 特記事項に記載の別図-2>とは、標準仕様書の「別図-2 ポリト 間隔及び附接継手の開先形状」の該当項目を示す。
(6) ※印は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の調達品目を示す。

1
般
通
事
項

項目

特記事項

①適用基準類

②工事実施情報の登録

③発生材の処理等

①建築工事標準詳細図
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
②工事写真の取り扱い 建築編
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築設備工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）
・公共建築設備工事標準仕様書（機械設備工事編）
・建築設備標準仕様書（電気設備工事編）
・建築設備標準仕様書（機械設備工事編）
・建築設備標準仕様書（電気設備工事編） JASS6 鉄骨工事
・建築設備標準仕様書（機械設備工事編） JASS6 防水工事
※適用する

国土交通省大臣官庁官庁官庁整備課監修（平成28年版）
（平成28年版）
（平成28年版）
国土交通省大臣官庁官庁官庁整備課監修（平成24年版）
国土交通省大臣官庁官庁官庁整備課監修（平成28年版）
（平成28年版）
（平成28年版）
（平成28年版）
国土交通省大臣官庁官庁官庁整備課監修（平成24年版）
国土交通省大臣官庁官庁官庁整備課監修（平成24年版）
社団法人日本建築学会（2007年版）
社団法人日本建築学会（2008年版）

【1.1.4】

・発注者に引渡しを要するもの（・金属類・PCB含有物）
・現場において再利用を図るもの（
・特別管理産業廃棄物
・廃油（灯油） 処理数量（t） 処理方法（
受入施設名（
受入場所及び距離（
・廃石綿（吹付け）等 処理数量（t） 処理方法（
受入施設名（
受入場所及び距離（
・PCB含有シーリング材の処理
・第一次判定
現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判断する。
採取箇所数 計（）箇所
採取箇所数 ※明示
・第二次判定
専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。
分析回数 計（）個
除去処理工事
除去範囲 ※明示

【1.3.12】

⑥ 施工条件

指示工種	施工可能時間帯	備考
騒音・振動を伴う工種	閉庁時(土・日・祝) 原則8:30~18:00 平日 原則17:30~20:00	騒音・振動を伴わない工種を平日昼間に実施する場合は、監督職の承諾を受けること

執務者 ☒有 ・無
 部位別の施工順序 ☐明示 ☐・
 工事用車両の駐車場所 ☒明示 ☐・
 資機材置場 ☒明示 ☐・
 条件明示事項 ☐平日昼間は執務者有りのため、騒音工事、事務室内部工事は不可。その他は監督職員指示による。

交通誘導警備員 ☐別途(必要により監督職員と協議する)
☒通員 (5) 人日配置する

⑦ 環境への配慮

化学物質を放散する建築材料等 【1.4.1】

本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。

- 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ウレタン樹脂、仕上り建材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 2) 保温材、経管材、断熱材はホルムアルデヒド及びフェニレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 3) 接着剤はフタル酸ジノールブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難燃発泡性の密着剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
- 5) 1)、3)及び4)の材料等を使用して作られた家具、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。

設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒドの放散量	該当する材料
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE規格品 ④旧JASのF☆☆規格品

⑧ 材料の品質等 【1.4.2】

本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の1)から6)の事項を満たすものとする。

- 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
- 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
- 3) 妥当な試験が可能であること。
- 4) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
- 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
- 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は、外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。

また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承諾を受けること。

⑨ 特別な材料の工法

改修標準仕様書及び標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。

10 施工調査 【1.5.2】

調査項目	調査結果
調査項目	防水改修 ・ 外壁改修 ・
調査内容	・ 防水 ・ 外壁
調査方法	・ 図示 ・ 目視

既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ☒明示 ☐・ 【1.5.3】

⑪ 技能士 【1.6.2】

工事種目	技能特定職種	技能特定作業
仮設工事	とび	〇とび作業
防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴムシート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 〇シーリング防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 ・ 改修アスファルトシート-トーチ法防水工事作業
外壁改修工事	建築板金 スレート施工 樹脂接着剤注入施工	・ 内外装板金作業 ・ スレート工事作業 ・ 樹脂接着剤注入工事作業
左官	左官作業	・ 左官作業
タイル張り	タイル張り	・ タイル張り作業
建具改修工事	ウッジ施工	・ ビル用ウッジ施工作業
ガラス施工	ガラス施工	・ ガラス工事作業
自動ドア施工	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業
内装改修工事	建築大工	・ 大工工事作業
内装仕上施工	内装仕上施工	〇内装仕上工事作業
内装板金	内装板金	・ 内外装板金作業
内装仕上施工	内装仕上施工	・ フラスチック系床仕上工事作業 ・ カーペット系床仕上作業
表紙	表紙	〇ボード仕上工事作業
左官	左官	・ 壁装作業
タイル張り	タイル張り	・ タイル張り作業
カーテンウォール施工	カーテンウォール施工	・ 金属製カーテンウォール工事作業
ウッジ施工	ウッジ施工	・ ビル用ウッジ施工作業
ガラス施工	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装改修工事	塗装	〇建築塗装作業
前壁改修工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立作業
	型枠施工	・ 型枠組立作業
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
	鉄工	・ 構造物鉄工作業
	とび	・ とび作業
環境配慮改修工事	施設	・ 建築設備作業
	路面	・ 路盤・ベントハンドマーカ-工事作業
	遮断	・ 加熱ベントメントマシンマーカ-工事作業
	遮断	・ 遮断工事作業

⑫ 完成時の提出図書

※完成図（施工図、施工計画書を除く） 提出部数 A3製本（3部）
※施工図 ※施工計画書

※保全に関する資料（提出部数 ※各2部 ※ 部）

※CADデータ（※CD-R（USBメモリ） ※MO又はFD）
保存（ファイル）形式は、DWG、DXF、PDFとする。

⑬ 完成図（施工図及び施工計画書を除く）

種類及び記入内容
※改修標準仕様書表1.8.1による
・監督職員の指示による
・下記による
種 類（ ）
記入内容（ ）

※完成図の様式等（平成24年版）
・営繕工事電子納品要領 による
改修標準仕様書1.8.2（b）（1）による

【1.8.2】【表1.8.1】

【1.8.2】

⑭ 工事写真

次のものを監督職員に提出する
下表の宛き付け 2部（監督職員の指示により製本する。原板及び原板からスキャニングした電子データとも）

部 位	撮影箇所数	分類・規格	原板の大きさ（mm）
外 部	工事着手前	カラー	100×125以上
	完成後	キャビネ版	
内 部	工事着手前	カラーパネル、全紙版	
	完成後	カラー	
外 部		キャビネ版	200万画素以上
内 部		電子データ	300万bpi以上

工事着手前の撮影箇所については、監督職員と協議する。
撮影業者 建築写真等の撮影実績がある者で、監督職員が承諾する撮影業者とする。
電子データ RGB（フルカラー）、JPEG形式最高画素とし、CD-Rにて提出とする。
工事写真は、アルバムに整理し張り付けて提出する。

工事写真の整備
・電子媒体による整備の場合は営繕工事電子納品要領（平成24年版）による
①上記以外（通常プリントにて同じアングルで撮影し、アルバムにて納品のこと）

⑮ 設備工事との取合

施工範囲
※図示した貫通孔及び開口部の形状、並びに、それらの補強
※図示した壁又は天井の仕上材、及び下地材の切り込み並びに下地材の補強
※駆動装置が電動である器具類の2次配線及び操作スイッチ
※自動閉鎖装置取付け箇所の切り込み及び補強
※利用風大使器周囲シーリング
・
施工図
設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

16 室内空気中の化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの濃度を測定し、厚生労働省の指針値以下であることを確認のうえ、報告とする。測定はパッシブ型採取装置により行う。

測定対象室及び測定箇所数 ※仕上表による

【1.6.9】

2 仮設工事

① 足場その他
内部足場
※⑧かつ、足場板等 ①かつ②の緊結式足場（前覆改修）

外部足場
種類 ※A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種
防護シートによる養生
①行う

材料、撤去材等の運搬方法
・ A種 ※B種 ・ C種 ①D種 ・ E種

【2.2.1】

【2.2.1】【表2.2.1】

【2.2.1】【表2.2.2】

② 既存部分の養生

既存部分の養生方法 ※ビニルシート等 ・

既存家具等の養生 ※ビニルシート等 ・

既存ブラインド、カーテン等の養生方法及び保管場所 ※図示 ・

固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・行う（図示）

【2.3.1】

【2.3.1】

③ 仮設間仕切り

仮設間仕切り等の種別

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充填材	塗装
・A種	※木下地	※せつこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）	厚さ mm	※無し
	※軽重量下地			
①B種	※木下地	※せつこうボード（※9.5 ・ ） ・合板（※9.0 ・ ）		※無し
	※軽重量下地			
※C種	※管下地	※防炎シート		
仮設扉	※木製扉	※合板張り程度 ・		※無し
	※鋼製扉	※片面フラッシュ程度 ・		・有り

【2.3.2】【表2.3.1】

④ 監督職員事務所

※設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による）
①設けない（現場事務所の一部を使用することとする）

【2.4.1】

⑤ 工事用水

構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない

⑥ 工事用電力

構内既存の施設 ・利用できる（※有償 ・無償） ※利用できない

⑦ 枠組足場

枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、設置については四角パイプに基づき簡易かつ安心感のある足場とし、二段歩上りかつ幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保するものとする。

【2.2.1】

① 押出成形セメント板
(ECP)

<B、5、2～6><表B、5、1～2>

施工箇所	表面形状	記号	厚さ(mm)	幅(mm)	取付け工法	備考
○外壁	○フラットパネル	F	・50・60○26	600	・A種 ○B種	塗装品 (%タ)
	・デザインパネル(隠示)	D	・50・60			
	・タイルベースパネル	T	・60			
	・間仕切壁	・フラットパネル	F	・50・60・	・B種	
	・デザインパネル(隠示)	D	・50・60	・C種		
	・タイルベースパネル	T	・60			

パネル相互の目地幅(mm)
※長辺B以上、短辺15以上 ○10 <B、5、3～4>

耐火構造以外の目地、陸間の処理 <B、5、3～4>
※パネル製造所の仕様

外壁パネルの出隅及び入隅部のパネル接合部の目地幅(mm)
※15 ・ <B、5、3～4>

標準仕様書表B、5、3 の開口の限度を超える場合の補強
※隠示 ・

耐火性能 <B、5、5>
※有() ・無

外壁パネルの工法 <B、5、3>
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画書として提出する
建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_o = (30) \text{ m/s}$
地表面粗度区分 (・Ⅰ・Ⅱ ○Ⅲ ・Ⅳ)

② シーリング

シーリング改修工法の種類 【表3、1、4】【表3、1、2】
○シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法
・拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所 【3、7、2】【表3、1、2】【表3、7、1】
下記以外は、改修標準仕様書表3、7、1による。

施工箇所	シーリング材の種類(記号)
押出成形セメント板廻り	MS-2 (9030)

ブリッジ工法 ボンドプレーカー張り ・適用する 【3、7、7】
 エッジング材張り ・適用する

接着性試験 ※簡易接着性試験 ・引張接着性試験(部位) 【3、7、8】

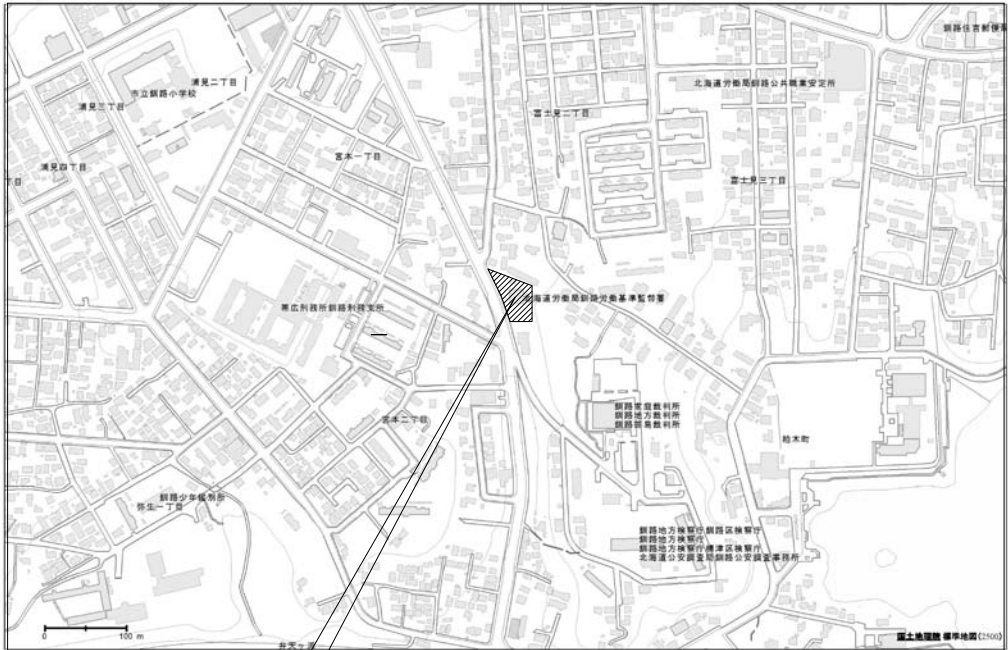
シーリング固化部の塗装 ※しない ・する

[illegible]



国土地理院地図閲覧サービスより引用

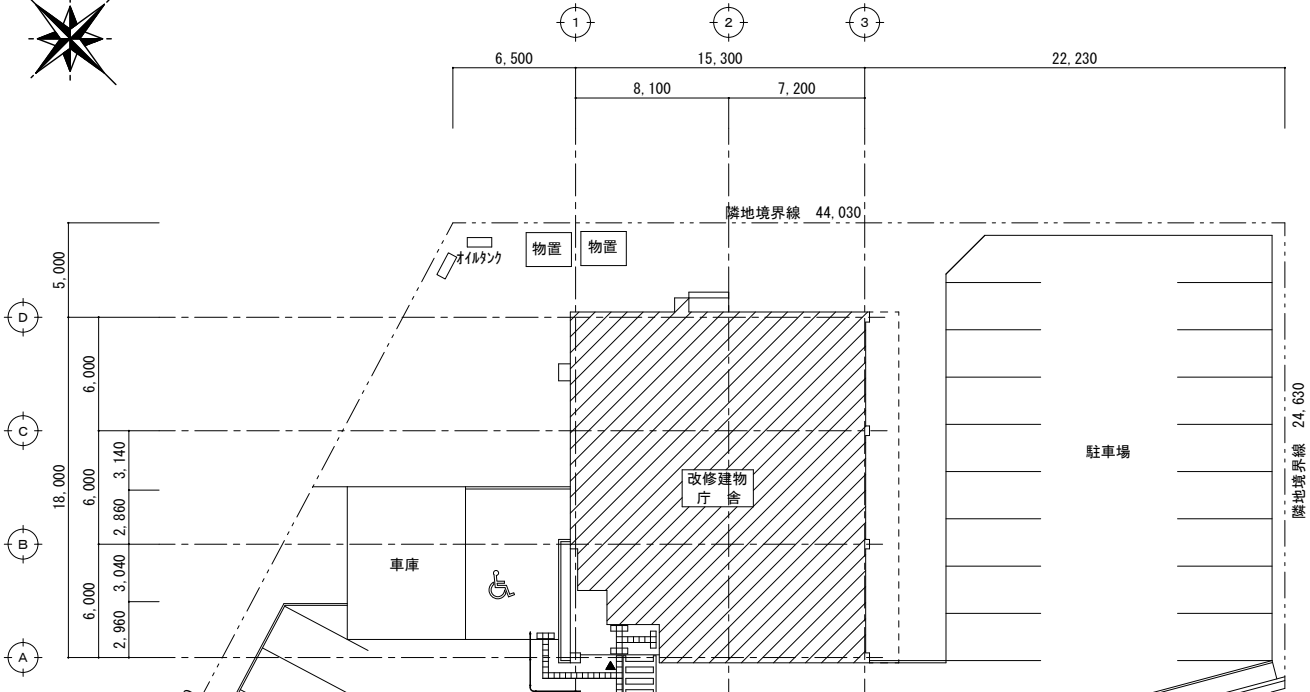
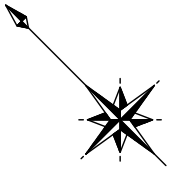
釧路市 柏木町 2-12



国土地理院地図閲覧サービスより引用

釧路市 柏木町 2-12

案内図 S : 1/4000



配置図 S : 1/200

凡例
改修建物範囲を示す

釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事

案内図・配置図 S : 1/200・1/4000

北海道労働局総務部

A-05

一般共通事項				記号		外部仕上																																																																																
1. 図中の番号 ○-○-○ の番号は建築工事標準詳細図の分類番号を示す。材質、寸法、取合いなどでそのまま適用できないものはこれに準ずる。 2. 新設、既存の特記なき内部の木・鉄部の塗装は、SOP（F☆☆☆☆）とし、外部鉄部の塗装は、の塗装は、（※②-FUE ・SOP）とする。ただし、和室廻りの木部及び造付家具類の内部は塗装しない。 3. 柱型、梁型及び下り壁の仕上で図示のない箇所は壁仕上による。 4. 特記なき壁名札は8-41とする。 5. 仕上欄が空欄の場合は、既存のままとする。				記号 <table><tr><td>GB-R</td><td>せっこうボード</td><td>SOP</td><td>合成樹脂適合ペイント塗り</td></tr><tr><td>GB-NC</td><td>不燃結露せっこうボード</td><td>EP</td><td>合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td></tr><tr><td>GB-NC（T）</td><td>不燃結露せっこうボード（トラバーチン模様）</td><td>EP-G</td><td>つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り</td></tr><tr><td>GB-P</td><td>吸音所穴あき石こうボード</td><td>2-A SE</td><td>アクリルシリコン樹脂エナメル塗り</td></tr><tr><td>GB-D（W）</td><td>化粧せっこうボード（木目模様）</td><td>NAD</td><td>アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り</td></tr><tr><td>DR（T）</td><td>ロックウール化粧吸音板（普通）</td><td>AE</td><td>アクリル樹脂エナメル塗り</td></tr><tr><td>DR（凹凸）</td><td>ロックウール化粧吸音板（立体模様）</td><td>FE</td><td>フタル酸樹脂エナメル塗り</td></tr><tr><td>FK</td><td>けい酸カルシウム板</td><td>UC</td><td>ウレタン樹脂ウレタンニス塗り</td></tr><tr><td>FK-P</td><td>吸音用穴あきけい酸カルシウム板</td><td>OS</td><td>オイルステイン塗り</td></tr><tr><td>化粧FK</td><td>化粧けい酸カルシウム板</td><td>②-U E</td><td>2液形ポリウレタンエナメル塗り</td></tr><tr><td>P F</td><td>ポリスチレンフォーム保温板</td><td>②-F U E</td><td>常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り</td></tr><tr><td>GW-B</td><td>グラスウール吸音ボード</td><td>複層塗材</td><td>複層仕上塗材塗り</td></tr><tr><td>GB-S</td><td>シーシング石こうボード</td><td></td><td></td></tr><tr><td>F</td><td>フレキシブル板</td><td></td><td></td></tr><tr><td>化粧F</td><td>化粧フレキシブル板</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">表記のないボード記号については、「6内装改修工事 20せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。</td></tr></table>		GB-R	せっこうボード	SOP	合成樹脂適合ペイント塗り	GB-NC	不燃結露せっこうボード	EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	GB-NC（T）	不燃結露せっこうボード（トラバーチン模様）	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	GB-P	吸音所穴あき石こうボード	2-A SE	アクリルシリコン樹脂エナメル塗り	GB-D（W）	化粧せっこうボード（木目模様）	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り	DR（T）	ロックウール化粧吸音板（普通）	AE	アクリル樹脂エナメル塗り	DR（凹凸）	ロックウール化粧吸音板（立体模様）	FE	フタル酸樹脂エナメル塗り	FK	けい酸カルシウム板	UC	ウレタン樹脂ウレタンニス塗り	FK-P	吸音用穴あきけい酸カルシウム板	OS	オイルステイン塗り	化粧FK	化粧けい酸カルシウム板	②-U E	2液形ポリウレタンエナメル塗り	P F	ポリスチレンフォーム保温板	②-F U E	常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り	GW-B	グラスウール吸音ボード	複層塗材	複層仕上塗材塗り	GB-S	シーシング石こうボード			F	フレキシブル板			化粧F	化粧フレキシブル板											表記のないボード記号については、「6内装改修工事 20せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。				区分	床	壁	壁・柱・はり	軒天井	屋根	ひさし		
						GB-R	せっこうボード	SOP	合成樹脂適合ペイント塗り																																																																													
						GB-NC	不燃結露せっこうボード	EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り																																																																													
						GB-NC（T）	不燃結露せっこうボード（トラバーチン模様）	EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り																																																																													
						GB-P	吸音所穴あき石こうボード	2-A SE	アクリルシリコン樹脂エナメル塗り																																																																													
						GB-D（W）	化粧せっこうボード（木目模様）	NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り																																																																													
						DR（T）	ロックウール化粧吸音板（普通）	AE	アクリル樹脂エナメル塗り																																																																													
						DR（凹凸）	ロックウール化粧吸音板（立体模様）	FE	フタル酸樹脂エナメル塗り																																																																													
						FK	けい酸カルシウム板	UC	ウレタン樹脂ウレタンニス塗り																																																																													
						FK-P	吸音用穴あきけい酸カルシウム板	OS	オイルステイン塗り																																																																													
						化粧FK	化粧けい酸カルシウム板	②-U E	2液形ポリウレタンエナメル塗り																																																																													
						P F	ポリスチレンフォーム保温板	②-F U E	常温乾燥形ふっ素樹脂エナメル塗り																																																																													
						GW-B	グラスウール吸音ボード	複層塗材	複層仕上塗材塗り																																																																													
						GB-S	シーシング石こうボード																																																																															
						F	フレキシブル板																																																																															
						化粧F	化粧フレキシブル板																																																																															
表記のないボード記号については、「6内装改修工事 20せっこうボード、その他のボード及び合板張り」による。																																																																																						
天井		側面及び柱	屋根																																																																																			
既存仕上	磁器質タイル モルタル	押出成型セメント板（塗装品） 外断熱パネル後貼の上、仕上塗材塗り（GL-100まで）	押出成型セメント板（塗装品） 一部撤去	_____	ステンレスシート防水	アルミモールディング	_____	_____																																																																														
改修仕上	既存のまま	既存のまま	押出成型セメント板（塗装品） 一部新設	_____	既存のまま	既存のまま	_____	_____																																																																														
改修内容																																																																																						

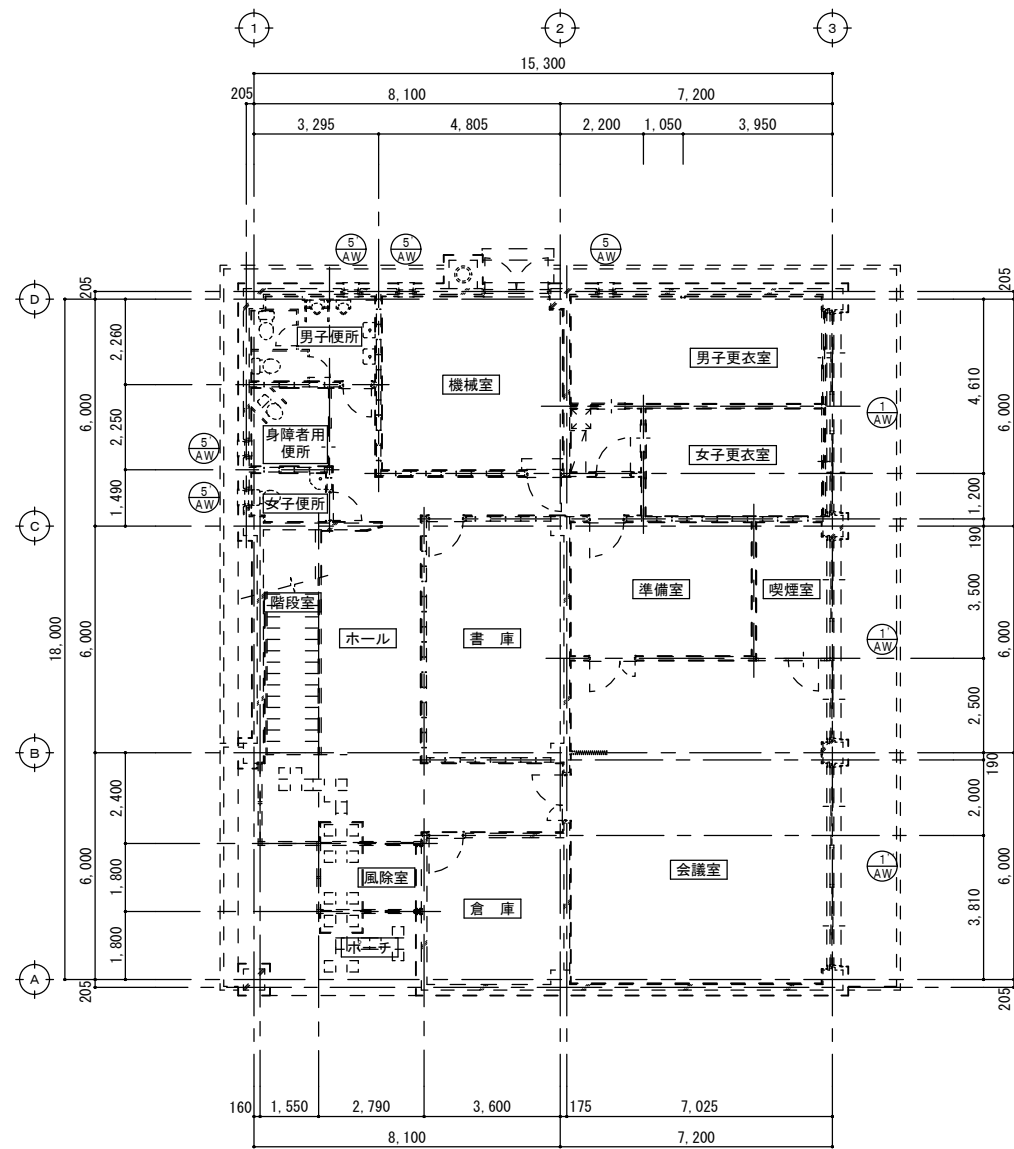
 内部仕上 | | | | | | | | | || 室名 | | 区分 | 床 | | 壁取合（巾木） | | 壁 | | 天井取合 | | 天井 | | 化学物質 濃度測定 箇所数 | 備考 |
新規	既存	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容	仕上	改修内容					
			共通事項		共通事項		共通事項		共通事項		共通事項					
A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ）		A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ）		A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ）		A 既存見切縁撤去後新設		A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ）								
B 既存床仕上撤去後新設（下地共）		B 既存巾木撤去後新設		B 既存壁仕上撤去後新設（仕上のみ）				B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ）								
D 床仕上新設（仕上のみ）				C 既存壁仕上撤去後新設（下地共）				C 既存天井仕上撤去後新設（下地共）								
E 床仕上新設（下地共）		E 巾木新設		D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ）		E 見切縁新設		D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ）								
F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ）		F 巾木撤去		E 壁仕上新設		F 見切縁撤去		E 天井仕上新設								
G 既存床仕上撤去後新設、下地のみ取外し・再取付				F 壁仕上撤去												
（1階）																
風除室	風除室	既存	磁器質タイル （1-01-6）		アルミ水切				軒天通気口 （アルミバンチングメタル）				アルミモールディング （3-01-9）			
改修	既存のまま	既存のまま				既存のまま										
玄関ホール	玄関ホール	既存	ビニル床タイル 一部視覚障害者用磁器質タイル （1-01-4）		テラゾーブロック				モルタル塗 タイル状吹付 （2-02-13）		アルミニウム製見切縁			DR（T）t9 （3-01-4）		
改修	既存のまま	既存のまま				既存のまま										
会議室	会議室	既存	ビニル床タイルt20 （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）				GB-R t12.5 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁			GB-NC t9.5 （3-01-2）		
改修	既存のまま	既存のまま				既存のまま										
喫煙コーナー	喫煙コーナー	既存	ビニル床タイル （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）				GB-R t12.5の上ビニルクロス アルミパーテーション （2-03-4）		アルミニウム製見切縁			GB-NC t9.5 （3-01-2）		
改修	既存のまま	既存のまま				既存のまま										
準備室	準備室	既存	ビニル床タイルt20 （1-01-4）		ビニル巾木 H=60 （2-11-1）				GB-R t12.5 EP （2-03-4）		アルミニウム製見切縁			GB-NC t9.5 （3-01-2）		
改修	既存のまま	既存のまま				既存のまま										
男子便所 便所女子 身障者用便所	男子便所 便所女子 身障者用便所	既存	ビニル床シート（目地溶接） （1-01-4）		陶器質タイル				陶器質タイル		アルミニウム製見切縁 （3-11-9）		A （男子便所 一部）	FK t6 EP （3-01-1）		B （男子便所 一部）
改修	既存のまま	既存のまま				FK t6 EP （3-01-1）										
印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。													釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事		A-06	
													改修仕上表（1）NON			
H29版改修 ver1.00 2017.07.01													北海道労働局総務部			

内 部 仕 上														
室 名		区 分	床		壁 取 合 (巾木)		壁		天 井 取 合		天 井		化学物質 濃度測定 箇所数	備 考
新 規	既 存		仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容		
			共 通 事 項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 床仕上取外し・再取付（下地共）		共 通 事 項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共 通 事 項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上げのみ） C 既存壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共 通 事 項 A 既存見切縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共 通 事 項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設			
廊 下	廊 下	既 存	ビニル床タイル t2.0 （1－01－4）		ビニル巾木 H＝6.0 （2－11－1）		モルタル EP GB－R t12 EP （2－03－4）		アルミニウム製見切縁		GB－NC（T） t9.5 （3－01－2）			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま					
機械室	機械室	既 存	硬質着色床 （1－01－1）		モルタル EP （2－11－7）		ロックウール吹付 機モルタル EP H=2,000 （2－02－13）		突付		ロックウール吹付			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま					
倉 庫	倉 庫	既 存	コンクリートこて仕上 （1－01－3）				断熱パネル打込 コンクリート打放のまま ブロック化粧目地仕上 （2－02－12）				コンクリート打放のまま			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま					
(2F)														
署長室	署長室	既 存	タイルカーペット		ビニル巾木 H=60 （2－11－1）		単板張 t0.5		アルミニウム製見切縁		GB－NC（T） t9.5 （3－01－2）			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま					
事務室	事務室	既 存	ビニル床タイル t2.0 （1－01－4）		ビニル巾木 H=60 （2－11－1）		GB－R t12 EP （2－03－4）		アルミニウム製見切縁		GB－NC（T） t9.5 （3－01－2）	B		
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		GB－NC（T） t9.5 （3－01－2）					
給湯室	給湯室	既 存	ビニル床タイル t2.0 （1－01－4）		モルタル EP （2－11－7）		モルタル EP・VE （2－02－13）		アルミニウム製見切縁 （3－11－9）	一部 A	FK t6 EP （3－01－1）	一部 B		
		改 修	既存のまま		既存のまま		アルミニウム製見切縁 （3－11－9）		FK t6 EP （3－01－1）					
相談室	相談室	既 存	ビニル床タイル t2.0 （1－01－4）		ビニル巾木 H=60 （2－11－1）		GB－R t12 EP （2－02－4）		アルミニウム製見切縁		GB－NC（T） t9.5 （3－01－2）			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま					
▶ 印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。												釧路労働基準監督署耐震改修 17（建築その他）工事		A－07
												改修仕上表（2）NON		
H29版 ver.2.00 2017.07.01												北海道労働局総務部		

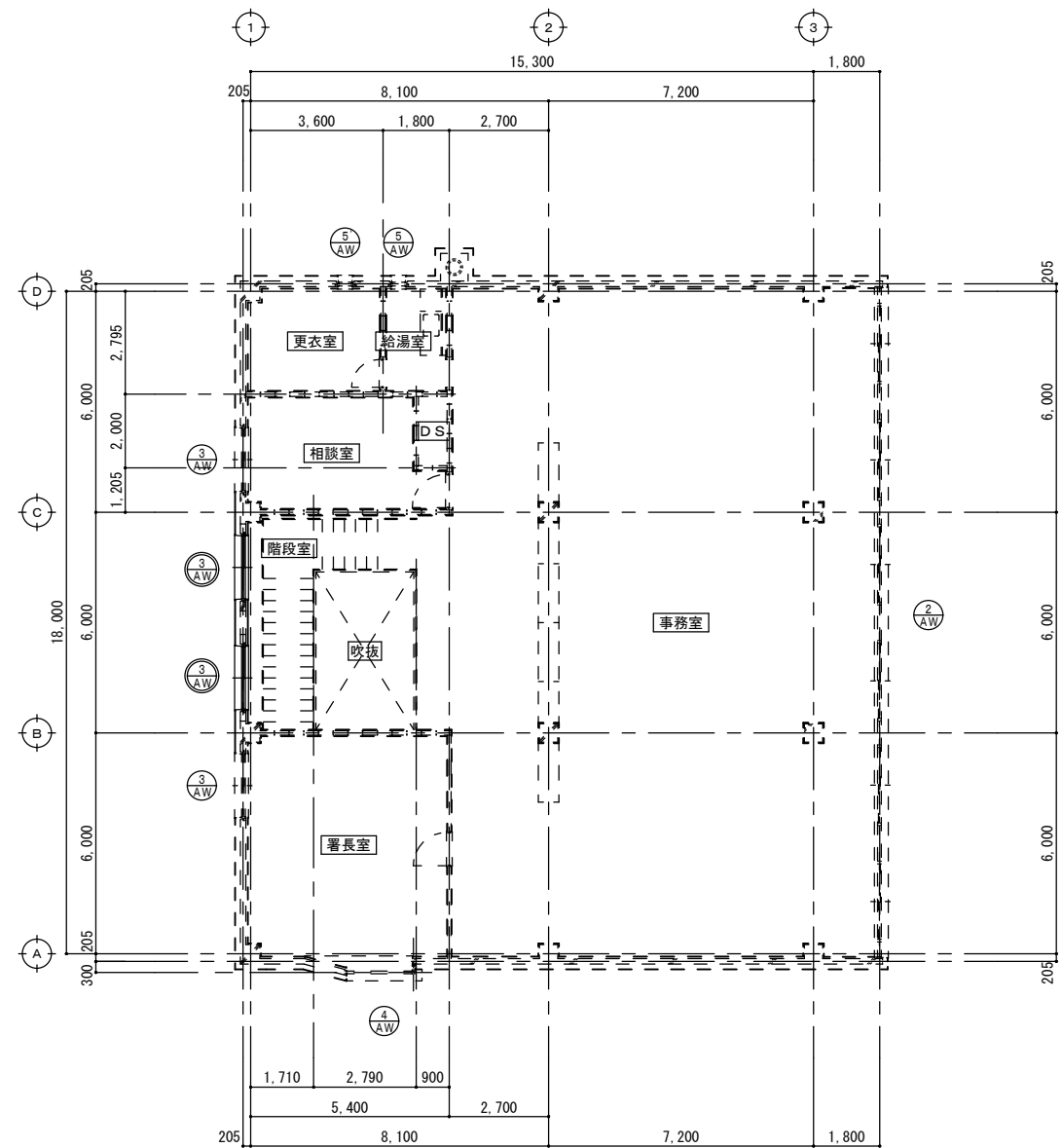
内 部 仕 上														
室 名		区 分	床		壁 取 合（巾木）		壁		天 井 取 合		天 井		化学物質 濃度測定 箇所数	備 考
新 規	既 存		仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容	仕 上	改修内容		
			共 通 事 項 A 既存床仕上撤去後新設（仕上のみ） B 既存床仕上撤去後新設（下地共） D 床仕上新設（仕上のみ） E 床仕上新設（下地共） F 床仕上取外し・再取付（仕上げのみ） G 床仕上取外し・再取付（下地共）		共 通 事 項 A 既存巾木撤去後新設（塗装のみ） B 既存巾木撤去後新設 E 巾木新設 F 巾木撤去		共 通 事 項 A 既存壁仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存壁仕上撤去後新設（仕上げのみ） C 既存壁仕上撤去後新設（下地共） D 壁仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 壁仕上新設 F 壁仕上撤去		共 通 事 項 A 既存見切縁撤去後新設 E 見切縁新設 F 見切縁撤去		共 通 事 項 A 既存天井仕上撤去後新設（塗装・壁紙等のみ） B 既存天井仕上撤去後新設（仕上のみ） C 既存天井仕上撤去後新設（下地共） D 天井仕上新設（塗装・壁紙等のみ） E 天井仕上新設			
相談室	相談室	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1－01－4）		ビニル巾木 H=60 （2－11－1）		GB－R t12 EP （2－03－4）		アルミニウム製見切縁 （3－11－9）		GB－NC（T）t9.5 （3－01－2）			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま					
ホール	ホール	既 存	ビニル床タイルt2.0 （1－01－4）		ビニル巾木 H=60 （2－11－1）		GB－R t12 EP （2－03－4）		アルミニウム製見切縁 （3－11－9）		GB－NC（T）t9.5 （3－01－2）			
		改 修	既存のまま		既存のまま		既存のまま		既存のまま					
階段室	階段室	既 存	ビニル床タイルt2.0（廊上共） （1－01－4）		ビニル巾木 H=60 （2－11－1）		GB－R t12 EP （2－03－4）	一部 C	アルミニウム製見切縁 （3－11－9）	一部 A	GB－NC（T）t9.5 （3－01－2）	一部 C		縦型ブラインド、ブラインドボックス撤去（3－32－1） （縦型ブラインド W5,740 H1,800）
		改 修	既存のまま		一部 GB－R t12 EP （2－03－4）		アルミニウム製見切縁 （3－11－9）		GB－NC（T）t9.5 （3－01－2）					
印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。												釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事		A－08
												改修仕上表（3）NON		
H29版 ver2.00 2017.07.01												北 海 道 労 働 局 総 務 部		



印は設計変更を示し、枠内数字は変更回数を示す。

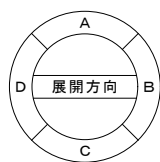
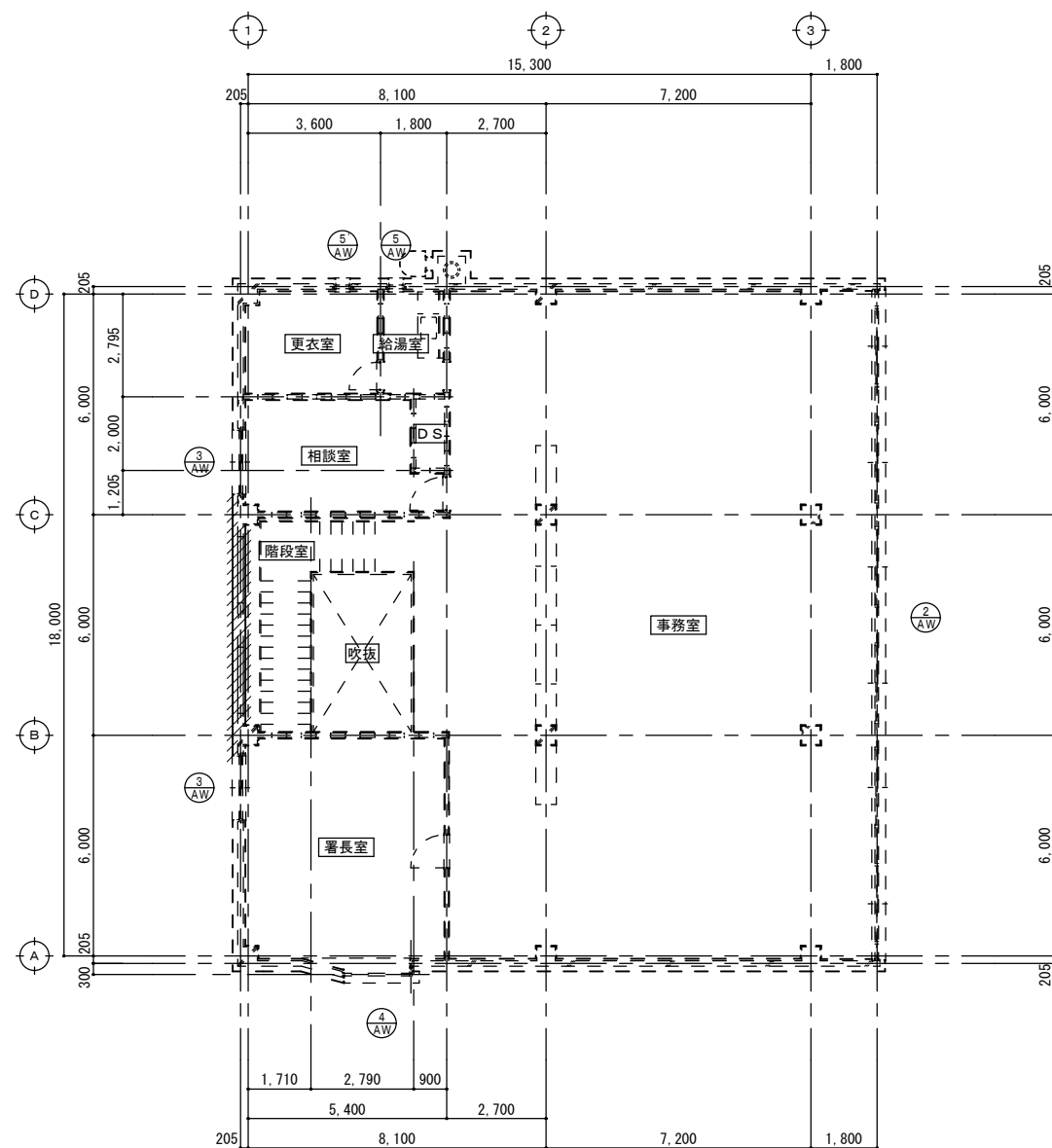
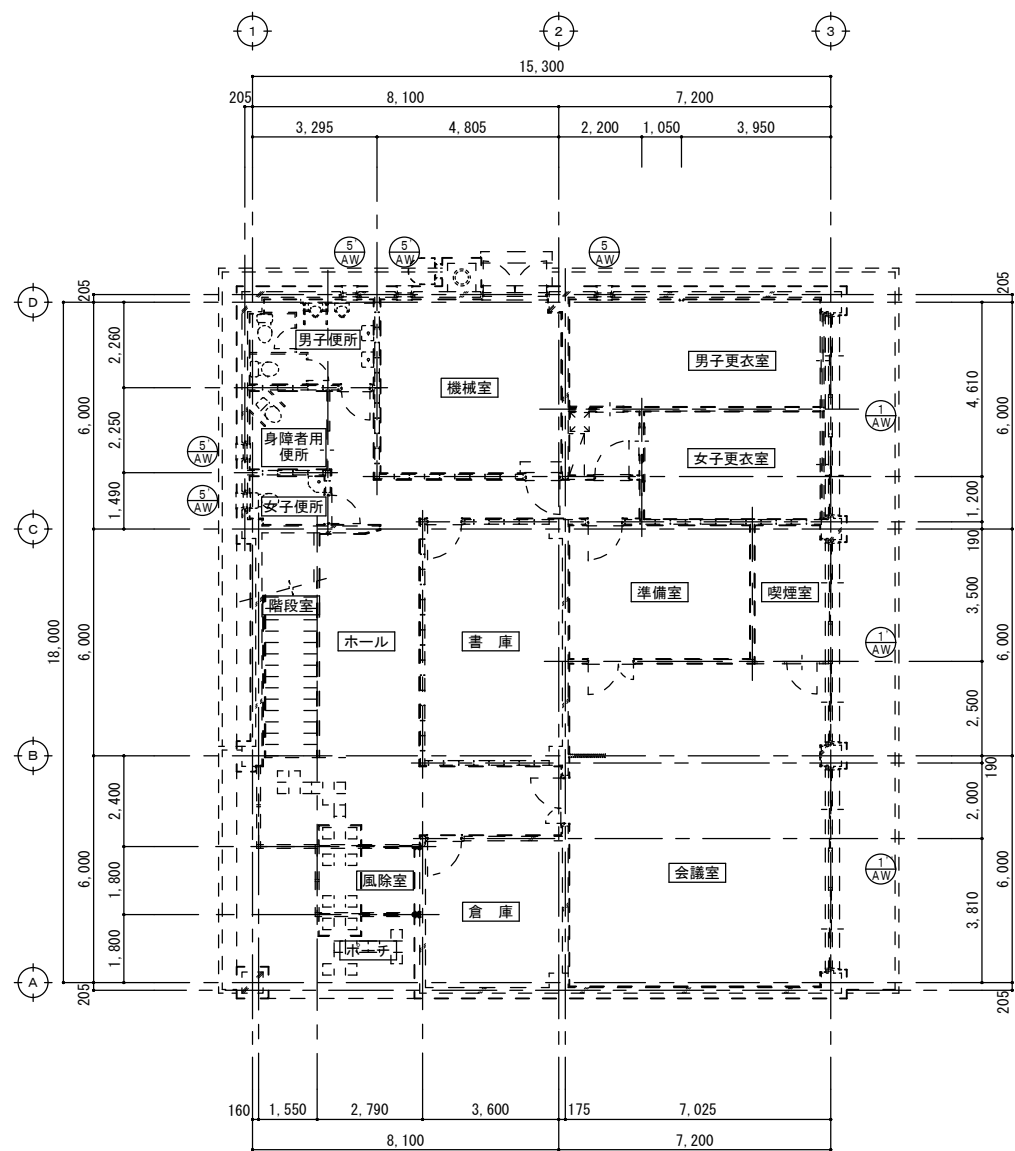


1階平面図 S : 1/100

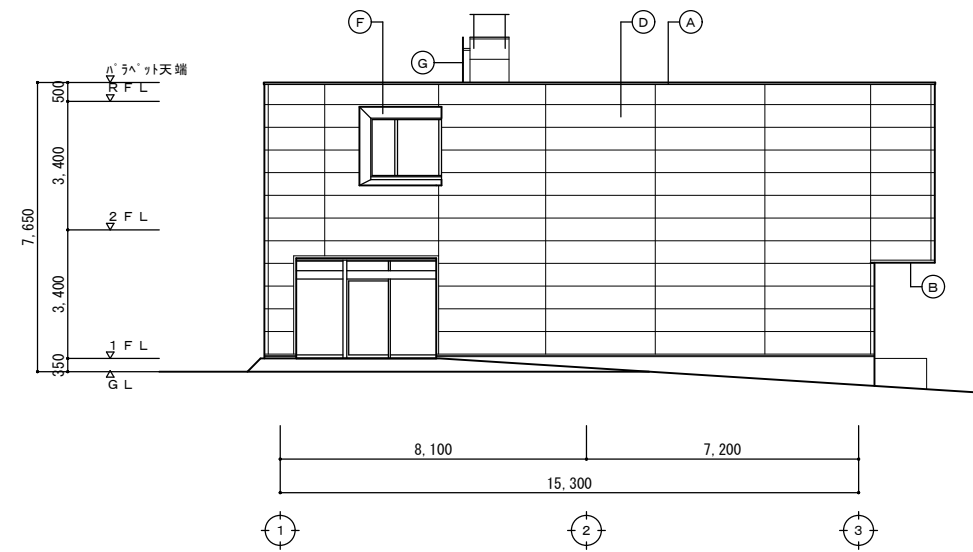


2階平面図 S : 1/100

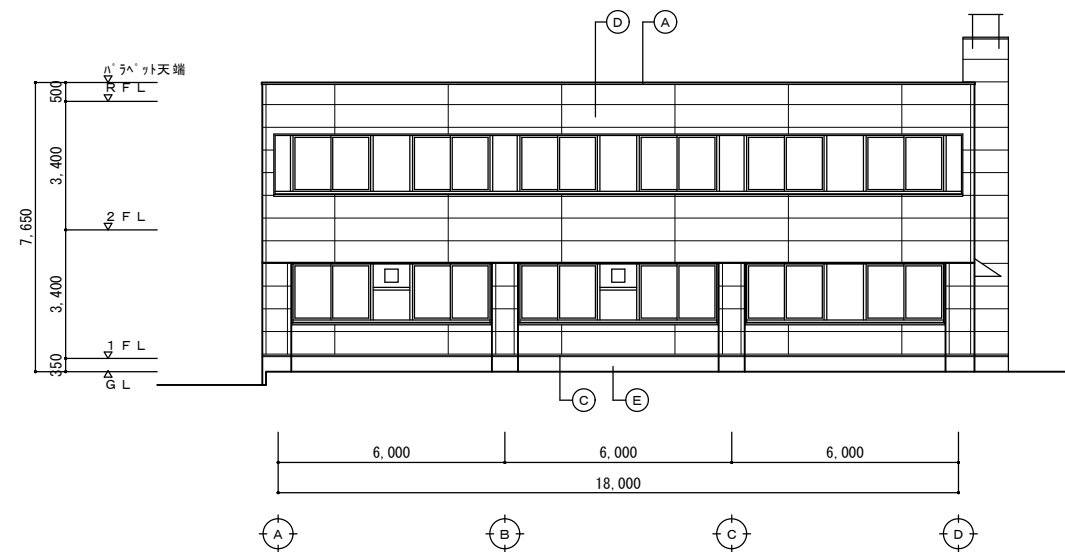
凡例		鉄筋コンクリート造	==	既存部分を示す		既存建具記号					釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事	A-09
		コンクリートブロック造	=====	撤去部分を示す		撤去建具記号					1階平面図・2階平面図（既存） S : 1/100	
		軽量鉄骨下地壁（2-21-1）									北海道労働局総務部	



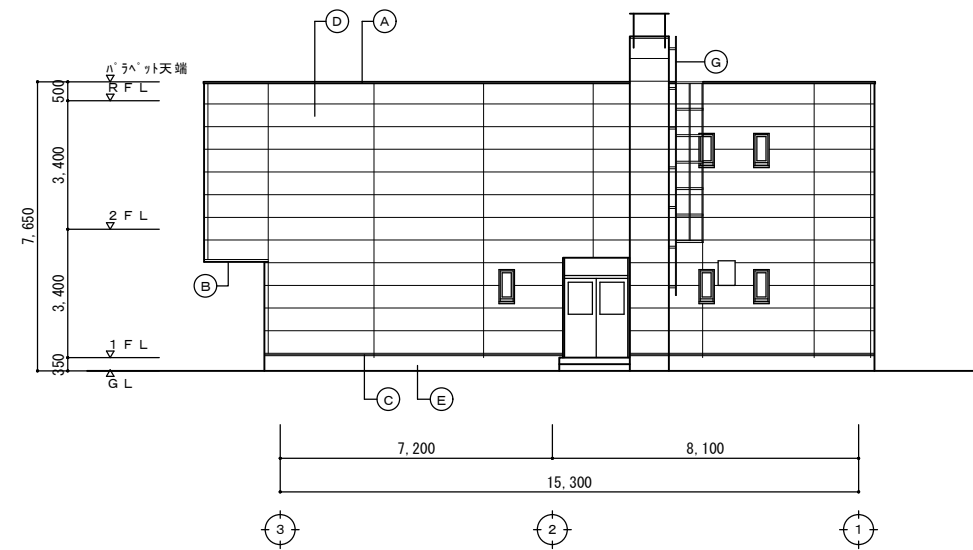
凡例		鉄筋コンクリート造	==	既存部分を示す		既存建具記号					釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事	A-10
		コンクリートブロック造	####	改修部分を示す							1階平面図・2階平面図（改修） S : 1/100	
		軽量鉄骨下地盤（2-21-1）									北海道労働局総務部	



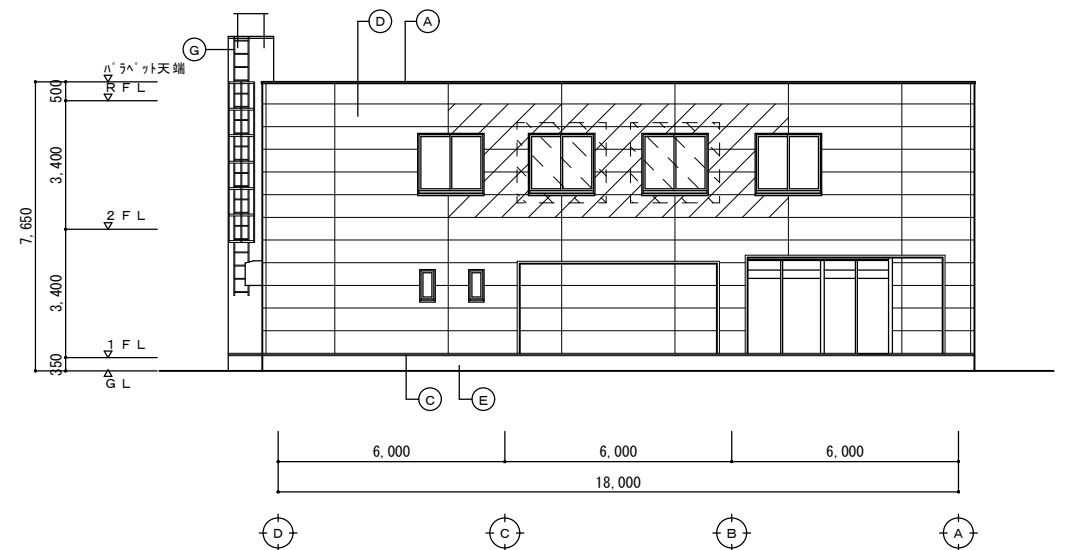
西側立面図 S : 1/100



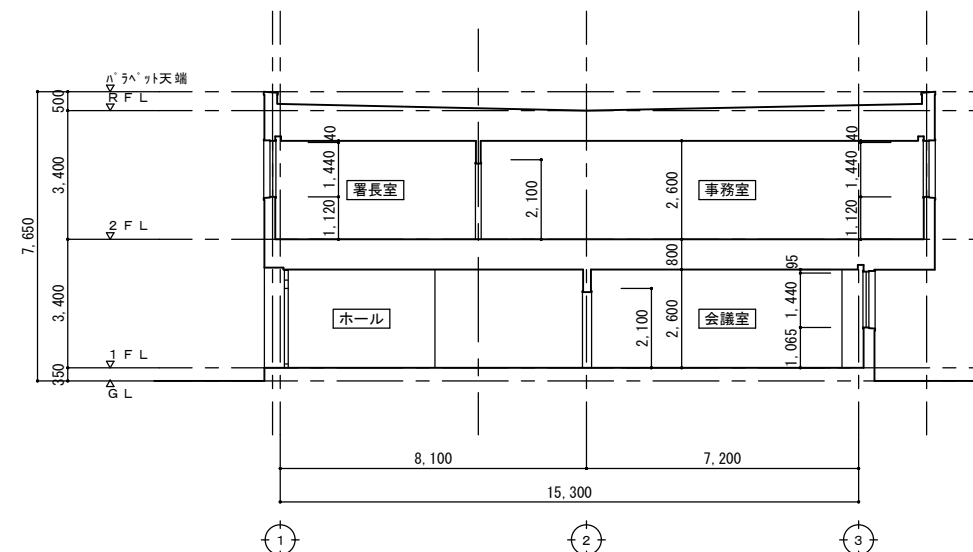
南側立面図 S : 1/100



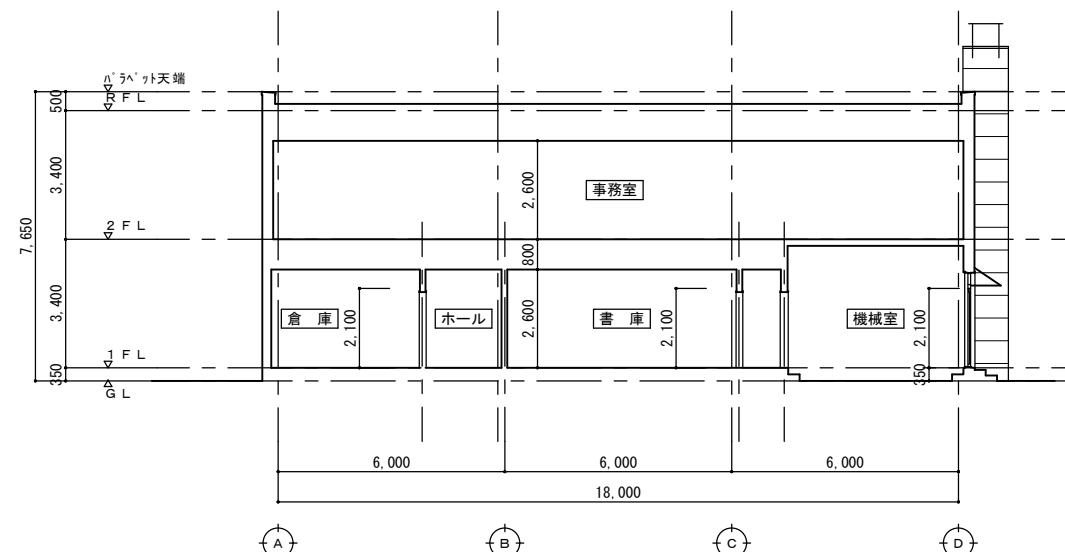
東側立面図 S : 1/100



北側立面図 S : 1/100

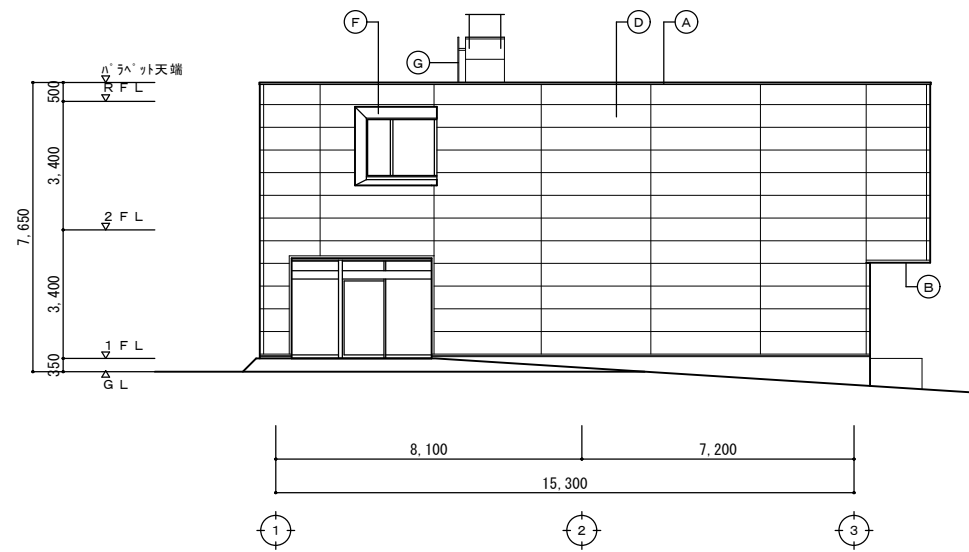


断面図 S : 1/100

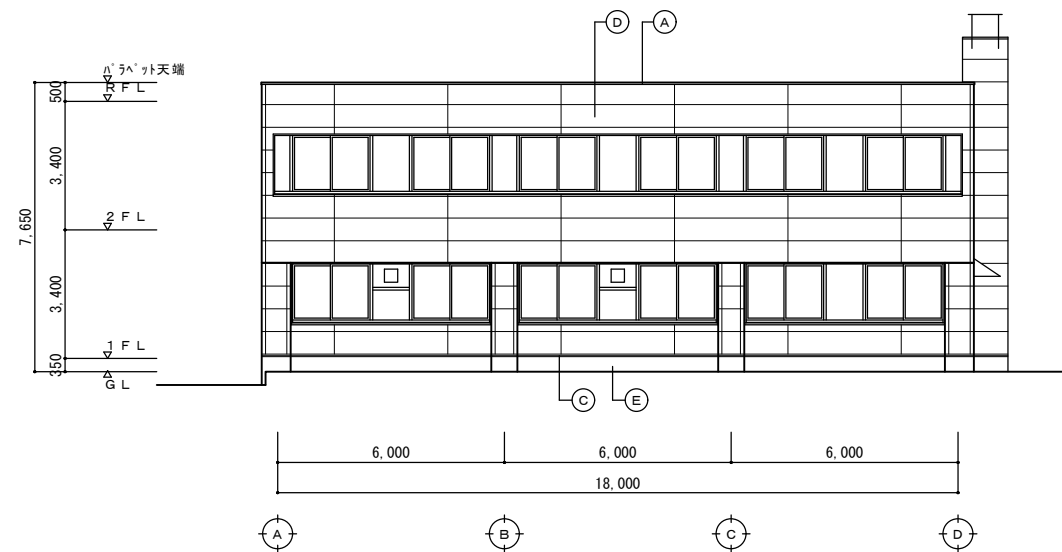


断面図 S : 1/100

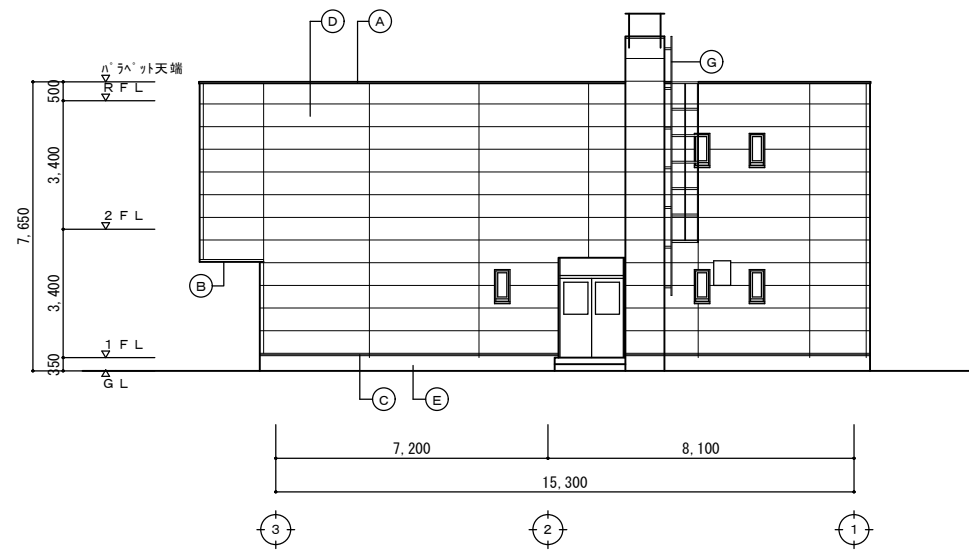
凡例		押出成形セメント板 t 26 (塗装品) 撤去 外断熱パネル保温板 t 25+t 50 (32kg/m3) 撤去 AW-3 撤去	(A)	アルミ製笠木	(D)	押出成形セメント板 (塗装品)	(G)	ステンレスタラップ					釧路労働基準監督署耐震改修 1 7 (建築その他) 工事	A-11
		R C 壁撤去	(B)	アルミ見切水切	(E)	外断熱パネル後貼の上複層仕上塗材							立面図・断面図 (既存) S : 1/100	
			(C)	アルミ腰水切	(F)	カラーアルミパネル							北海道労働局総務部	



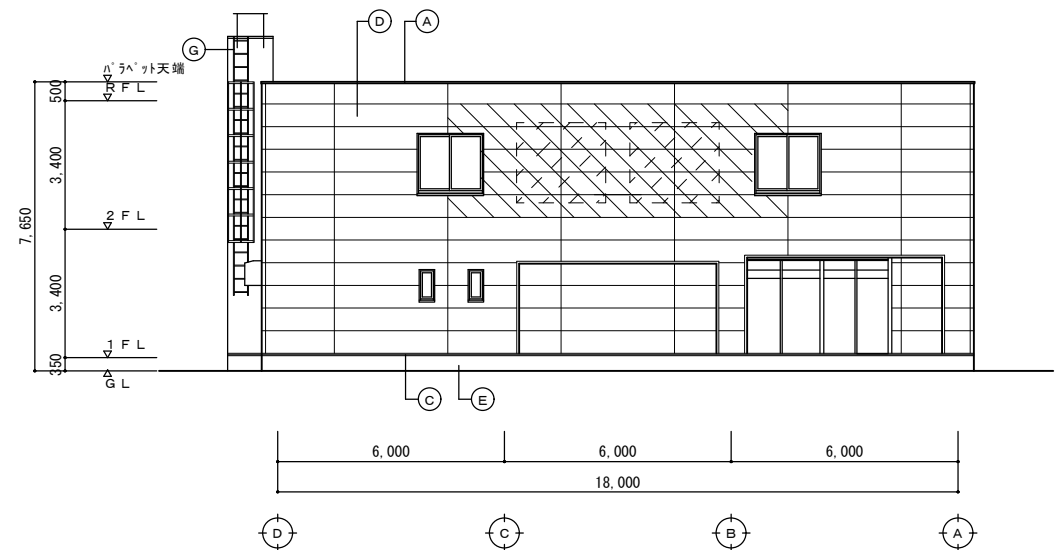
西側立面図 S : 1/100



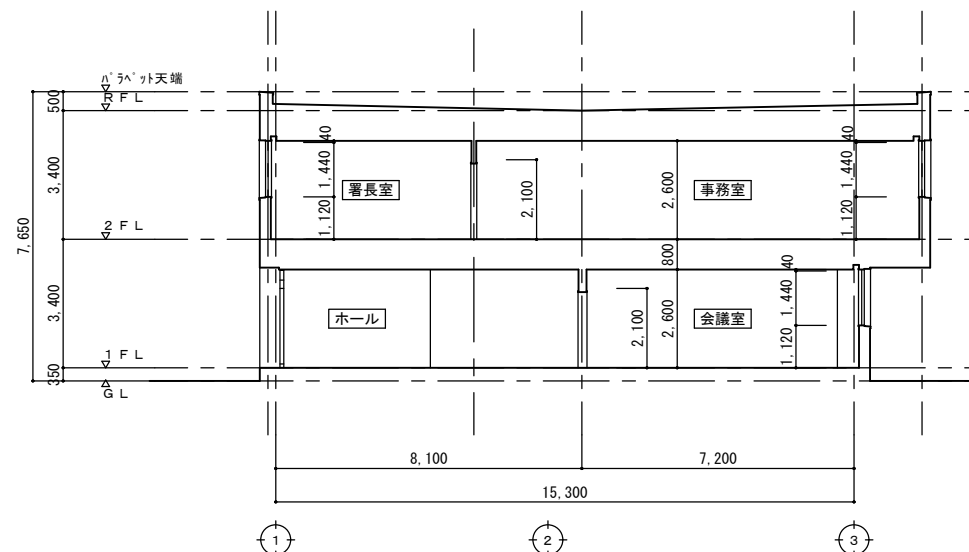
南側立面図 S : 1/100



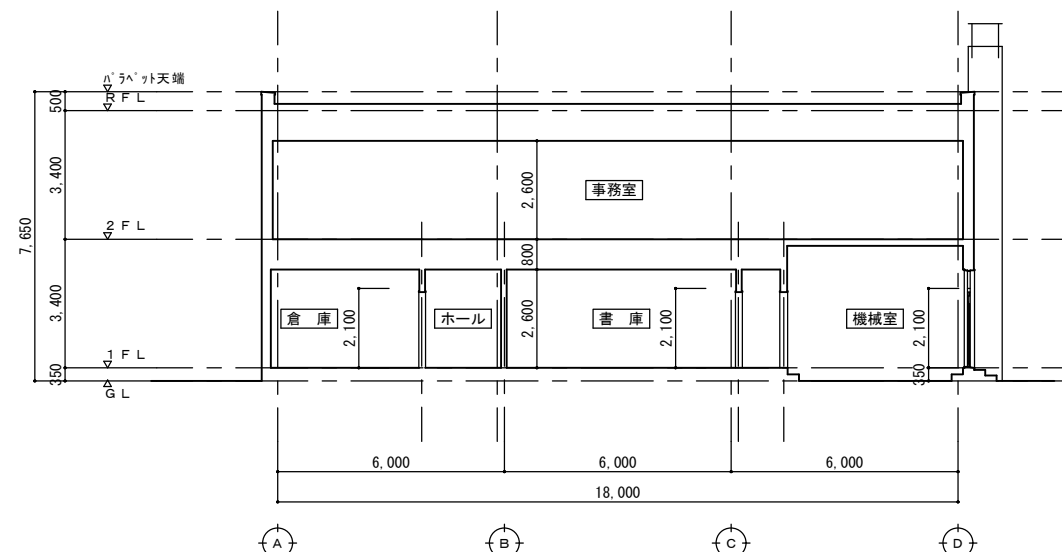
東側立面図 S : 1/100



北側立面図 S : 1/100

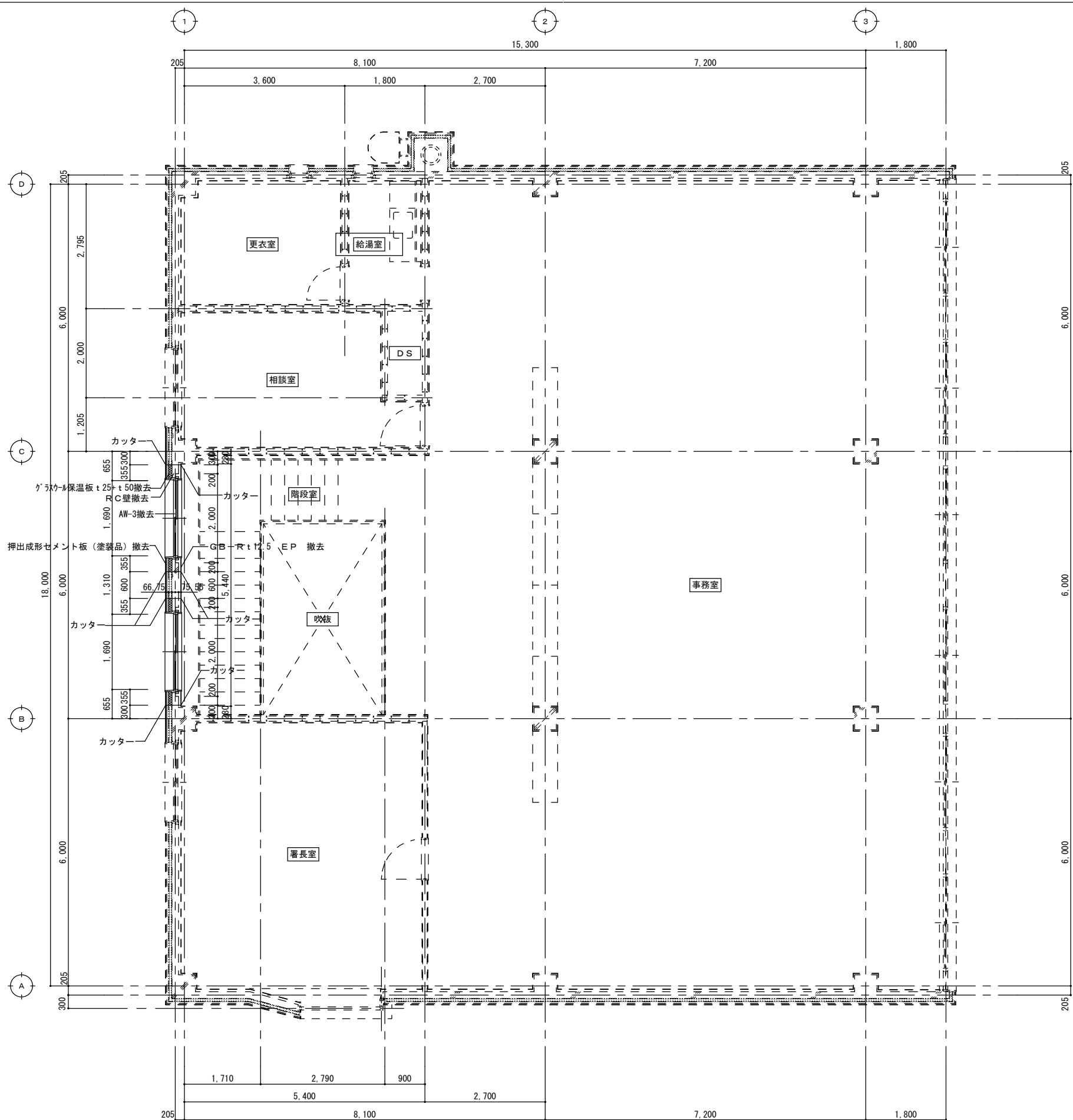


断面図 S : 1/100

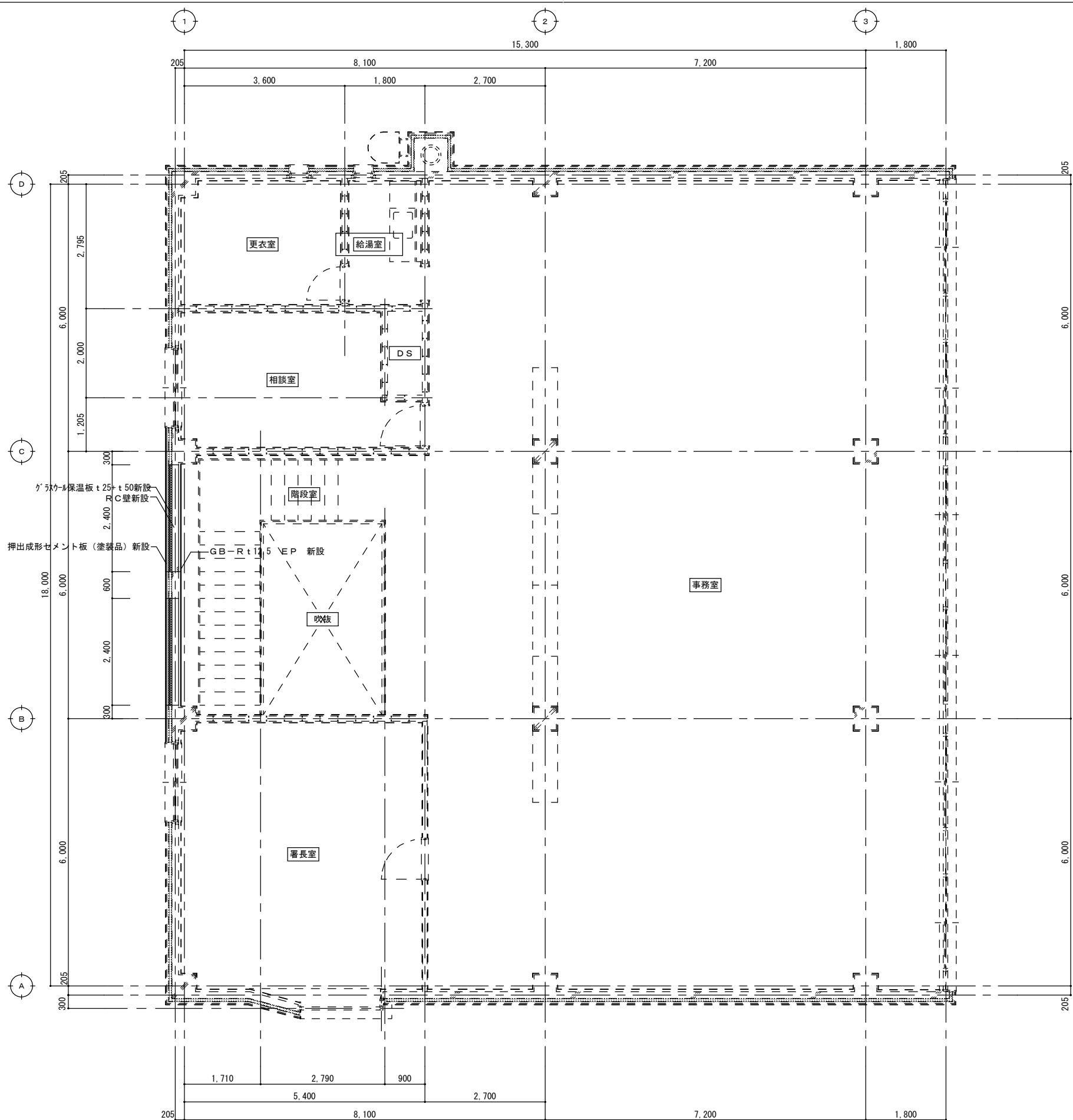


断面図 S : 1/100

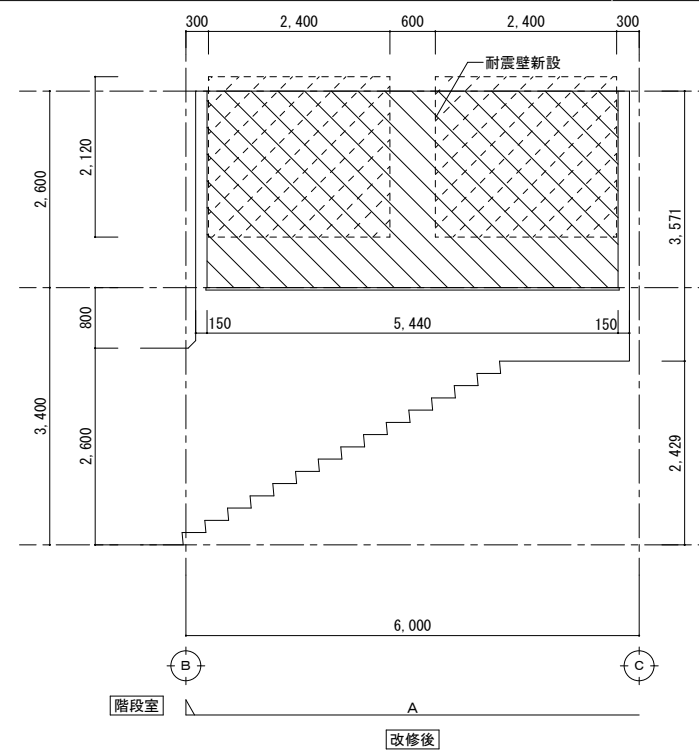
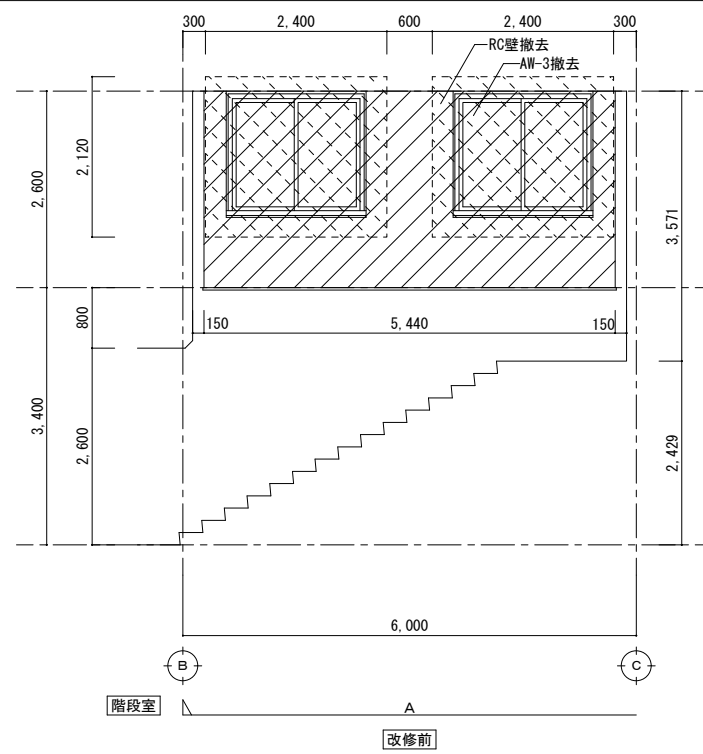
凡例		押出成形セメント板 t 26 (塗装品) 新設 ガラスウール保温板 t 25+ t 50 (32Kg/m3) 新設	(A)	アルミ製笠木	(D)	押出成形セメント板 (塗装品)	(G)	ステンレスタラップ					釧路労働基準監督署耐震改修 1 7 (建築その他) 工事	A-12
		R C 壁新設	(B)	アルミ見切水切	(E)	外断熱パネル後貼の上複層仕上塗材	(H)	ステンレス防雪フード					立面図・断面図 (改修)	
			(C)	アルミ腰水切	(F)	カラーアルミパネル							北海道労働局総務部	

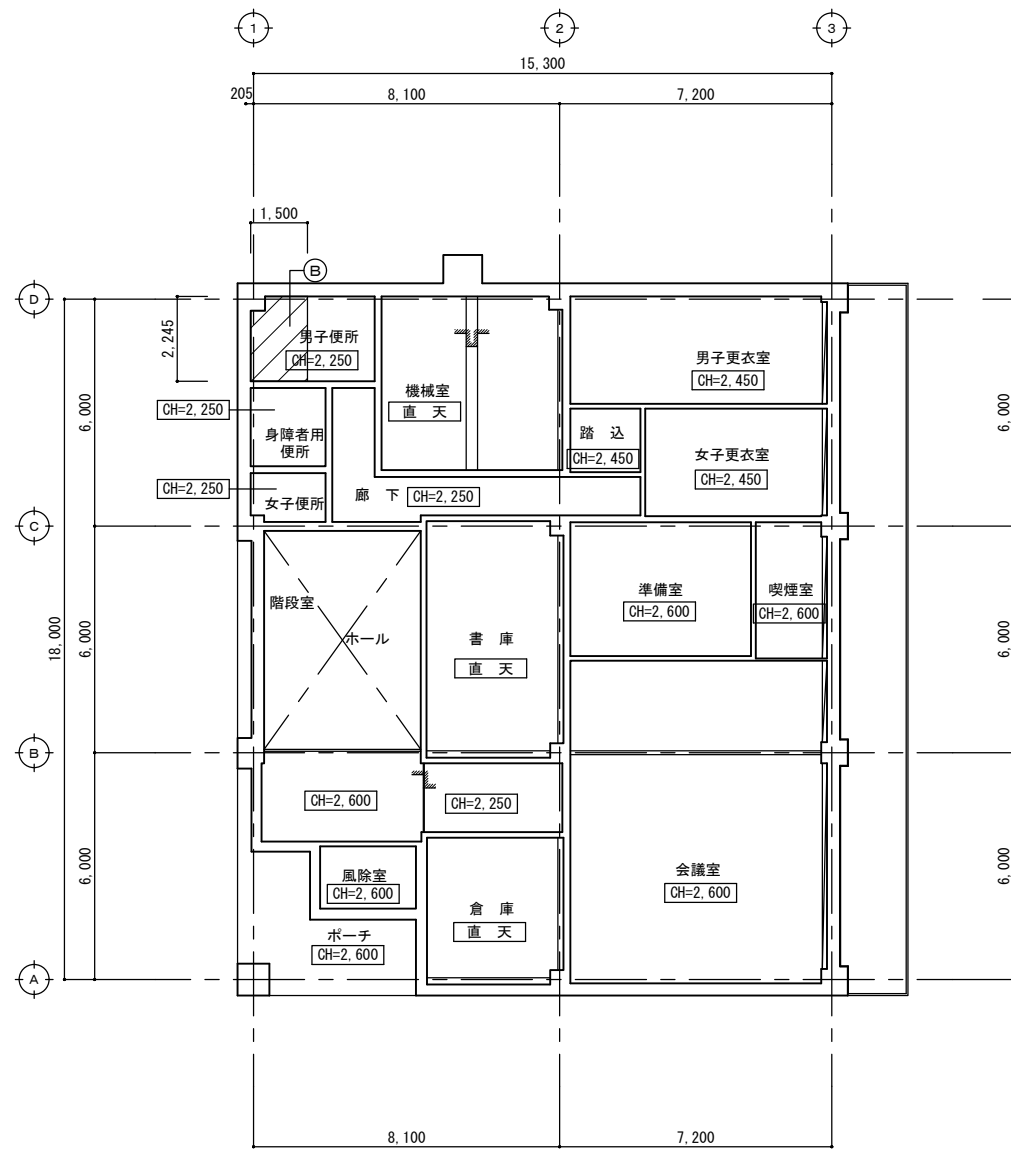


凡例		鉄筋コンクリート造	= = =	既存部分を示す							釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事	A-13
		コンクリートブロック造	=====	改修部分を示す（撤去）							2階平面詳細図（既存） S : 1/50	
		軽量鉄骨下地壁（2-21-1）									北海道労働局総務部	

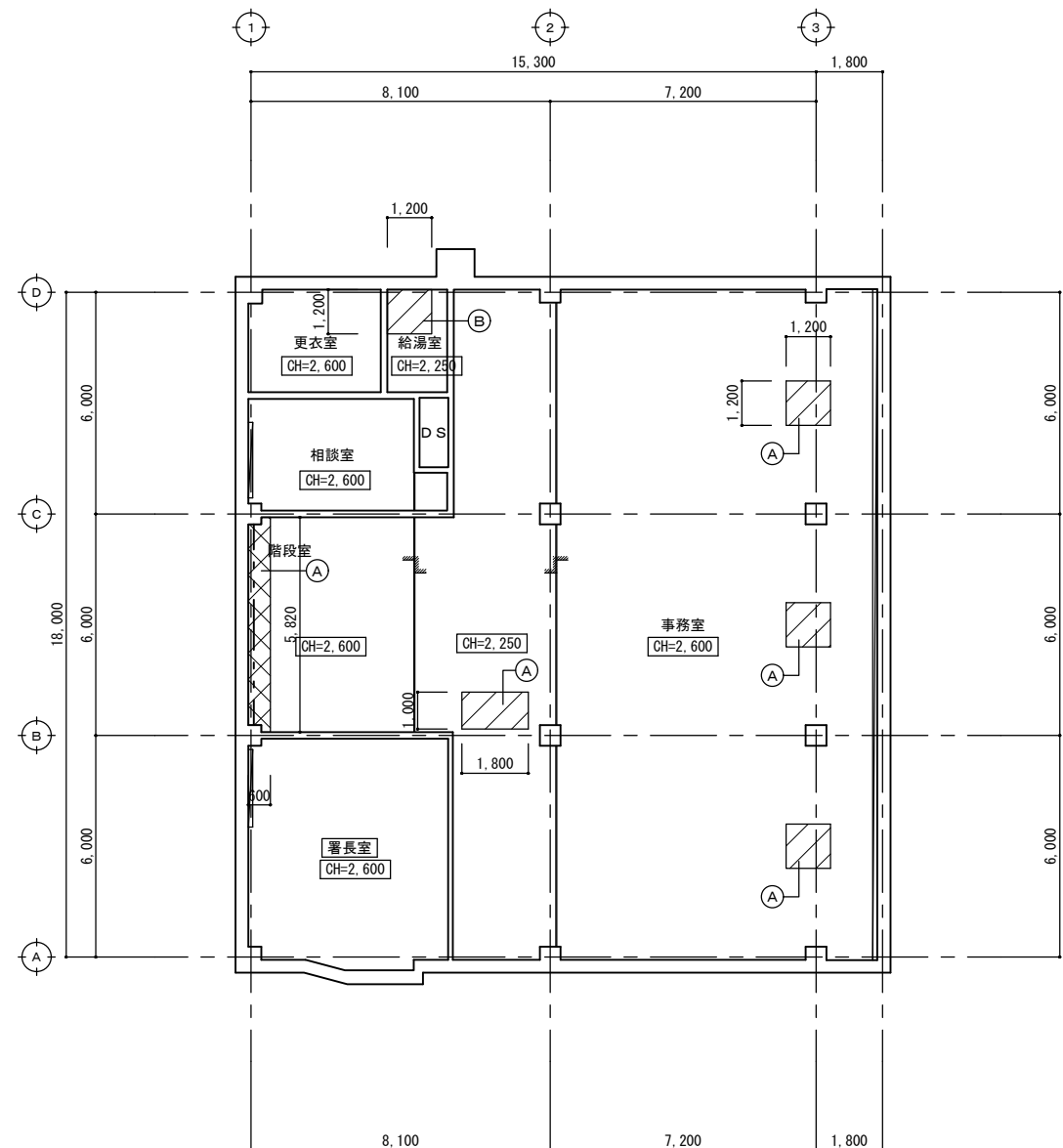


凡例		鉄筋コンクリート造	= = =	既存部分を示す							釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事	A-14
		コンクリートブロック造	=====	改修部分を示す（新設）							2階平面詳細図（改修） S : 1/50	
		軽量鉄骨下地壁（2-21-1）									北海道労働局総務部	

[illegible]



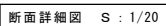
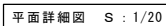
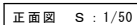
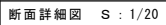
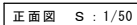
1階天井伏図 S : 1/100

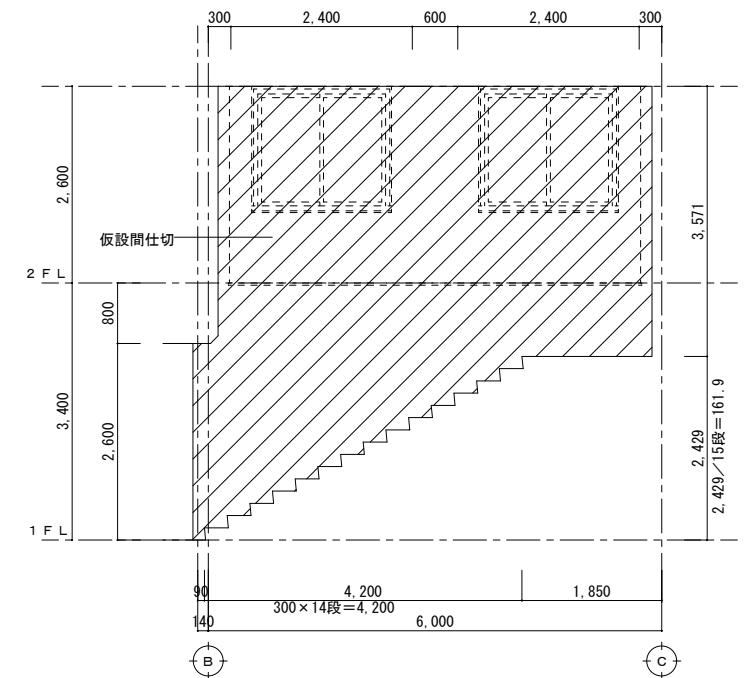
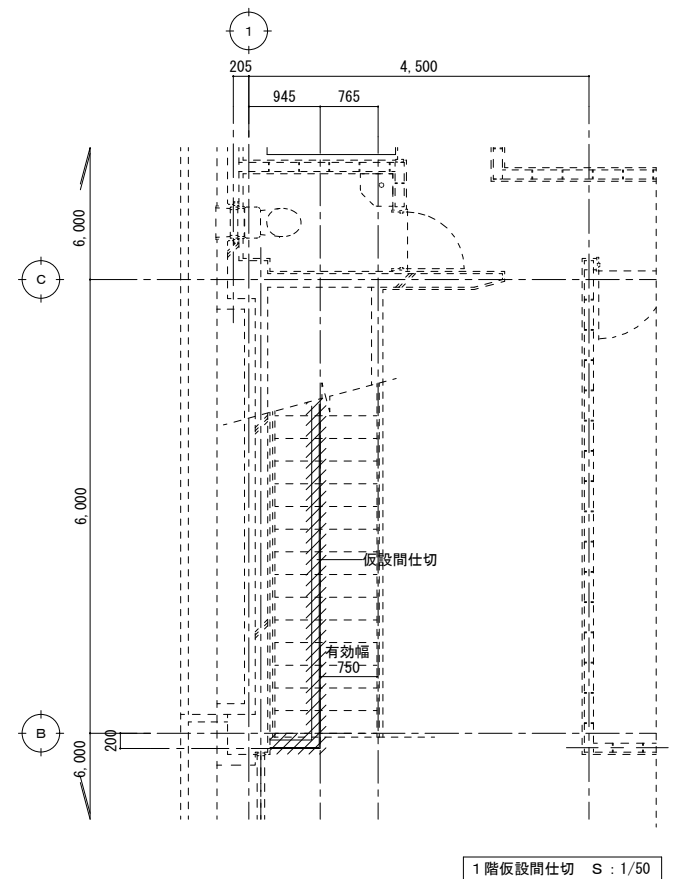
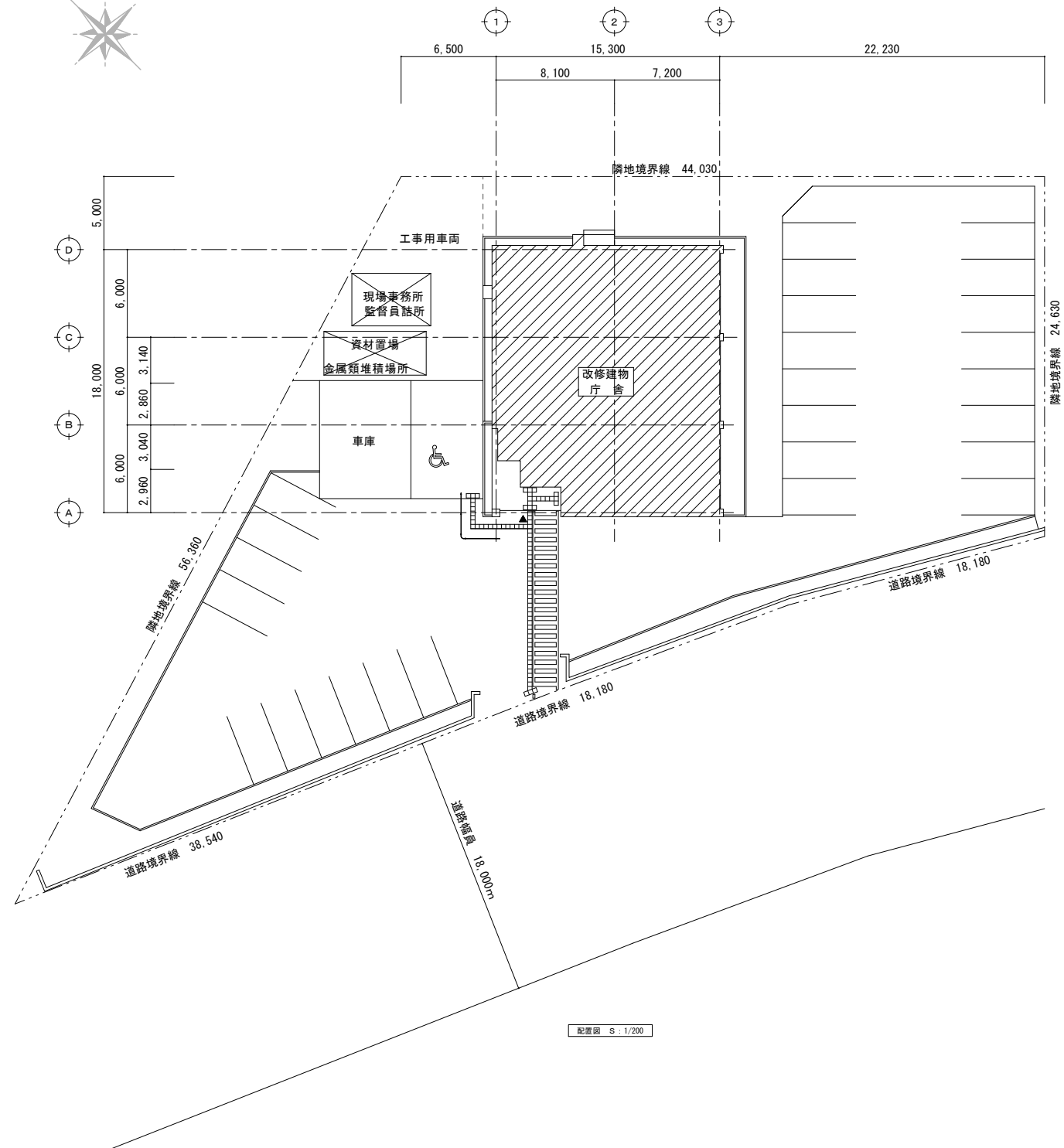


2階天井伏図 S : 1/100

凡例		仕上のみ撤去・新設	(A)	GB-NC (T) t 9.5 (3-01-2)						釧路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事	A-16
		仕上・下地共撤去・新設	(B)	FK t 6.0 EP (3-01-1)						1階天井伏図・2階天井伏図 S : 1/100	
		縦型ブラインド・ブラインドボックス (3-32-1)								北海道労働局総務部	

共 通 事 項										棟別 区分	建 具 符 号	形 状 記 号	箇所数	建具寸法 (mm)		建具枠		がらり		ガラス		備 考	形 状 記 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
W	() はらんま H	枠見込 (mm)	枠回り記号 枠一くずり	記号	h (mm)	記号	厚さ (mm)	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
1. 特記なき建具見込み寸法は木製建具、鋼製建具4 0mm、 鋼製軽量建具3 6mm、障子、ふすま及び木製窓は3 0mmとする。 又押入のふすまは合板ふすま（市場品程度）とする。 2. 特記なき鋼製建具、鋼製軽量建具の外部に面する仕上は ②―FUE、内部の仕上はSOP（F☆☆☆☆）とする。 また、特記なき木製建具の内部の仕上はSOP（F☆☆☆☆） とし、特記なき重畳シャッター仕上は内部・外部とも SOP（F☆☆☆☆）とする。 3. 外部に面する金属製フラッシュ戸（ガラス入具）は断熱材 （吹付硬質ウレタンフォーム断熱材充填）入とする。 4. 鋼製建具のうち点検扉は片面フラッシュ戸とする。 5. 特記なきガラスの材質は建具と同材とし板厚は鋼製1. 2mm （防火戸1. 6mm）、アルミニウム製は1. 5mm、 ステンレス製は1. 0mmとする。 6. ドアガラスの仕上は建具と同様とし、ふすまは木製塗装 なしとする。防火戸のガラスはダンパー付きとする。 7. 外壁取付け用ガラスには四方枠（4－5 2－7、見込み 1 5 0mm）を取付ける。 8. 廊下に面する建具の枠は廊下付きとする。 9. ○―○―○は複層ガラス、内側―空気層―外側を表す。 10. 衝突安全表示（セーフティマーク）は、扉及びスクリー ン部分の両面に取付ける。 11. DC・FH・AH及びびり当りの取付けは平面図による。 なおDCの取付けは室内側を原則とする。 12. 壁当たりとなる開き戸は壁面より逃げ寸法を1 0 0mm 程度 とする。 13. 煙感知器連動装置付き及び階段室に面する建具に取付ける DC、FH、AHはストップなしとする。 14. 排煙窓の操作レバーの位置は床面から1. 5 0 0mm以下の 位置とする。 15. 特記無き自動扉の凍害防止装置の適用、センサーの種類は 備考による。 16. 自動扉の電源用配管、配線は、スイッチボックス以降自動 扉に含む。 スイッチボックスはステンレス製（SUS3 0 4）鍵付き とし、スイッチは自動扉（内外）及びヒーター用各々に取 付ける。保護装置として漏電遮断機（ELCB2 P2 0 A 3 0 mA遮断時間0. 1秒）を取付ける。 ガイドレールには外部のみヒーター付きとし、ヒーター線 の容量は1 φ1 0 0 V 3 0 W/Mサーモスタット付きレ ール内蔵とし、◇ 印付きとする。 自動扉の制御装置は無目内蔵とし、両引戸は全半開装置付 きとする。 安全用光電装置の取付けは、ブース内部側とする。 17. 建具寸法は、有効内法寸法を示す。ただし、扉のH寸法の 押え位置は、建築工事標準詳細図（平成1 7年版）を参照 すること。																						A									B									C									D									E									F																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
																																												E-1									E-2									E-3									E-4									E-5									E-6									E-7									E-8									E-9									E-10									E-11									E-12									E-13									E-14									E-15									E-16									E-17									E-18									E-19									E-20									E-21									E-22									E-23									E-24									E-25									E-26									E-27									E-28									E-29									E-30									E-31									E-32									E-33									E-34									E-35									E-36									E-37									E-38									E-39									E-40									E-41									E-42									E-43									E-44									E-45									E-46									E-47									E-48									E-49									E-50									E-51									E-52									E-53									E-54									E-55									E-56									E-57									E-58									E-59									E-60									E-61									E-62									E-63									E-64									E-65									E-66									E-67									E-68									E-69									E-70									E-71									E-72									E-73									E-74									E-75									E-76									E-77									E-78									E-79									E-80									E-81									E-82									E-83									E-84									E-85									E-86									E-87									E-88									E-89									E-90									E-91									E-92									E-93									E-94									E-95									E-96									E-97									E-98									E-99									E-100									E-101									E-102									E-103									E-104									E-105									E-106									E-107									E-108									E-109									E-110									E-111									E-112									E-113									E-114									E-115									E-116									E-117									E-118									E-119									E-120									E-121									E-122									E-123									E-124									E-125									E-126									E-127									E-128									E-129									E-130									E-131									E-132									E-133									E-134									E-135									E-136									E-137									E-138									E-139									E-140									E-141									E-142									E-143									E-144									E-145									E-146									E-147									E-148									E-149									E-150									E-151									E-152									E-153									E-154									E-155									E-156									E-157									E-158									E-159									E-160									E-161									E-162									E-163									E-164									E-165									E-166									E-167									E-168									E-169									E-170									E-171									E-172									E-173									E-174									E-175									E-176									E-177									E-178									E-179									E-180									E-181									E-182									E-183									E-184									E-185									E-186									E-187									E-188									E-189									E-190									E-191									E-192									E-193									E-194									E-195									E-196									E-197									E-198									E-199									E-200									E-201									E-202									E-203									E-204									E-205									E-206									E-207									E-208									E-209									E-210									E-211									E-212									E-213									E-214									E-215									E-216									E-217									E-218									E-219									E-220									E-221									E-222									E-223									E-224									E-225								

[illegible]



仮設間仕切立面 S : 1/50

凡 例		仮設間仕切 B 種 設置期間 4 7 日				釧路労働基準監督署耐震改修 1 7 (建築その他) 工事 仮設計画図 S : 1/250・1/50 北 海 道 労 働 局 総 務 部	A-19
		厚 1.800×900					

構-1 総 則	構造関係共通事項	構-2 建 物 概 要 等	項 目 1. 建物概要等	特 記 事 項 建物概要	構-3 あ ら か じ め の 検 討	1. 軽微な変更への対応 (あらかじめの検討)										
1.1 適用範囲 (1)構造関係共通図(配筋標準図)は鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立等の一般的な標準図とする。 (2)構造関係共通図(鉄骨標準図)は鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄骨の加工、組立の一般的な標準図とする。 (3)構造関係共通図(配筋標準図、鉄骨標準図)以外については、図面及び監督職員の指示による。	1.2 優先順位 (1)設計図書間で配筋方法等に相違がある場合の優先順位は以下の通りとする。 1. 特記仕様書 2. 図面 3. 標準仕様書及び改修標準仕様書	1.3 特記仕様 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 特記事項は、○の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は※印の付いたものを適用する。 ○印と※印の付いた場合は共に適用する。	1.4 用語の定義 (1)設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書、構造関係共通図以外の図面をいう。 (2)異形鉄筋の径(本文、図、表において「D、d」で示す)は、呼び名に用いた数値とする。 (3)長さ、厚さ等の単位は、特記なき限りmmとする。	1.5 記号等 図面で使用する記号等は表1.1～表1.8、図1.1を標準とする。	1. 軽微な変更への対応 (あらかじめの検討)											
表1.1 異形鉄筋の断面表示記号																
区分	径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32							
建築		○	×	∅	○	○	⊙	⊗	⊙							
表1.2 各階伏図における記号																
記号	説明	記号	説明													
○S※	スラブの配筋種別	⊕	杭の位置													
◇	スラブ厚さ	✦	試験杭の位置													
○	階段の配筋種別	▨	打増しの範囲													
○DO	土間コンクリート	⊠	スラブ開口													
▬	コンクリートブロック壁(ＣＢ壁)	⊕	ボーリング位置													
▨	梁・スラブの上がり下がり	(±)	FLからの上がり下がり													
EW○○ EKW○○ ERW○○	耐力壁の種類															
表1.3 梁貫通孔記号																
区分	径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建築		○	×	+	✦	⊕	✦	+	✦	+	✦	+	✦	+	✦	+
表1.4 スリーブ材質の凡例																
管 名	鋼 管	溶融亜鉛めっき鋼板	硬質塩化ビニル管(薄肉管)	つば付き鋼管(黒管)												
記号(建築用)	SP(白管)	GA	VU	RS												
表1.5 高力ボルト径の記号																
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24										
高力ボルト(F10T、S10T)		○	Φ	Φ	✦	✦										
溶融亜鉛めっき高力ボルト(F8T相当)			Ⅰ	+	✦	✦										
表1.6 普通ボルト径の記号																
区分	径	M12	M16	M20	M22	M24										
普通ボルト		○	Φ	Φ	✦	✦										
表1.7 溶接継手及び溶接面の分類記号																
分 類	記 号															
溶 接 継 手	完全溶込み溶接	突合わせ継手	— B —													
	隅肉溶接	T型継手	— T —													
		かど継手	— L —													
		隅肉溶接		F												
溶 接 面	部分溶込み溶接		P													
	フラア溶接		FL													
	片面溶接		1													
	両面溶接		2													
表1.8 溶接の補助記号																
区 分	補助記号															
現 場 溶 接	— —															
全 周 溶 接	— ○ —															
全 周 現 場 溶 接	— ○ —															
断続溶接の長さ及び間隔	— L — P —															
図1.1 溶接記号の記載例																
※特記無き限り、完全溶込み溶接の溶接方法・溶接面は適切な溶接方法等による。																
図1.1 溶接記号の記載例																

(d) 壁の交差部及び端部の配筋は、図8. 2による。

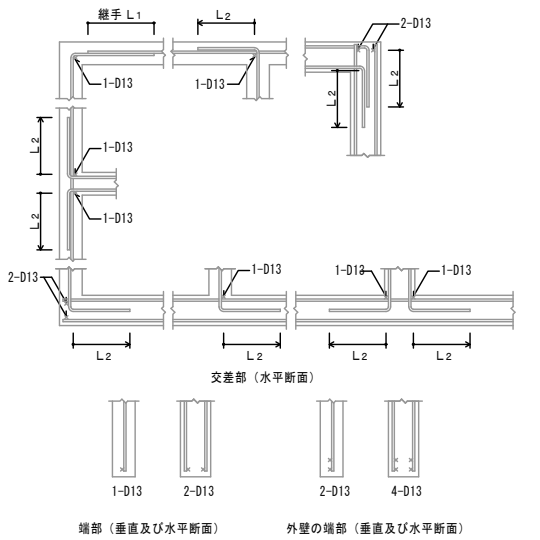


図8. 2 壁の交差部及び端部の配筋

8. 2 壁の補強

(a) 壁開口部の補強

(1) 耐震壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8. 3、B形は表8. 4とし、適用は構造図による。なお、耐震壁の補強筋は、構造図による。

壁の種類	補強筋	
W12, W15	縦横	斜め
W18, W20	1-D13	1-D13
	2-D13	2-D13

壁の種類	補強筋	
W12, W15	縦横	斜め
W18, W20	2-D13	1-D13
	4-D13	2-D13

(2) 壁開口部補強の定着長さは、図8. 3による。

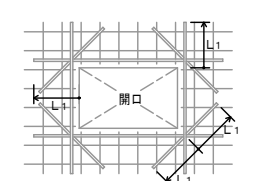


図8. 3 壁開口部補強筋の定着長さ

(b) コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、構造図による。

9. 1 スラブ

(1) スラブ及び土間コンクリートの上がり下がり、FLを基準とした寸法値とする。

(2) 土間スラブ下の砂利地床厚及び捨てコンクリート厚は構造図による。

(3) 土間コンクリート補強筋 (D0) の配筋及びコンクリート厚さは構造図による。

(4) スラブの配筋 (S形配筋) は表9. 1及び図9. 1により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

配筋種別	短辺方向 (主筋) 全域	長辺方向 (配力筋) 全域
S 1	D13-100@	D13-100@
S 2	同 上	D13-150@
S 3	同 上	D10, D13-150@
S 4	D13-150@	D13-150@
S 5	同 上	D10, D13-150@
S 6	同 上	D10-150@
S 7	D10, D13-150@	D10, D13-150@

(注) 上端筋、下端筋とも同一配筋とする。

図9. 1 スラブの配筋

(5) 配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。

(6) 鉄筋の重ね継手長さは、L1とする。

(7) 定着長さ及び受け筋は、図9. 2による。

ただし、引き通すことができない場合は、図9. 3により梁内に定着する。

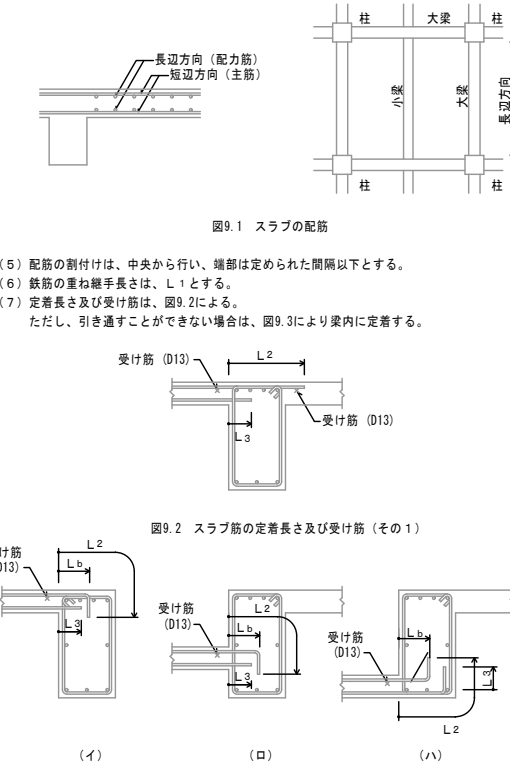


図9. 2 スラブ筋の定着長さ及び受け筋 (その1)

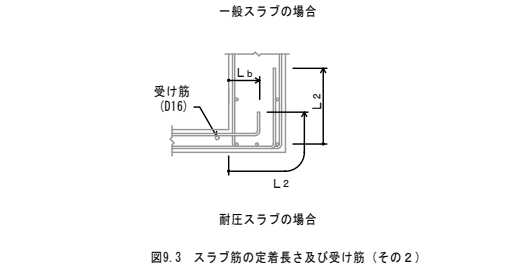


図9. 3 スラブ筋の定着長さ及び受け筋 (その2)

9. 2 片持スラブ

片持スラブの配筋は、次による。

(1) 片持スラブの配筋 (CS形配筋) は、表9. 2並びに図9. 4及び図9. 5により、配筋種別及びスラブ厚さは、構造図による。

配筋種別	主筋	
CS1	上	D13-100@
	下	D13-200@
CS2	上	D13-150@
	下	D13-300@
CS3	上	D10, D13-150@
	下	D10, D13-300@
CS4	上	D10, D13-200@
	下	D10-200@

配筋種別	主筋	
CS5	上	D10-200@
	下	D10-400@
CS6	上	D10, D13-200@
	下	—
CS7	上	D10-200@
	下	—

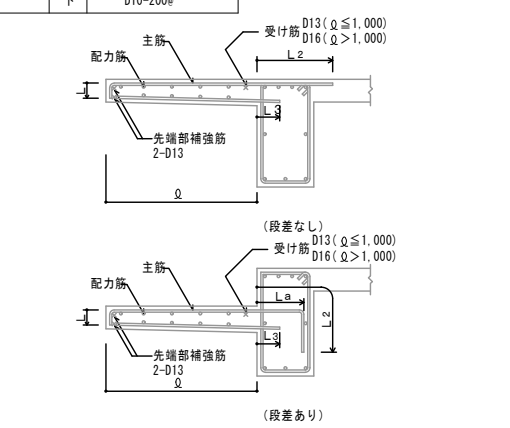


図9. 4 片持スラブの配筋 (CS 1からCS 5)

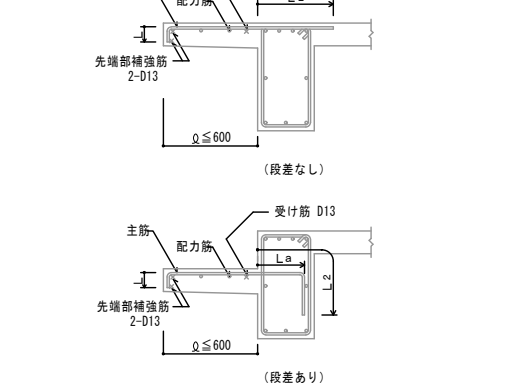


図9. 5 片持スラブの配筋 (CS 6及びCS 7)

(2) 先端に壁が付く場合の配筋は、図9. 6による。

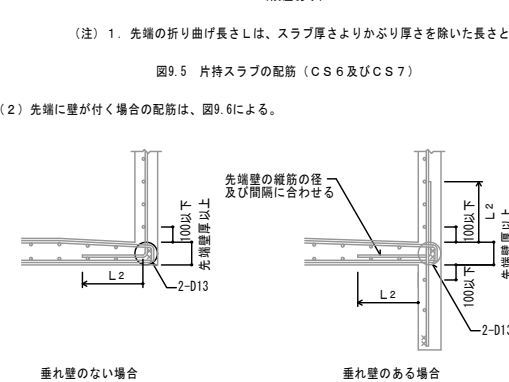


図9. 6 先端に壁が付く場合の配筋

(3) 出隅部

(i) 補強の配筋は構造図により、配筋方法は、図9. 7による。

(ii) 出隅受け部分 (図9. 7の斜線部分) の補強筋は構造図による。

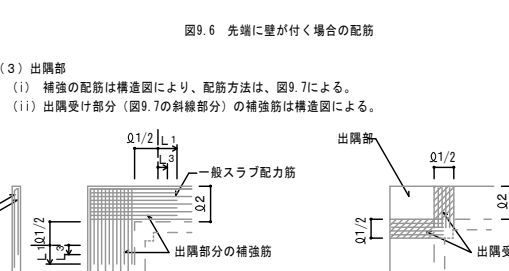


図9. 7 片持ちスラブ出隅部の補強配筋

9. 3 スラブ等の補強

(a) スラブ開口部の補強

スラブ開口部の補強は、特記による。

(i) スラブ開口の最大径が700mm以下の場合、図9. 8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13 (Q= 2L 1) シングルを上下筋の内側に配筋する。

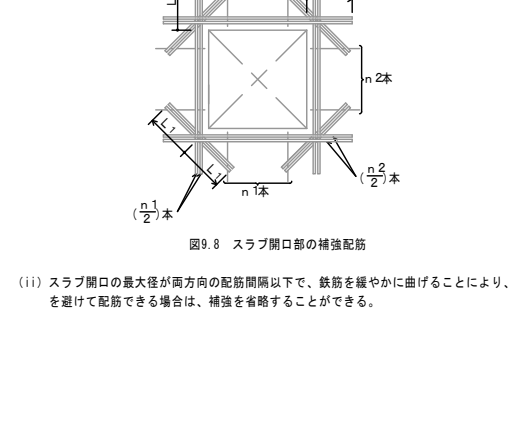


図9. 8 スラブ開口部の補強配筋

(ii) スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げるにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

(b) 屋根スラブの補強

屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9. 9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

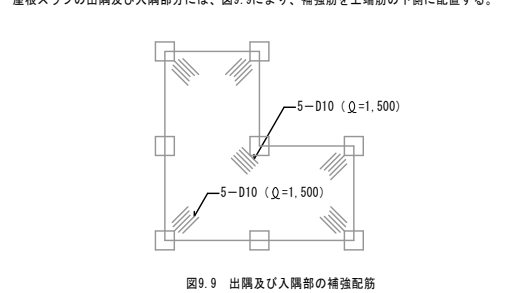


図9. 9 出隅及び入隅部の補強配筋

(c) 土間スラブの打継ぎ補強

基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9. 10による。ただし、土間スラブとは、土に接するスラブでS形の配筋によるものをいう。

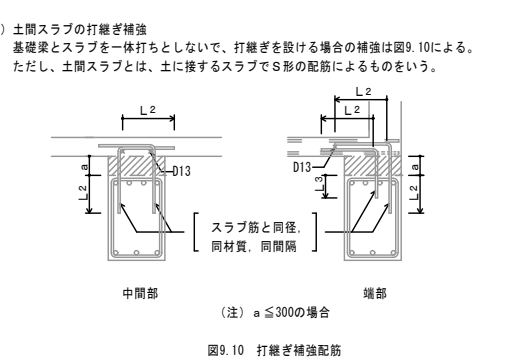


図9. 10 打継ぎ補強配筋

(d) 土間コンクリートの補強

土間コンクリートの補強筋は、構造図による。なお、基礎梁との接合部は、図9. 11による。

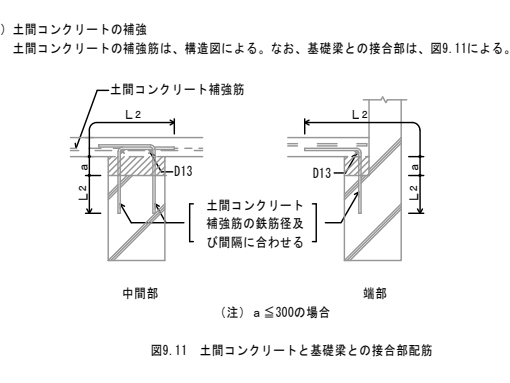
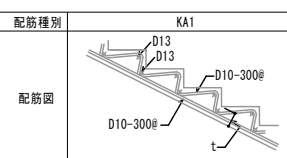
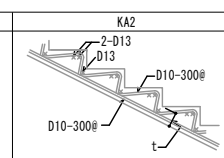
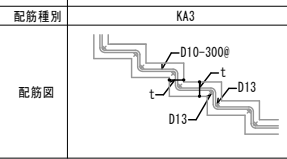
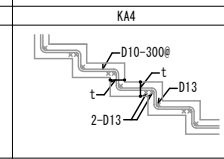


図9. 11 土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10. 1 片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10. 1及び図10. 1により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

配筋種別	KA1	KA2
配筋図		
配筋種別	KA3	KA4
配筋図		

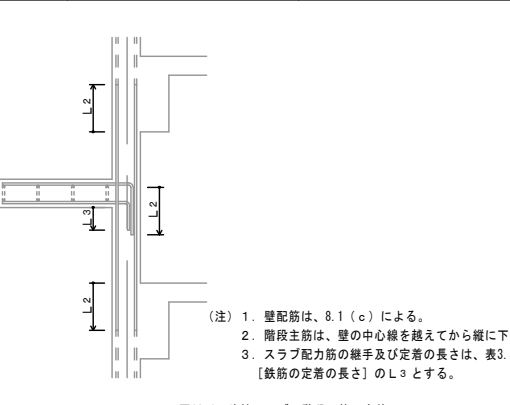


図10. 1 片持スラブ形階段配筋の定着

(注) 1. 壁配筋は、8. 1 (c) による。

2. 階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。

3. スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3. 3 [鉄筋の定着の長さ] のL3とする。

10. 2 二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段の配筋は表10. 2並びに図10. 2及び図10. 3により、寸法及び配筋種別は、構造図による。

配筋種別	上端筋、下端筋とも (全域)
KB1	D13-200@
KB2	D13-150@
KB3	D13-100@
KB4	D13, D16-150@
KB5	D16-150@
KB6	D16-125@
KB7	D16-100@

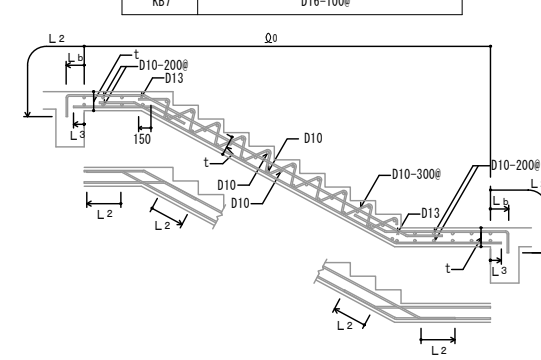


図10. 2 二辺固定スラブ形階段配筋 (その1)

(注) 下図の場合にも二辺固定スラブ形階段配筋を準用する。

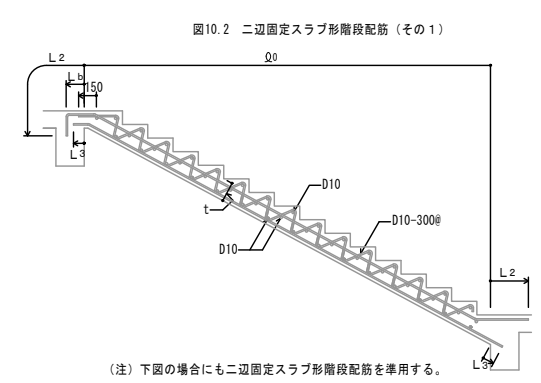


図10. 3 二辺固定スラブ形階段配筋 (その2)

(工事名) 釧路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事

構造関係共通図 (配筋標準図その3) 平成29年度版

北海道労働局総務部

平成29年度版 2017. 7.

構造関係共通図 4

S-04

耐震改修共通事項（案）

「特記仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版」及び図面に特記のない事項は下記による。

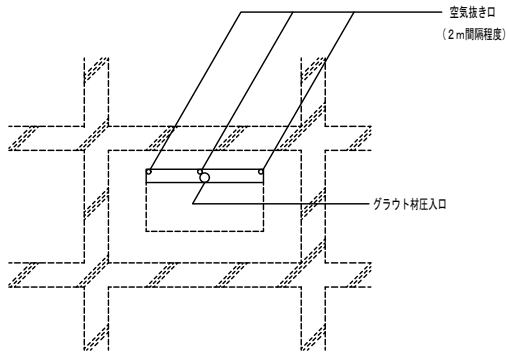
1. 鉄筋の断面表示は、下記による。

記 号	▽	×	⊘	◐	○	◎	⊗	⊙
異形鉄筋	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32

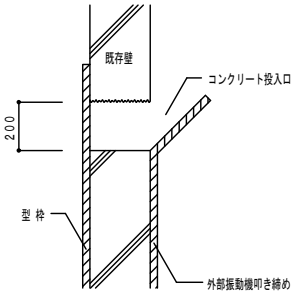
2. 各階伏図における記号は下表による。

記 号	説 明	記 号	説 明
	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
	土間コンクリート		スラブ開口
	C B壁（コンクリートブロック壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	(±)	F Lからの上がり下がり

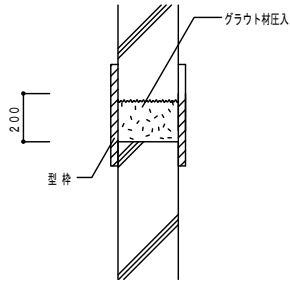
コンクリート及びグラウト材圧入要領図



開口閉塞用



(1) 普通コンクリート打設要領

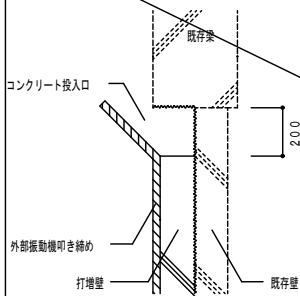


(2) グラウト材圧入要領

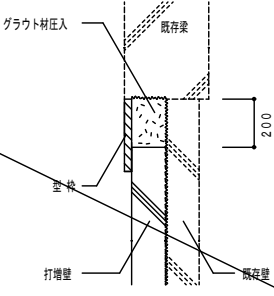
共通事項

(1) による普通コンクリート施工後、(2) によりグラウト材を圧入する

打増し壁用



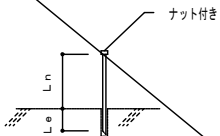
(1) 普通コンクリート打設要領



(2) グラウト材圧入要領

あと施工アンカー（接着系）

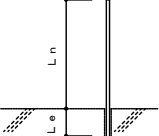
壁一般部



◎は図示による。

径	Le≥12da	Ln≥20da	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	200以上	
・ D16	192以上	320以上	
・ D19	228以上	380以上	
・ D22	264以上	440以上	
・ D25	300以上	500以上	

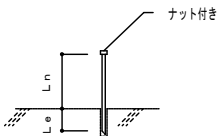
壁開口補強筋用



◎は図示による。

径	Le≥12da	Ln≥40da	確認強度 (KN)
・ D13	120以上	520以上	
・ D16	192以上	640以上	
・ D19	228以上	760以上	
・ D22	264以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	

シアコネクター



◎500 (タテ・ヨコ)

径	Le≥7da	Ln≥8da	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	80以上	

打ち増し壁

壁既存開口閉塞部

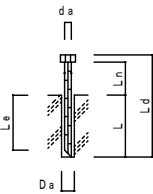
◎は図示による。

径	Le≥7da	Ln≥20da	確認強度 (KN)
・ D10	70以上	200以上	
・ D16	112以上	320以上	
・ D19	133以上	380以上	
・ D22	154以上	440以上	
・ D25	175以上	500以上	

打ち増し壁 開口補強筋用

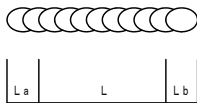
◎は図示による。

径	Le≥10da	Ln≥40da	確認強度 (KN)
・ D13	130以上	520以上	
・ D16	160以上	640以上	
・ D19	190以上	760以上	
・ D22	220以上	880以上	
・ D25	250以上	1000以上	



Le : コンクリート穿孔深さ、または接着系アンカーの埋め込み長さ (mm)
Le : アンカーの有効埋め込み長さ (mm)
Ld : アンカー筋の全長 (mm)
Ln : 増設部への有効定着長さ (mm)
da : アンカー軸部の直径、接着系アンカーではアンカー筋の呼び名 (mm)
Da : 既存コンクリート躯体への穿孔径 (mm)

フレア溶接を行う場合の溶接長さ



鉄筋又は軽量形鋼にフレア溶接を行う場合は下記による。
有効溶接長さ (L) は、ビードの始点 (La) 及びクレーター (Lb) を除いた部分の長さとする。
L : 片面フレア溶接の場合 10d
両面フレア溶接の場合 5d
La 及び Lb=1S (鉄筋については1d) 以上
d : 異形鉄筋の呼び名に用いた数値
S : 溶接のサイズ

土間コンクリート、土間スラブ下地業

室名・部位		
土 間 コンクリート		
室名・部位		
土 間 スラブ		

床下防湿層は厚さ0.15mmとし、重ねは250mm以上とする。
スラブ下の床下防湿は、支障がなければ捨コンクリート上端としてもよい。

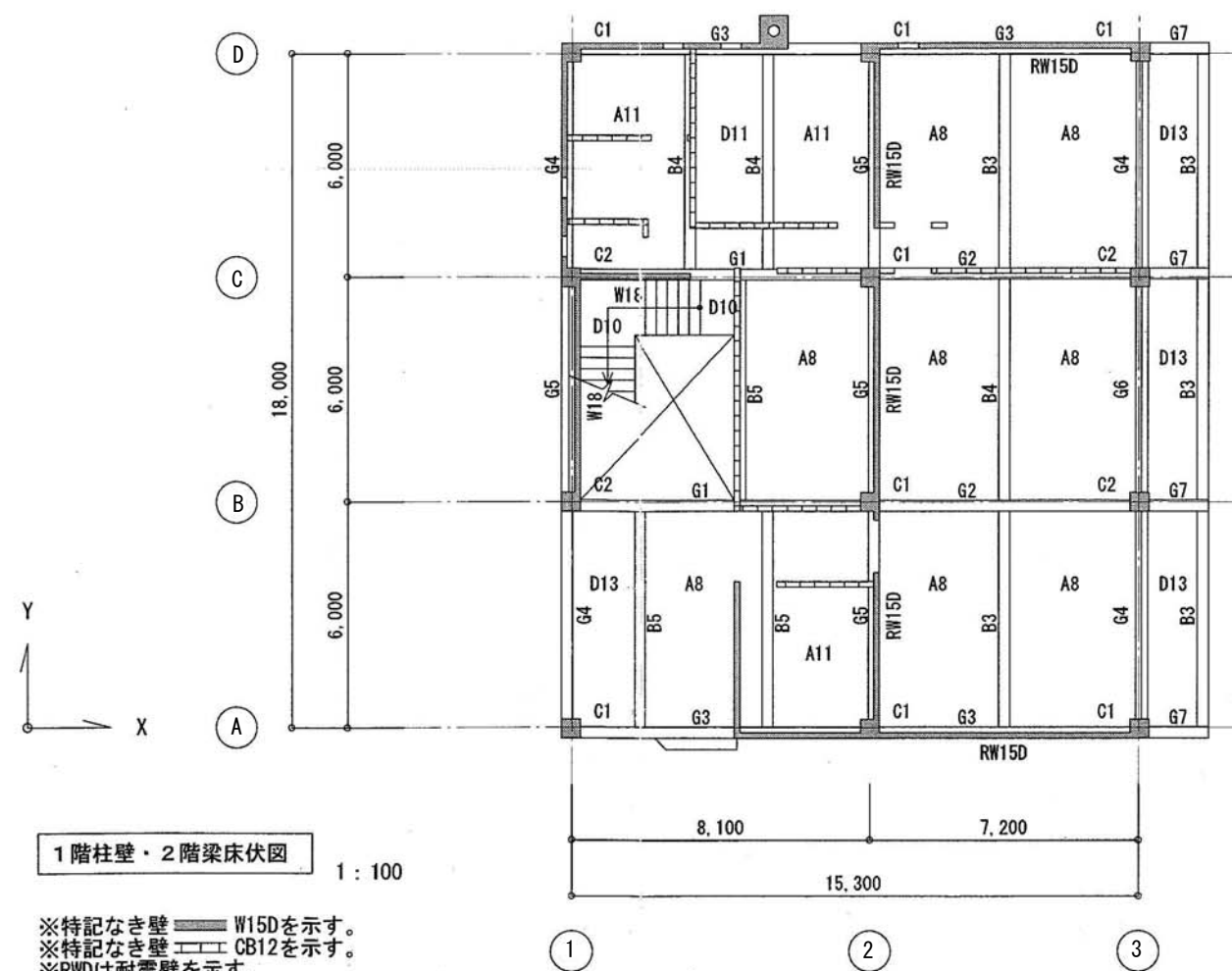
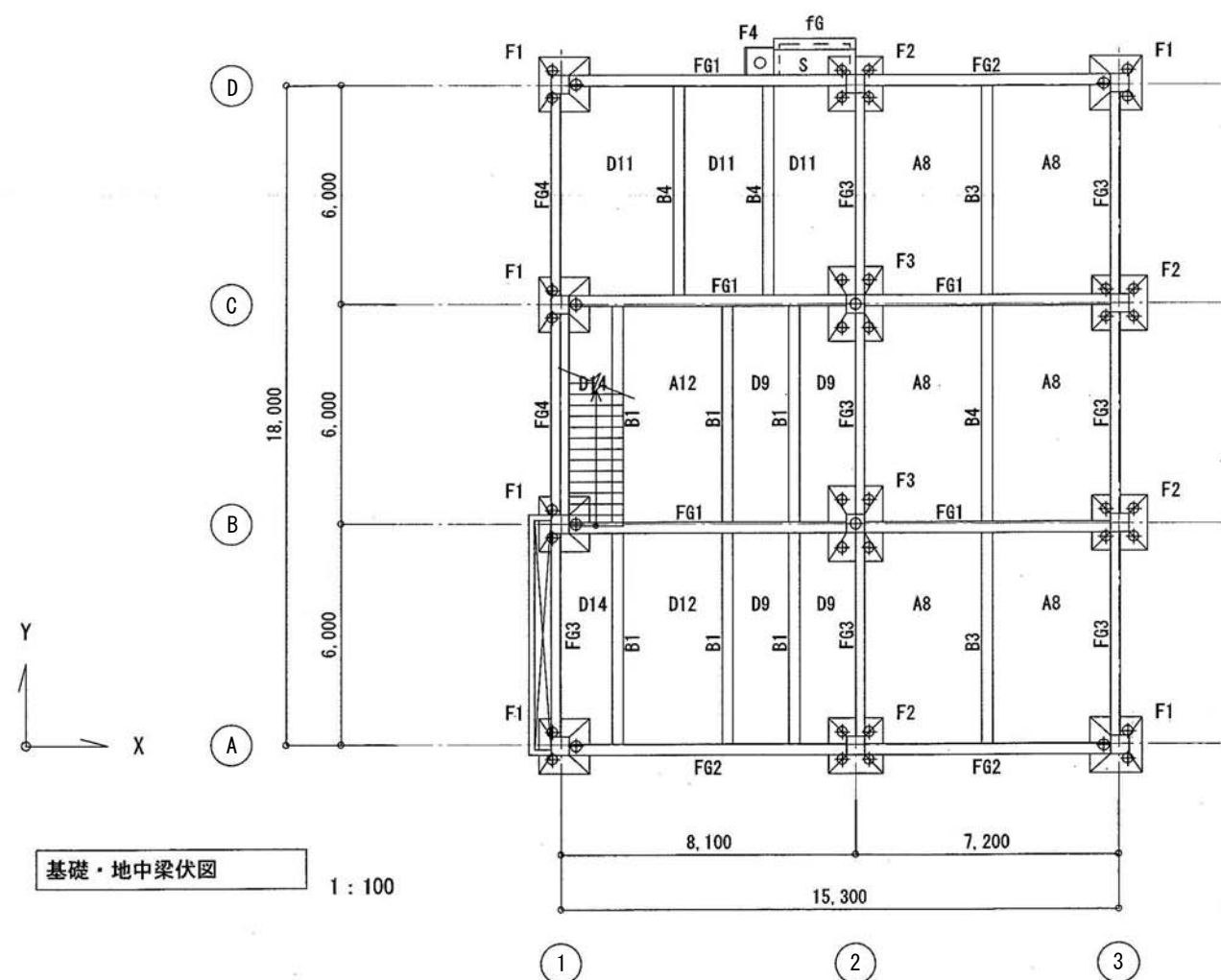
凡 例
床下防湿層
捨コンクリート
断 熱 材 厚30
砂 地 業
砂 利 地 業

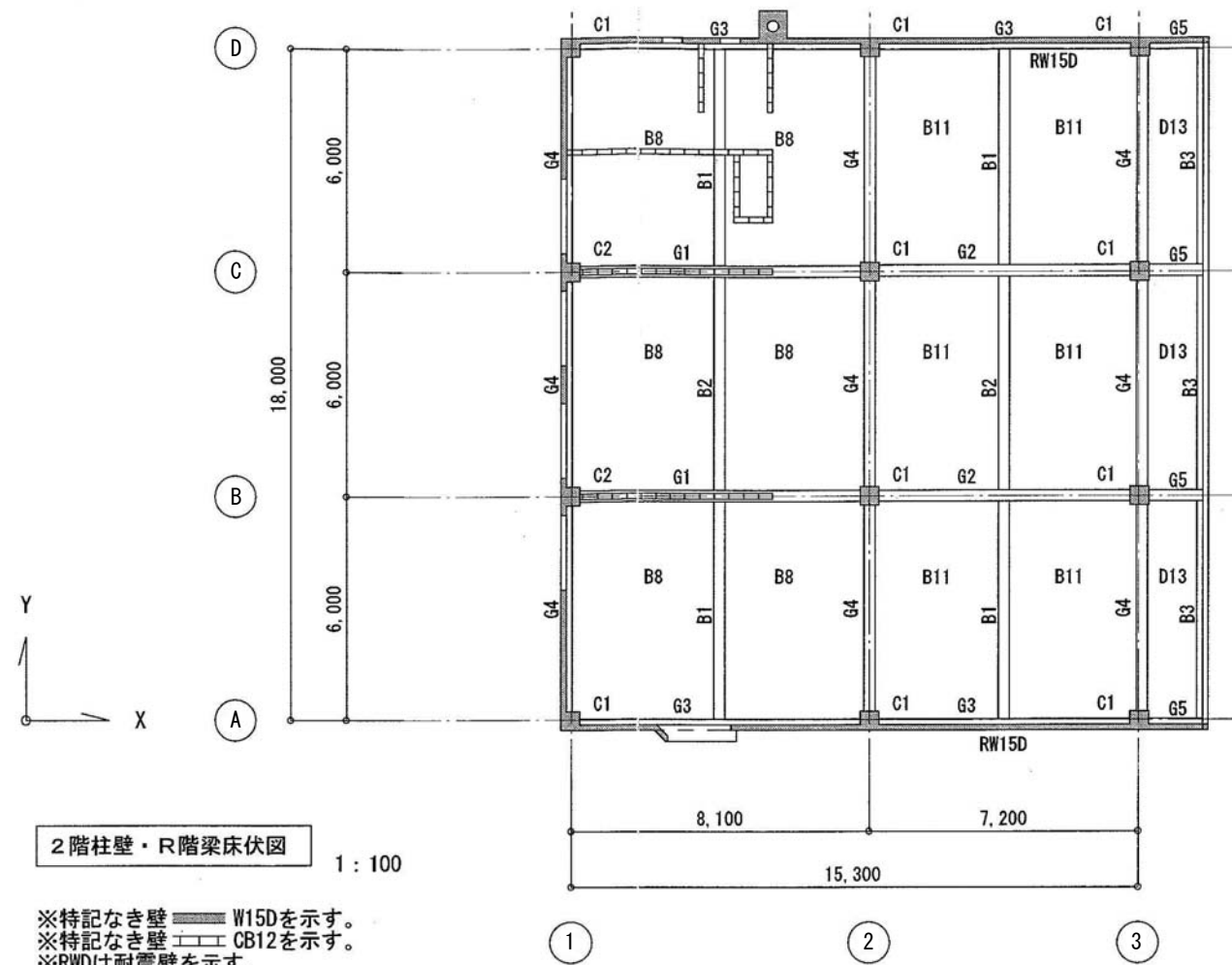
(工事名) 釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事

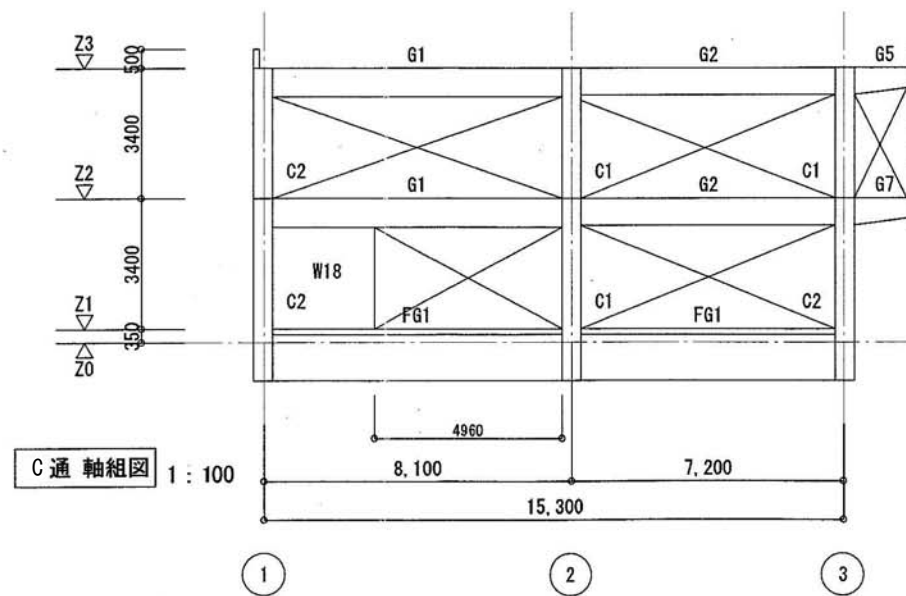
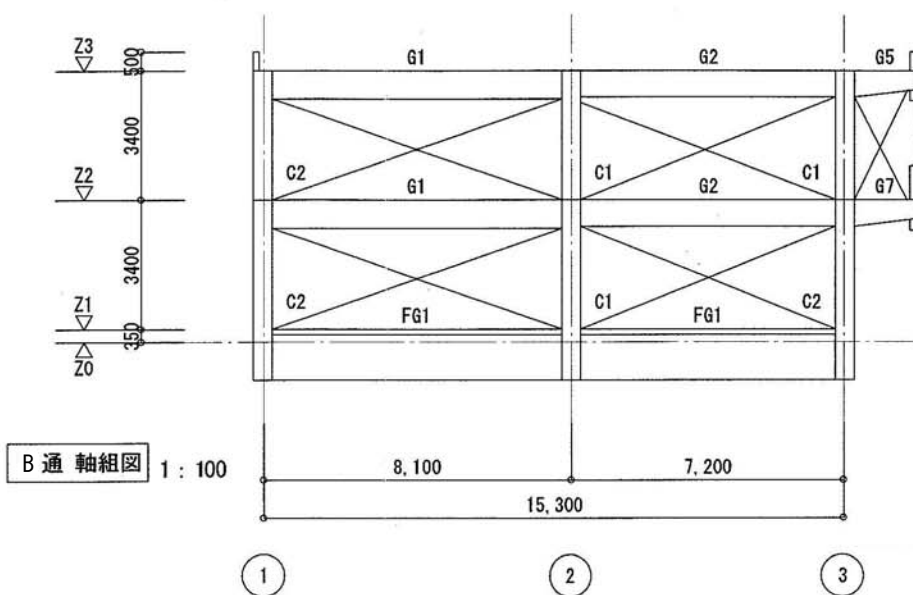
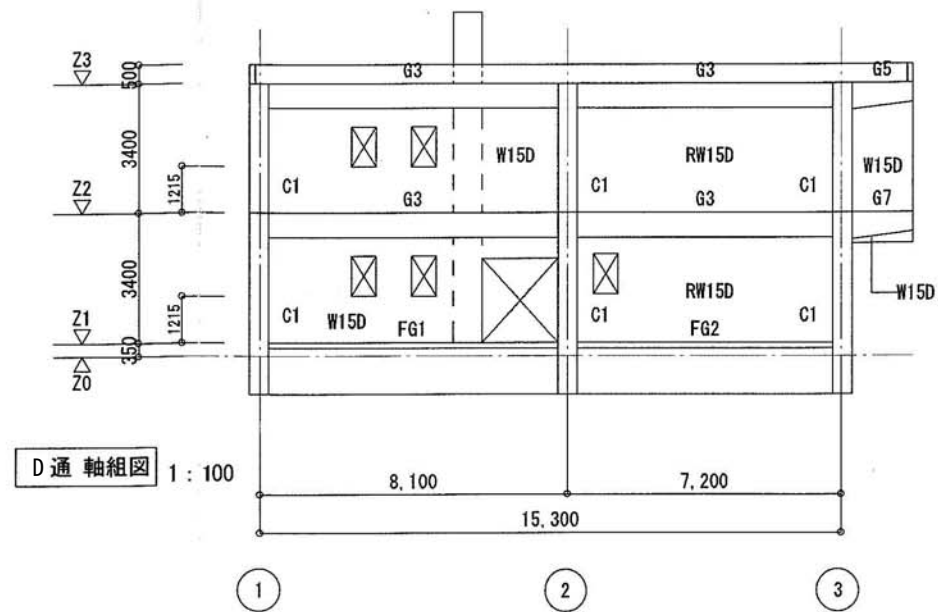
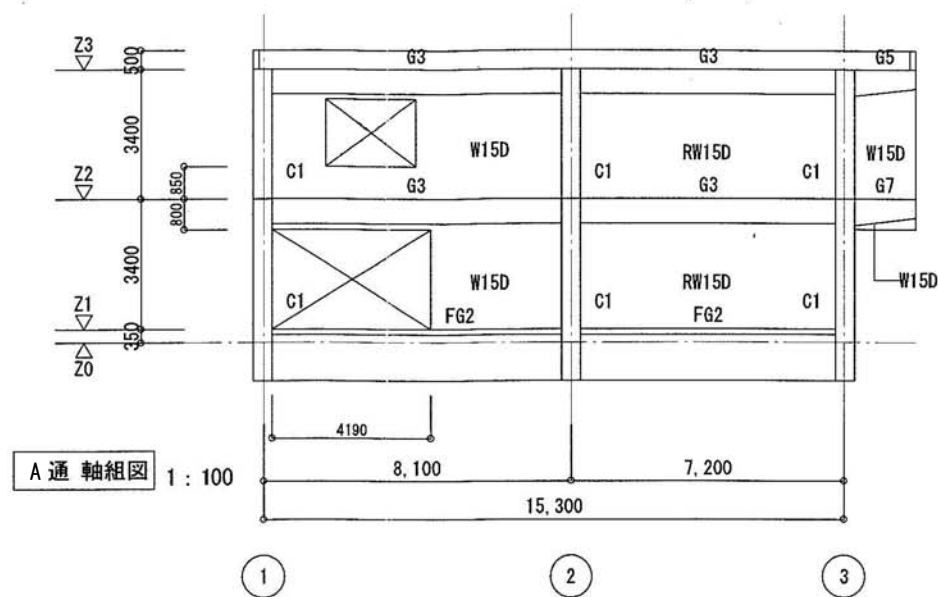
耐震改修共通事項（1）

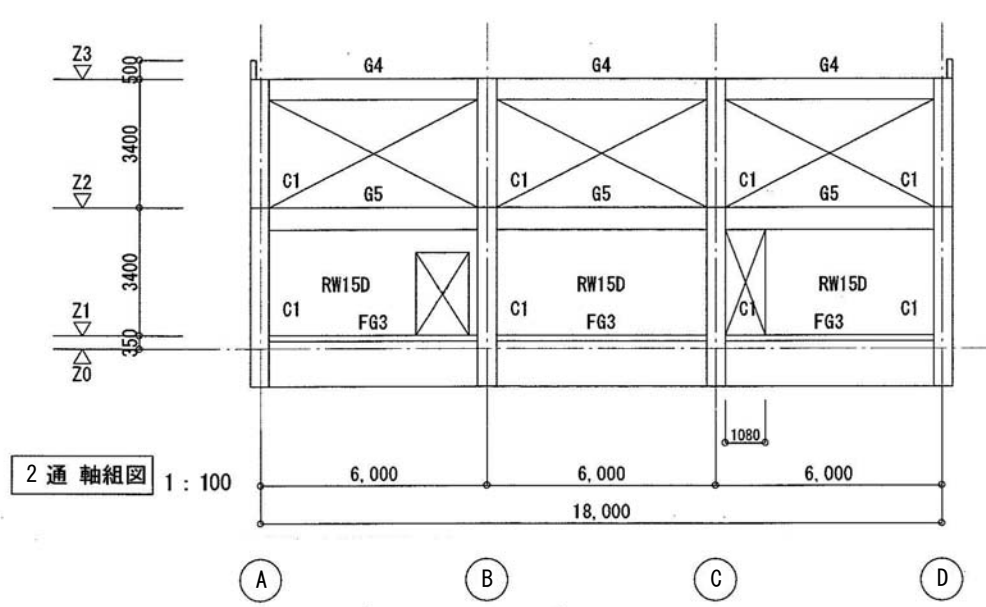
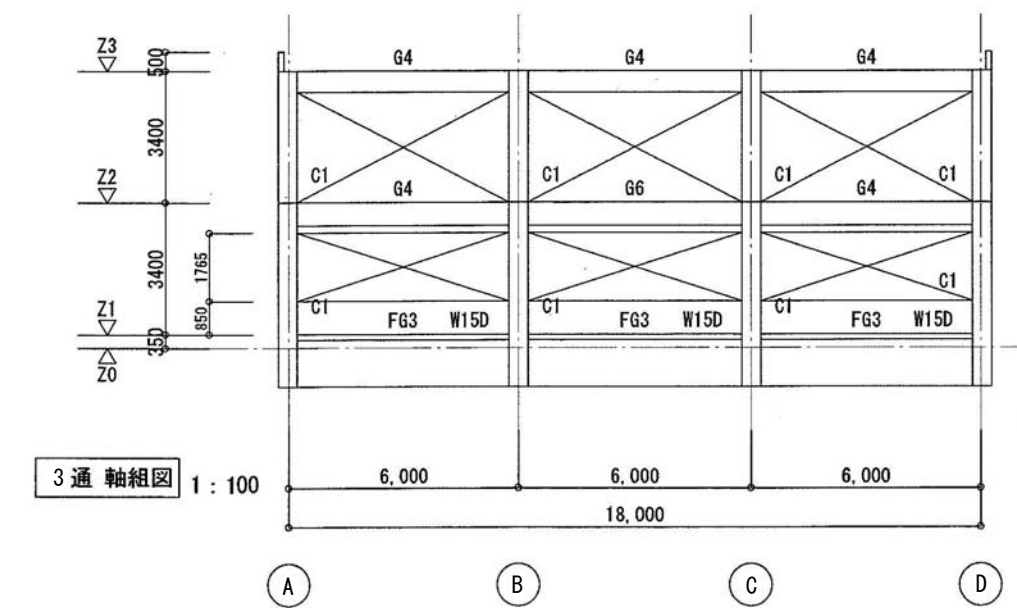
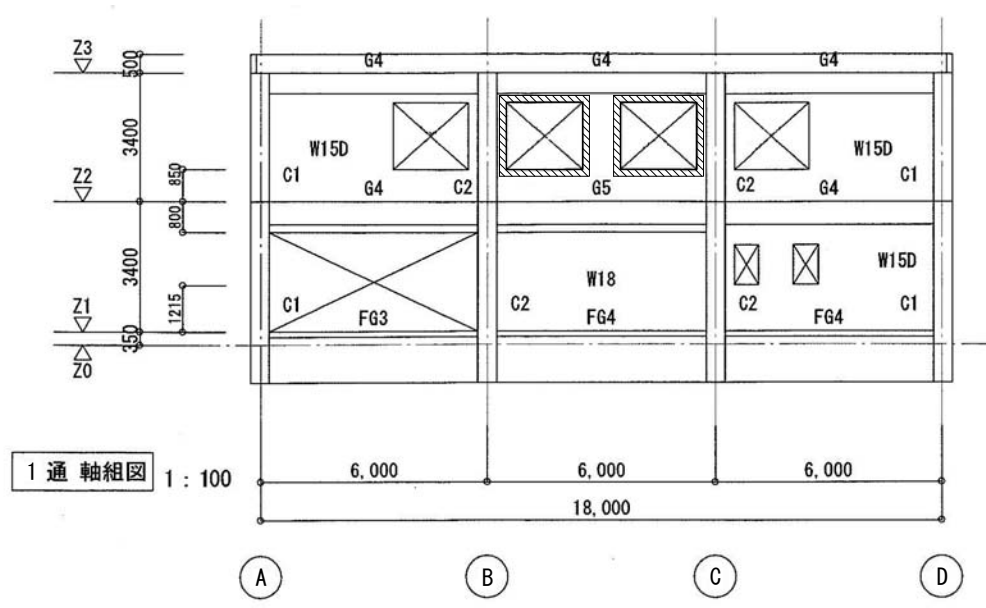
北海道労働局総務部

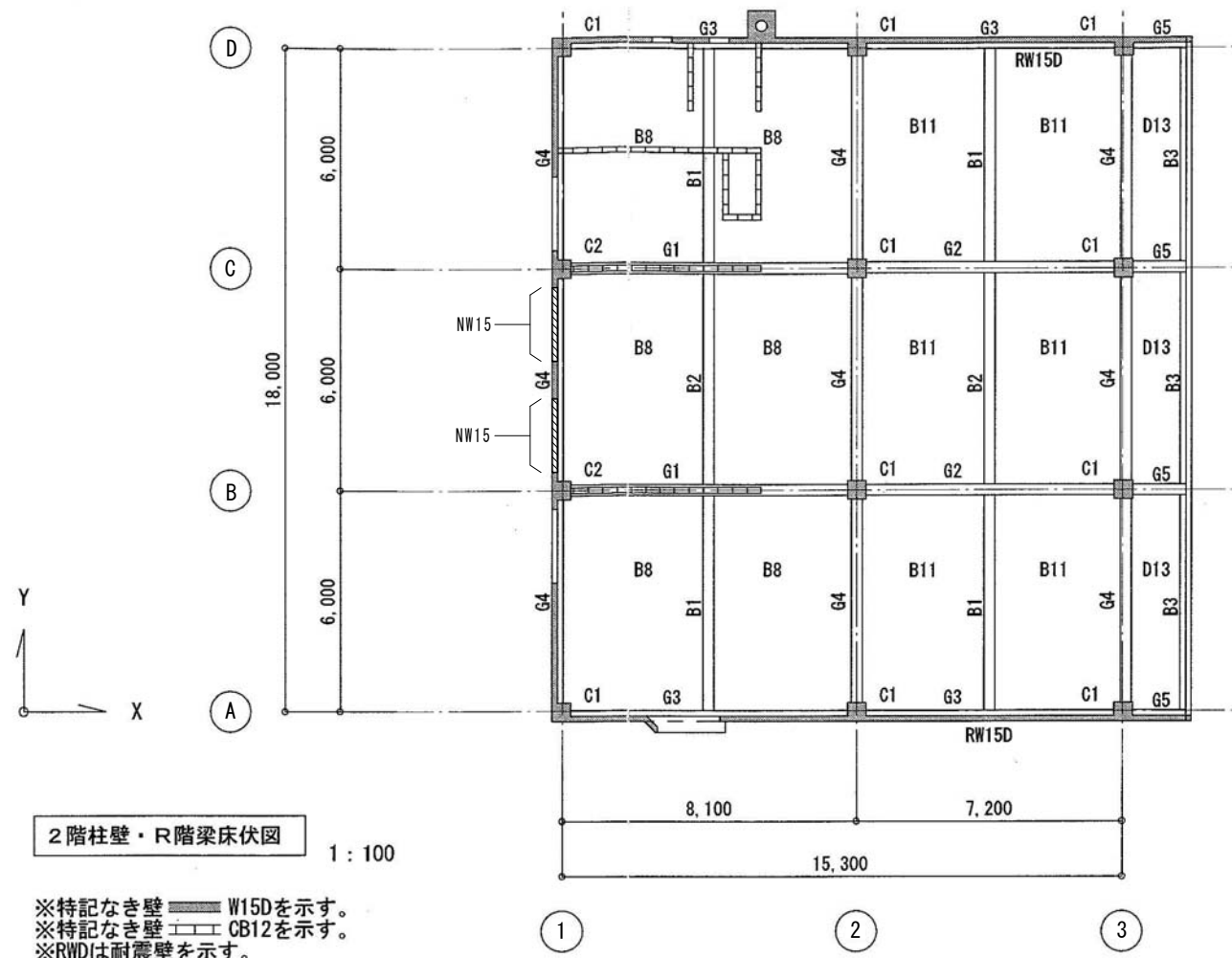
S-05







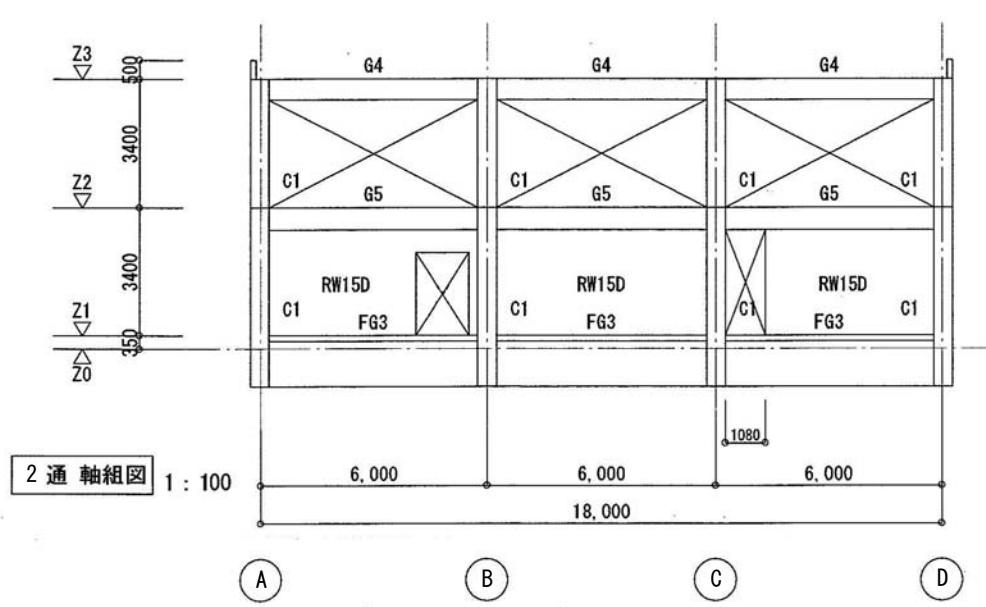
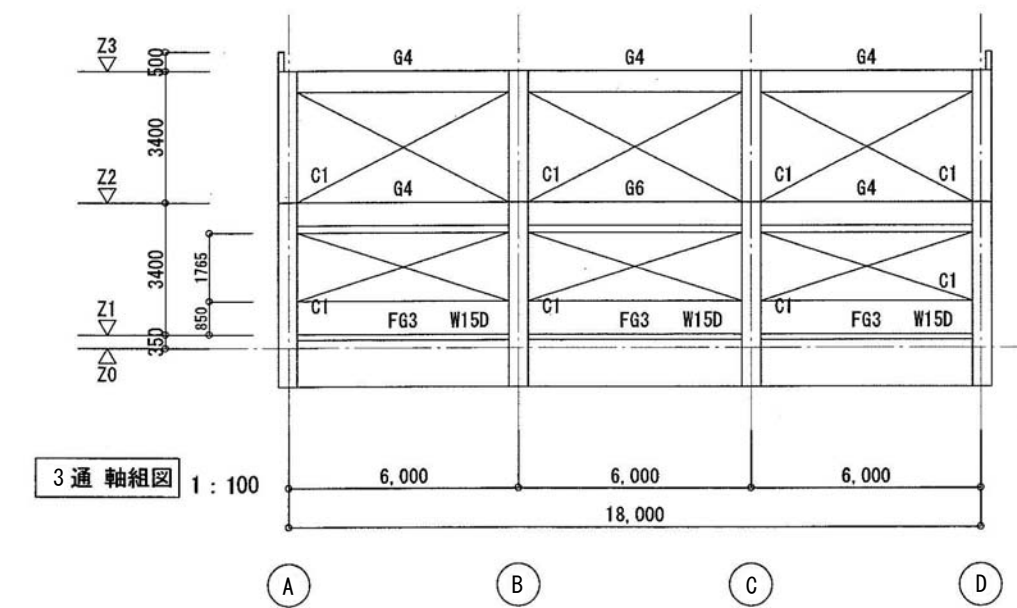
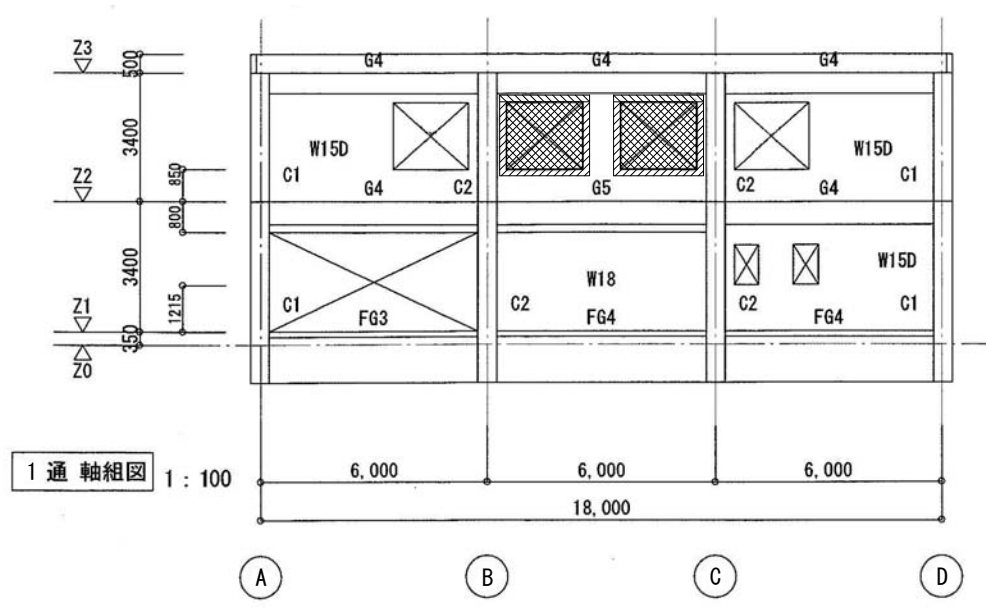


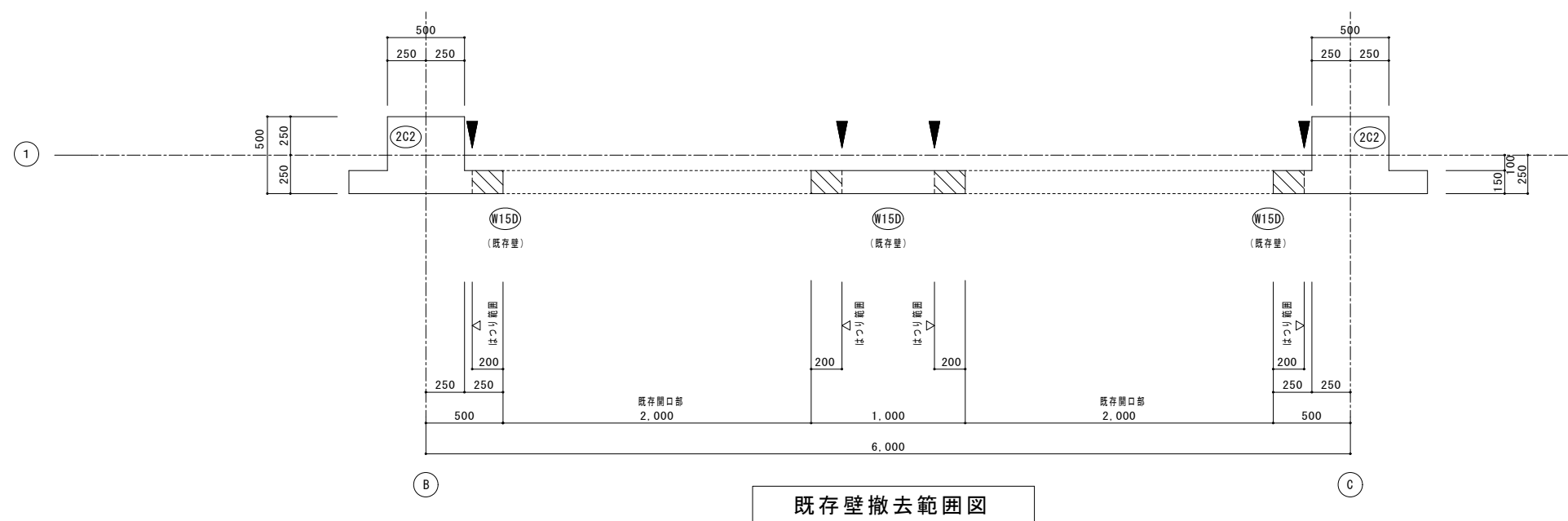
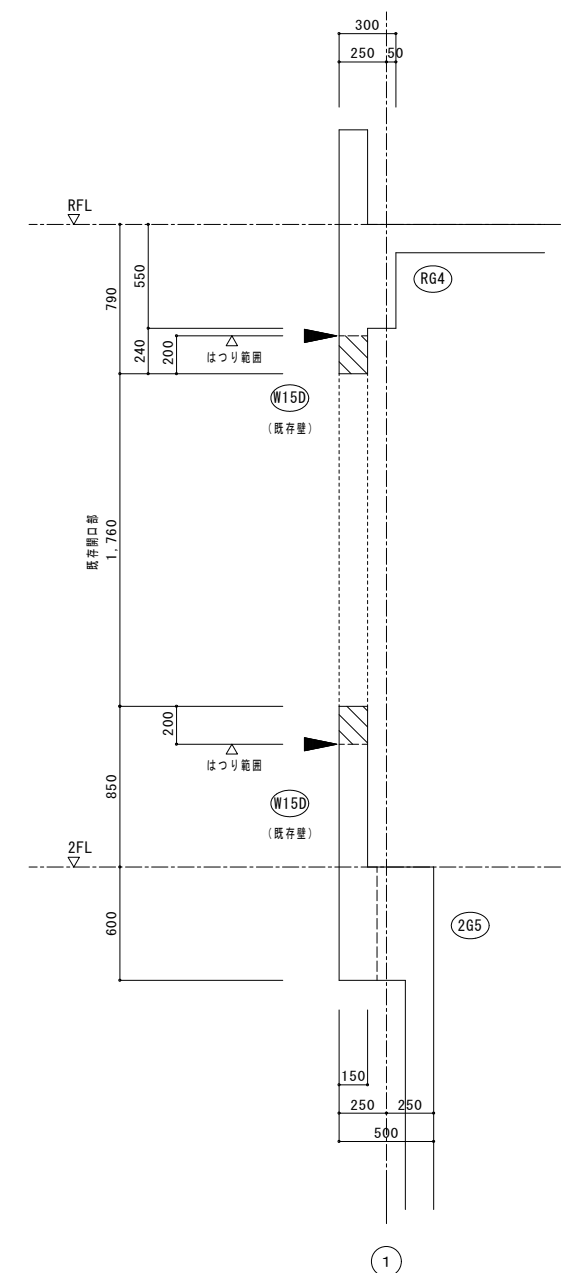
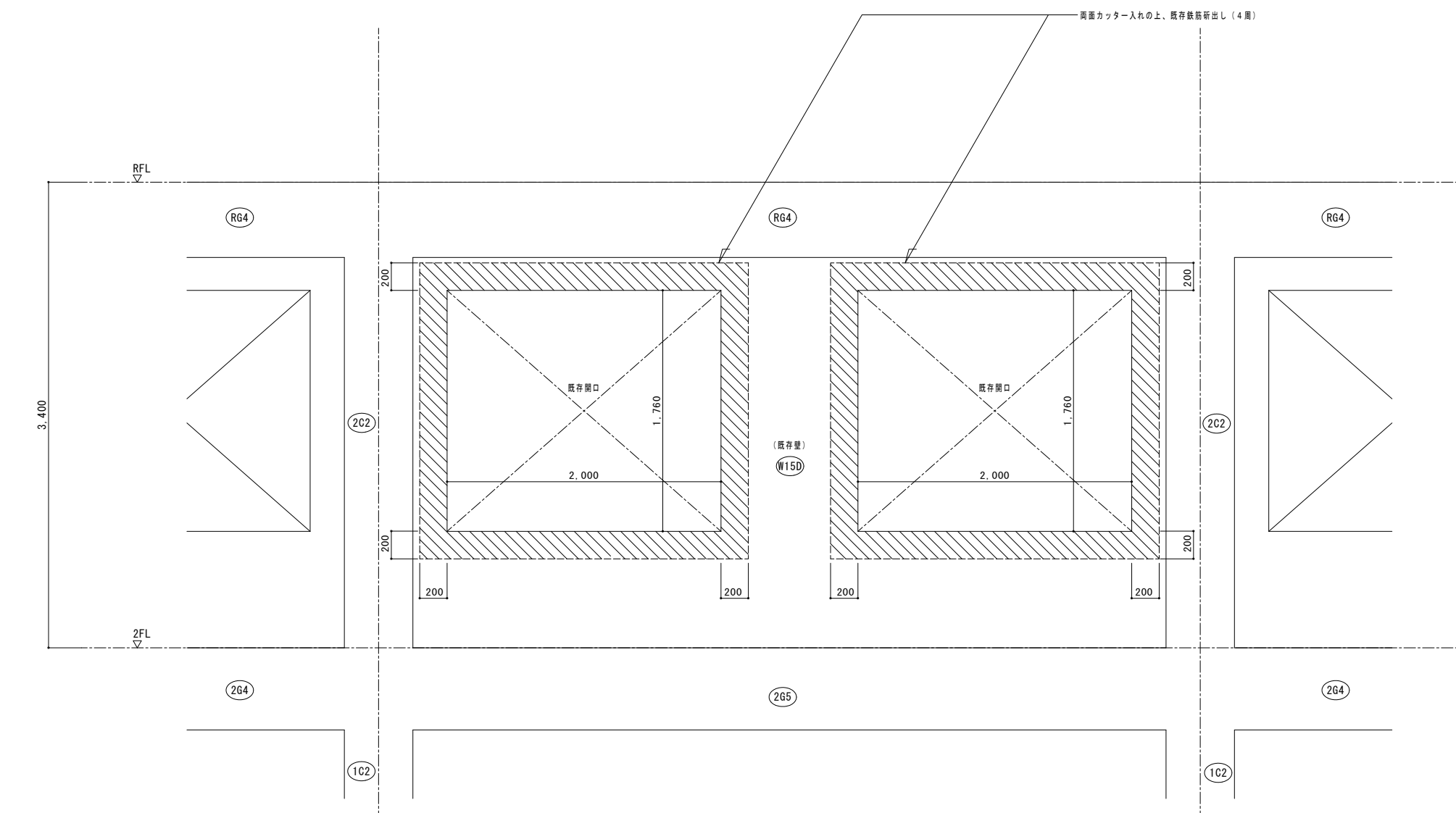


2階柱壁・R階梁床伏図 1:100

※特記なき壁 W15Dを示す。
※特記なき壁 CB12を示す。
※RWDは耐震壁を示す。

1. は、開口塞ぎ壁を示す。

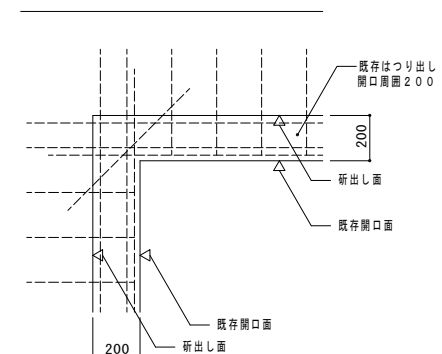




既存壁撤去範圍圖

研り出し要領

・両面カッター入れの上、既存鉄筋斫出し（4周）



凡
例

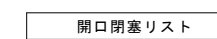
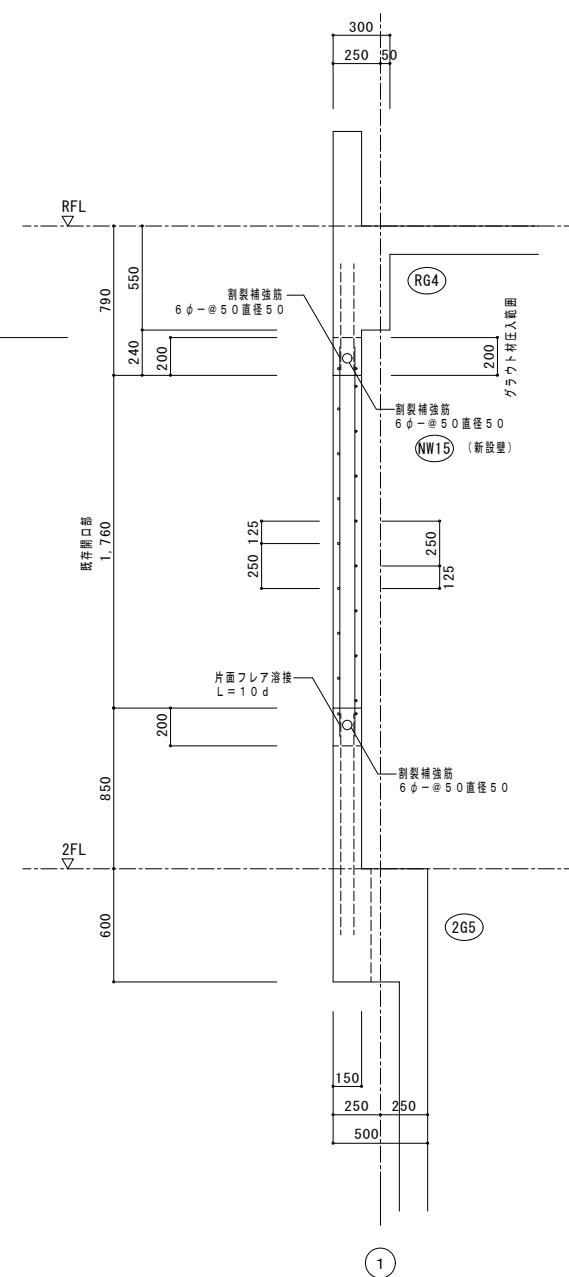
- 1  は既存鉄筋を残し、斫り出しとする。
- 2  両面カッター入れ位置。
- 3 既存開口補強は撤去(縦・横・斜め筋)。

(工事名) 釧路労働基準監督署耐震改修17 (建築その他) 工事

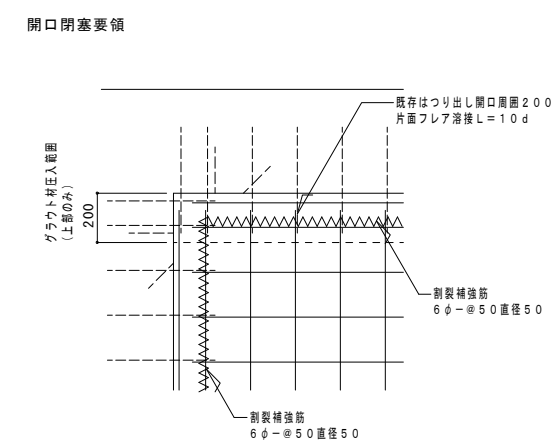
既存壁撤去範圍圖

北海道労働局総務部

S-12



新 設	所置壁番号	NW 1 5
	壁 厚	1 5 0
	縦 筋	D 1 0 ≧ 2 5 0 ダブルチドリ
	横 筋	D 1 0 ≧ 2 5 0 ダブルチドリ
	幅止め筋	D 1 0 ≧ 1 0 0 0
	割裂防止筋	スパイラル筋φ≧50直径50
既 存	圧入モルタル	3 0 N / m m 2
	備 考	
	既存壁番号	W 1 5 D
	壁 厚	1 5 0
	縦 筋	φ9≧250 ダブルチドリ
	横 筋	φ9≧250 ダブルチドリ
開 口 補 強	縦 筋	2 - φ 1 3
	横 筋	2 - φ 1 3
	斜め筋	1 - φ 1 3
	備 考	



電気設備工事共通図

I. 図示記号 (1)

次の図示記号は、標準図の図示記号を読み替えるものとする。

記 号	名 称	記 号	名 称
	1. 6 × 2 (16)		F_4 EEF 1. 6-2 C × 2
	1. 6 × 3 (16)		F_5 EEF 1. 6-2 C + 2. 0-3 C
	1. 6 × 4 (16)		$2 F_4$ EEF 2. 0-2 C × 2
	1. 6 × 2 + (接地) 1. 6 × 1 (16)		$2 F_5$ EEF 2. 0-2 C + 2. 0-3 C
	1. 6 × 3 + (接地) 1. 6 × 1 (16)		$F_2 E$ EEF 1. 6-3 C (うち1心は接地線)
	1. 6 × 4 + (接地) 1. 6 × 1 (16)		$F_3 E$ EEF 1. 6-2 C × 2 (うち1心は接地線)
	2. 0 × 2 + (接地) 1. 6 × 1 (16)		$2 F_2 E$ EEF 2. 0-3 C (うち1心は接地線)
	2. 0 × 4 + (接地) 1. 6 × 1 (22)		$2 F_3 E$ EEF 2. 0-2 C × 2 (うち1心は接地線)
	2. 0 × 6 + (接地) 1. 6 × 1 (22)		
	空 (16)		

- 1) ケーブル配線でEを付したものは、接地線としてケーブル心線を1心追加する。

EM（環境配慮型）電線類の図示について

- 1) EM-IE電線は、「EM-IE」を省略する。
- 2) EMケーブルは、「EM-」を省略する。

電線管の図示について

- 1) 図示記号の(16)、(22)及び(28)は、P F管とし、(19)、(25)、
(31)・・・及び(75)は、ねじ無し電線管とする。
- 2) 図示記号の(G16HDZ)、(G22HDZ)、(G28HDZ)・・・及び(G54HDZ)は、厚鋼電線管に溶融亜鉛めっきを施したものととする。
- なお、溶融亜鉛めっき付着量は、300 g/㎡以上とする。

記 号	名 称	記 号	名 称
●(2, 2 E…)	床付コンセント (上下動形) (2 P 15 A × 2、2 P 15 A 接地極付 × 2) フロアプレートは水平高低調整付 (空転防止 リング付) とする。	●(J、2 J)	床付電話用アウトレット (上下動形) (モジュラ6極4心×1、同左×2) フロアプレートは水平高低調整付 (空転防止 リング付) とする。
●(2, 2 E…)	床付コンセント (内部固定形) (2 P 15 A × 2、2 P 15 A 接地極付 × 2) フロアプレートは水平高低調整付 (空転防止 リング付) とする。	●J	壁付電話用アウトレット (モジュラ6極4心×1)
■(2, 2 E…)	床付コンセント (外部固定形) (2 P 15 A × 2、2 P 15 A 接地極付 × 2) フロアプレートは水平高低調整付 (空転防止 リング付) とする。		

II. 図示記号 (2)

次の図示記号を定める。

記 号	名 称	記 号	ケーブル種別・サイズ等
	空 (MM2A)	<u>0.9AE</u>	AE0. 9-2C
	1. 6×2+(接地) 1. 6×1 (MM2A)	<u>AE</u>	AE1. 2-2C
	1. 6×3+(接地) 1. 6×1 (MM2A)	<u>AE3</u>	AE1. 2-3C
	1. 6×4+(接地) 1. 6×1 (MM2A)	<u>AE(16)</u>	AE1. 2-2C (16)
	⋮		
	既設壁 はつり補修	<u>HP</u>	HP1. 2-2C
	はり貫通用スリーブ サイズは傍記よる。	<u>HP3P</u>	HP1. 2-3P
	突き出し (19)	<u>HP(16)</u>	HP1. 2-2C (16)
	二重床内配線	<u>TV</u>	S-5C-FB
		<u>TV7</u>	S-7C-FB
●WP (A)	防滴プレート付スイッチ		
●WP (B)	軟質シリコン樹脂カバー付スイッチ		
●WP (C)	硬質単体プレート付スイッチ		
●SL	熱線式自動スイッチ 15A (切・自動・連続)		
● _{ET} ^S	扉付コンセント (2P15A×1, ET付)		
●OA	OA用テーブルタップ (マグネット付) (2P15A・E付×4、ケーブル長3m、 ケーブル引出しキャップを含む。) ※抜き形又はその他の口数は傍記による。		
●OA	OA用モジュラコンセント (マグネット付) (6極4心×1、樹脂製ケーブル引出しキャ ップを含む。) ※その他の口数は傍記による。		
	DSスイッチ (別途)		
	モータダンパ (別途)		
	機器類結線 (配線等と機器類との結線を本工事で行う。)		

III. 接地極

接地極の規格及び数量は次による。

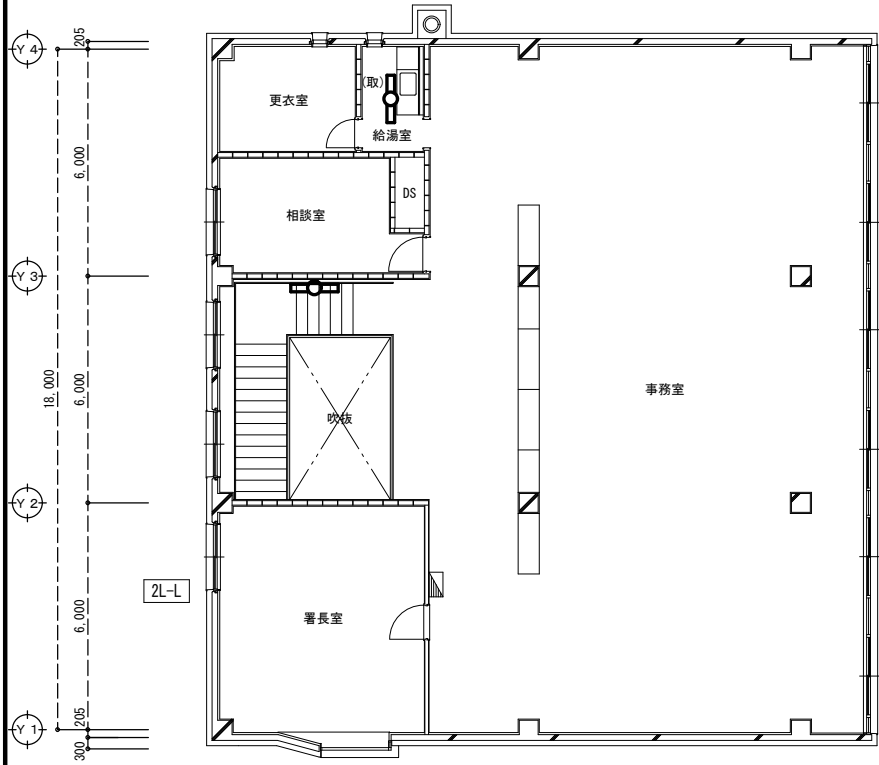
記 号	接地の種類	接地抵抗値	接地極の規格及び数量
E _{A-B-C-D}	共同接地	Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _{A-C-D}	共同接地	1 Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _A	A種	1 Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _B	B種	Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _C	C種	1 Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _D	D種	1 Ω 以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) × 1
	種	Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _{LEH}	高圧避雷用	1 Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _t	交換機用	1 Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _{RE}	通信用	1 Ω 以下	EB (D=14, L=1, 500又はW=40, L=1, 200) × 3連 ~ 1組
E _{DE}	通信用	1 Ω 以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) × 1
E _{LEt}	電話引込口の保安器	1 Ω 以下	EB (D=10, L=1, 000又はW=30, L=900) × 1
E _D	測定用	Ω 以下	EB (D=10, L=1, 500又はW=30, L=1, 200) × 3連 ~ 1組

接地極上端の埋設深さは、0.9m以上とする。

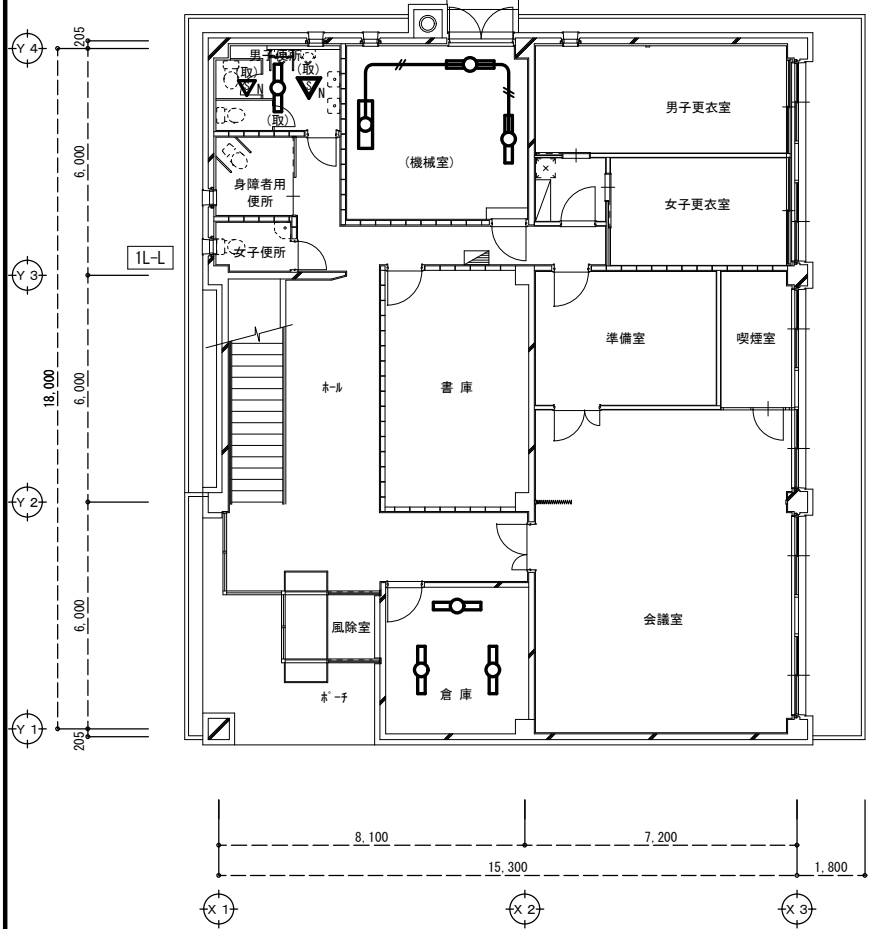
IV. 機器標準取付高さ

機器等の取付高さは、各図に特記なき場合、次による。

名 称	測 点	取付け高さ [mm]
電力共通	積算計器	地 上 ～ 窓中心 1,800 ～ 2,000
	引込開閉器	床 上 ～ 中 心 1,800 ～ 2,200
電 灯	分電盤	床 上 ～ 中 心 1,500 (上端1,900以下)
	スイッチ (一般)	床 上 ～ 中 心 1,300
	〃 (多機能トイレ)	床 上 ～ 中 心 1,100
	コンセント (一般)	床 上 ～ 中 心 300
	〃 (和室)	床 上 ～ 中 心 150
	〃 (台上)	台 上 ～ 中 心 150 ～ 200
	〃 (土間)	床 上 ～ 中 心 800 ～ 1,300
	〃 (車椅子用)	床 上 ～ 中 心 500 ～ 900
	ブラケット (一般)	床 上 ～ 中 心 2,100 ～ 2,300
	〃 (踊場)	床 上 ～ 中 心 2,000 ～ 2,500
	〃 (鏡上)	鏡上端 ～ 中 心 150
動 力	制御盤 (壁掛形)	床 上 ～ 中 心 1,500 (上端1,900以下)
	開閉器箱	床 上 ～ 中 心 1,500
	制御用スイッチ	床 上 ～ 中 心 1,300
通信共通	壁付アウトレット (一般)	床 上 ～ 中 心 300
	〃 (和室)	床 上 ～ 中 心 150
構内交換	端子盤 (室内)	床 上 ～ 下 端 300
	集合保安器箱	天井下 ～ 上 端 200
時計	親時計 (壁掛形)	床 上 ～ 中 心 1,500 (上端1,900以下)
	子時計	床 上 ～ 中 心 2,300
拡声	スピーカ	床 上 ～ 中 心 2,300
	アツテネータ	床 上 ～ 中 心 1,300
表示	情報表示盤	床 上 ～ 中 心 2,300
	壁付発信機及び壁付押ボタン	床 上 ～ 中 心 1,300
	ベル、ブザー及びチャイム	床 上 ～ 中 心 2,300
誘導支援	外部受付用インターホン	標 準 区 による
	壁付インターホン	床 上 ～ 中 心 1,300
	壁付呼出ボタン	床 上 ～ 中 心 400 ～ 800
	同上 プルススイッチ	床 上 ～ 紐下端 100
テレビ	機器収納箱	天井下 ～ 上 端 200
共同受信	直列ユニット及びテレビ端子	壁付アウトレットと同じとする
火災報知	受信機及び副受信機	床 上 ～ 操作部 800 ～ 1,500
	機器収納箱及び発信機	床 上 ～ 中 心 800 ～ 1,500
	警報ベル	床 上 ～ 中 心 2,300
	表示灯	床 上 ～ 中 心 2,100
	液化石油ガス用検知器	床 上 ～ 上 端 300



電灯分岐設備 2階配線図(撤去) S=1/100



電灯分岐設備 1階配線図(撤去) S=1/100

給湯室
HF32W×1 埋込型(取外し) ~ 1台

階段
HF32W×1 反射笠付(撤去) ~ 1台

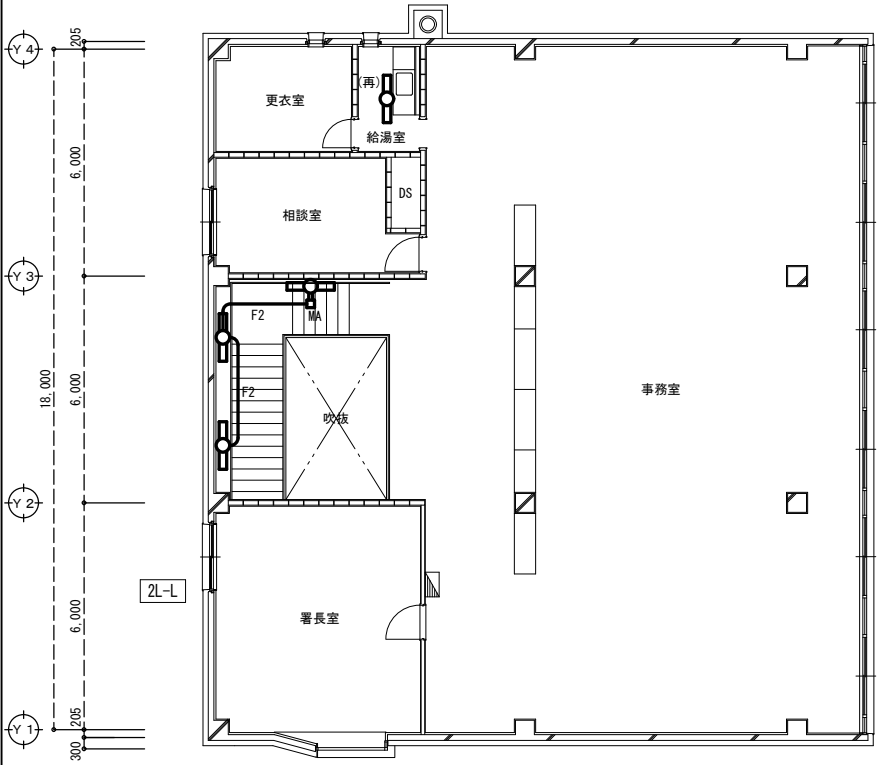
男子便所
HF32W×1 埋込型(取外し) ~ 1台

機械室
FL40W×1 反射笠付(n'47'吊)(撤去) ~ 2台
FL40W×2 反射笠付(n'47'吊)(撤去) ~ 1台

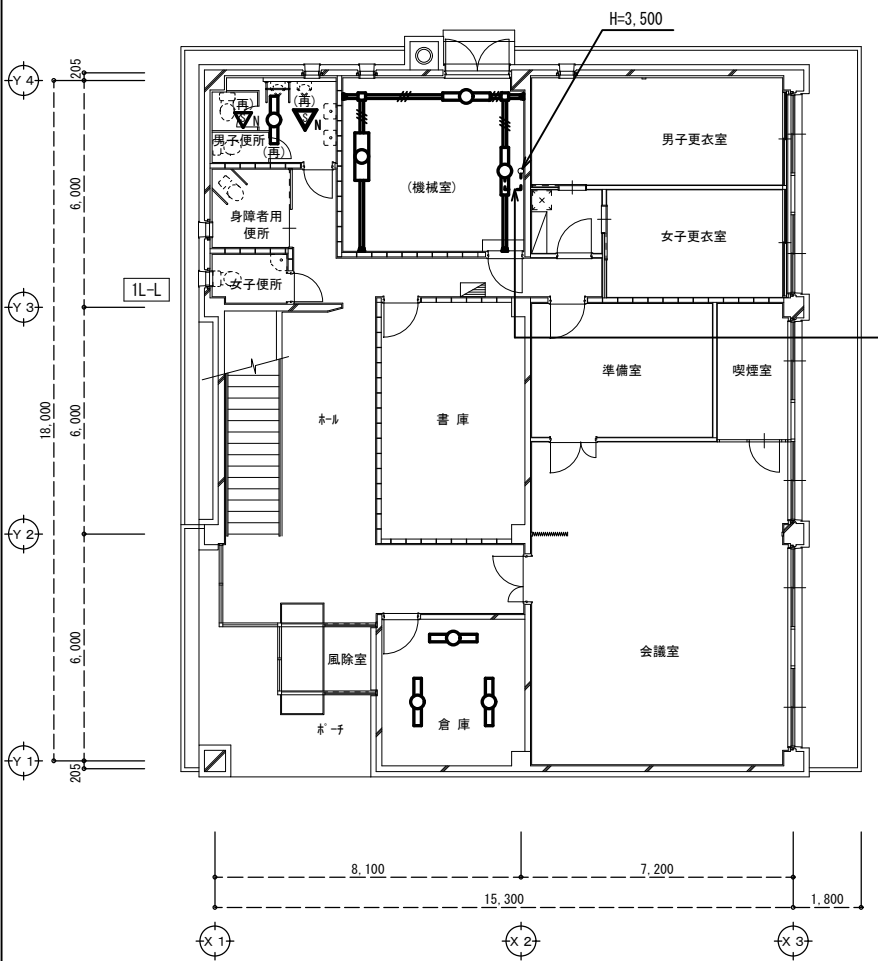
倉庫
FL40W×1 反射笠付(n'47'吊)(撤去) ~ 3台

〈凡例〉 標準図以外は下記による		
記 号	名 称	備 考
	IV1.6× 2 (E19)	
	照明制御装置 (DS1-N)	
	照明制御装置 子機	

注記) 1. (取) 印は、一時取外しを示す。
2. 薄線は、既設のままとする。
3. 天井隠ぺい配管は電線のみ撤去とする。



電灯分岐設備 2階配線図(改設) S=1/100



電灯分岐設備 1階配線図(改設) S=1/100

給湯室
HF32W×1 埋込型(再取付) ~ 1台

階段
LSS1-3150LM ~ 3台

男子便所
HF32W×1 埋込型(再取付) ~ 1台

機械室
FSR2-321 PN (線び取付)(新設) ~ 2台
FSR2-322 PN (線び取付)(新設) ~ 1台

倉庫
FSR2-321 PN (新設) ~ 3台

既設露出ボックスよりIE1.6×2 (E19)

〈凡例〉 標準図以外は下記による		
記 号	名 称	備 考
	IE1.6× 3 (MM2-A)	
	MM2-A	H=3,000
	照明制御装置 (DS1-N)	
	照明制御装置 子機	
	MM1-A用カバーボックス+立上MM1-A保護	

注記) 1. (再) 印は、再取付を示す。
2. 薄線は、既設のままとする。

釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事 仕様書

I 工事概要

1 工事場所 釧路市柏木町2-12

2 建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積(㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考
庁舎	RC造	2階建	587.17	15項	既存

3 工事種目（○印の付いたものを適用する。）

工事種目	工事種別				
	庁舎				屋外
○空気調和設備	改設	一式	一式	一式	一式
・暖房設備		一式	一式	一式	一式
○換気設備	改設	一式	一式	一式	一式
・排煙設備		一式	一式	一式	一式
・自動制御設備	一式	一式	一式	一式	一式
・衛生器具設備	一式	一式	一式	一式	一式
・給水設備	一式	一式	一式	一式	一式
・排水設備	一式	一式	一式	一式	一式
・給湯設備	一式	一式	一式	一式	一式
・消火設備	一式	一式	一式	一式	一式
・厨房設備	一式	一式	一式	一式	一式
・ガス設備	一式	一式	一式	一式	一式
・浄化槽設備					一式
・エレベーター設備	一式	一式	一式	一式	一式
・	一式	一式	一式	一式	一式

4 指定部分 ○ 無

・有（対象部分：）

工期：平成 年 月 日）

5 設備概要（○印の付いたものを適用する。）

方式及び種別	設備概要
空気調和方式等	・空気調和 ・ダクト方式（ ・中央 ・各階ユニット） ・ファンコイルユニット ・ダクト併用方式 ○温風暖房 ・パッケージ方式 ・直接暖房 ・蒸気暖房 ・温水暖房
主要熱源機器	・鉄鉄製ボイラー ・鋼製ボイラー（ ・立形 ・炉筒煙管形） ・真空式温水発生機 ○温風暖房機 ・チリングユニット ・吸収冷凍機 ・直置き吸収冷凍温水機 ・小形吸収冷凍温水機ユニット ・パッケージ形空調和機
排煙設備	・建築基準法 ・消防法
自動制御方式	・電気式 ・電子式 ・デジタル式
給水方式	○上水 ・井水 ・水道直結方式 ・高置タンク方式 ・受水タンク＋ポンプ直送方式
排水方式	建物内の汚水と雑排水（ ・分流式 ・合流式） ポンプ排水 ・有（ ・汚物 ・雑排水 ・湧水） ・無 建物外放流先 （1）汚水 ○直放流下水管 ・浄化槽 （2）雑排水 ○直放流下水管 ・浄化槽 ・側溝
消火設備の種類	・屋内消火栓設備（ ・1号 ・2号） ・スプリンクラー設備 ・不活性ガス消火設備 ・泡消火設備 ・粉末消火設備 ・連結送水管設備 ・連結放水設備
ガスの種類	・都市ガス（種別： 発熱量： W/m ³ (N) 供給事業者名 ） ・液化石油ガス

I 工事仕様

1 共通仕様

1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて下記による。
（改修工事は※印による。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版）（以下、「標準仕様書」という。）
※公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成28年版）（以下「改修標準仕様書」という。）
国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成28年版）（以下、「標準図」という。）

2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を通する。なお、電気設備工事の工事仕様書は（ / ）図、建築工事の工事仕様書は（ / ）図による。

2 特記仕様

1）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項のうち選択する項目は、○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は※印を適用する。

章	項目	特記事項						
①	機材等	（1）本工事に使用する機材等のうち表－1に示す設備機材等の製造業者等は、次の1）から7）の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。 1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3）安定的な供給が可能であること。 4）法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 7）システムとして機能するものにおいては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。 （2）化学物質を放散させる建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図面に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。 1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 2)保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 3)接着剤はフタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 4)塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 5)上記1)、3)及び4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のもをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用する。 「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table><thead><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該当する建築材料</th></tr></thead><tbody><tr><td>規制対象外</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>第三種</td><td>①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE○規格品 ④旧JASのF○○○規格品</td></tr></tbody></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料	規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE○規格品 ④旧JASのF○○○規格品
ホルムアルデヒドの放散量	該当する建築材料							
規制対象外	①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用							
第三種	①JIS及びJASのF☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのE○規格品 ④旧JASのF○○○規格品							
2	室内空气中の化学物質の濃度測定	室内空气中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督職員に報告する。 測定はパッシブ型採取機器により行う。 測定時期 ・工事着手前 ・施工終了時 測定対象室 ・図示 測定箇所数 ・図示						
③	機材の品質・性能証明	設計図面に定める品質及び性能を有することの証明となる資料のうち、「標準仕様書に定める品質及び性能」を有することの証明となる資料は、監督職員の承諾を受けることにより、外部機関が発行する証明資料の写しとすることができる。						
④	電気保安技術者	電気保安技術者 ※適用する 北海道開発局営繕工事事業用電気工作物保安規程 ・適用する						
5	技能士の適用	・配管施工（配管工事） ・冷凍空調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空調和機の据付け及び整備） ・熱絶縁施工（保温工事） ・建築板金（ダクト製作及び取付け）						
6	工事用仮設備	構内につくることが（ ・できる ・できない）						
7	監督職員事務所等	・設けない ・設ける（規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。） （ ・構内に新設する ・既存建物の一部を使用する）						

⑤ 施工調査

※改修標準仕様書による

・次の事前調査を行う

調査項目（ ・石鎖含有品 ・ ）
調査範囲（ ・図示による ・撤去範囲 ・ ）
調査方法（ ・図示による ・目視による ）

⑨ 工断用電力水その他

10 建設発生土の処理

11 管周囲の保護敷及び埋戻し土・盛土

12 砂利地業

⑬ 発生材の処理等

・引渡を要するもの（金属類 ただし、保温材は取外す）
（ ・ ）
・再生資源化を図るもの（A～2図による）
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離（km） / 有料・無料
・アスファルト・コンクリート塊
・コンクリート塊
・金属類
・塩ビ管
○産業廃棄物
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離（km） / 有料・無料
○保温材（株）英和サービス 釧路市高山2（ 8,5km ）
・プラスチック類
・陶器類
・特別管理産業廃棄物
種 類 / 受入れ施設 / 所在地 / 距離（km） / 有料・無料
・引渡しを要するもの以外は、場外搬出適切処理とし、搬出及び処理費用を（ ・含む ・別途とする ・建築工事とする）
※受入れ施設は計量装置を有する施設とし、上記以外とする場合は監督職員と協議を行う。
原則として、「機械設備工事機材承諾図様式集」による。
原因、製本及びデーター等の提出部数は表－2「完成図等一覧表」による。
・既存完成図（CADデータ）の修正を行う。
枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、設置については同ガイドラインに基づく働きやすい安心感のある足場とし、二段手すりと幅木の機能を有する部材があらかじめ備えられた手すり先行専用足場型とするか、または改善措置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を確保する。
○関係請負者の定置する足場、さん橋の類は、無償で使用できる。
・本工事で設置する。
内部足場種別
※（A、B、C、D） ・E（ ） ・F（ ）
外部足場種別
※（C、D） ・A（ ） ・B（ ） ・E（ ）

17 仮設間仕切り等

⑱ 養生

19 撤去跡の補修及び復旧

20 支持金物等の撤去

⑳ 工事写真

22 容量等の表示

23 多湿箇所の範囲

24 室名表示

25 電線管

26 電線

㉑ 耐震措置

28 地中埋設機及び増設表示用テープ

29 塗装

30 はつり及びびく開け

31 あと施工アンカーの確認試験

32 配管溶接部検査

33 配管

※厨房（天井内は含まない。）、浴室、シャワー室

室名に（ ）を付けたものは、天井のない部屋（スラブ天井）を示す。

屋内（露出部） ※薄鋼電線管 ・同一外径ねじなし電線管
屋内（隠ぺい部）※合成樹脂製可とう電線管（F管（単層管））
地中埋設部 ※塩付硬質合成樹脂管（FEP） ・ポリエチレン被覆電線管
・厚鋼電線管（防食ビニルテープを施したもの）
※金属製可とう電線管

特記なき電線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線（1E/F）とする。
ただし、自動制御設備は当該設備項目による。

機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け及び支持を行う。
耐震措置の計算及び施工方法は次によるほか、すべて建築設備耐震設計・施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修2005年版）による。
（1）機器の据付け及び取付け
1）設計用水平地震力は、機器の重量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量）に、地増係数（＝1.0とする）及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。

建築設備機器（水槽類を除く）の設計用標準水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	・特定の施設		○一般の施設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0（2.0）	1.5（2.0）	1.5（2.0）	1.0（1.5）
中間階	1.5（1.5）	1.0（1.5）	1.0（1.5）	0.6（1.0）
1階及び地下階	1.0（1.0）	0.6（1.0）	0.6（1.0）	0.4（0.6）

（注）（ ）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
重要機器は、下記に示すものとする。
鉄鉄製ボイラー

水槽類の設計用標準水平震度

設置場所	耐震安全性の分類			
	・特定の施設		・一般の施設	
	重要水槽	一般水槽	重要水槽	一般水槽
上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	1.5	1.0	1.0	0.6

重要水槽とは（ ）
2）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とした値とする。
3）100kg以下の軽量な機器（重要機器を除く）においても耐震を考慮し、据付け又は取付けを行うものとするが、前記基準の方法によらなくてもよい。
4）上層階の定義は、次のとおりとする。

2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階
10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階

地中埋設機及び埋設表示用テープは、下記による。

	地中埋設機	埋設表示用テープ
給水配管	・要 ・不要	※要 ・不要
ガス配管	・要 ・不要	※要 ・不要
油配管	・要 ・不要	※要 ・不要

要の場合、地中埋設機は図示する箇所、埋設表示用テープは屋外埋設部分に適用する。

下記の金属電線管は塗装を行う。
・屋内露出 ・屋外露出
下記の露出部分の面鉛めっき面の塗装は行わない
・配管（ ・駐車場 ・ ）
・ダクト（ ・駐車場 ・ ）

口径は、原則として管の外径（保温されるものにあつては保温厚さを含む。）より20mm程度大きなものとする。
非破壊検査等による埋設物の調査 ・行う ・行わない
検査方法及び範囲については監督員との協議による。ただし、検査費は別途とする。

性能確認試験
・行わない ・行う（ ）
施工後確認試験
・行わない ・行う（ ）

非破壊検査は ・適用しない
・適用する（適用範囲）
検査の種類は（ ・放射線透過 ・浸透探傷又は磁粉探傷）検査とする。
抜取率は（※標準仕様書第2編2.5.16.12 ・ ）とする。

（1）建物導入部の変位吸収方法は、標準図（建物導入部の変位吸収配管要領）による。
・（a） ・（b） ・（c）
（2）異種管接合の場合は、改修標準仕様書第2編2.3.16による。なお、接合要領は標準図（異種管の接合要領）による。

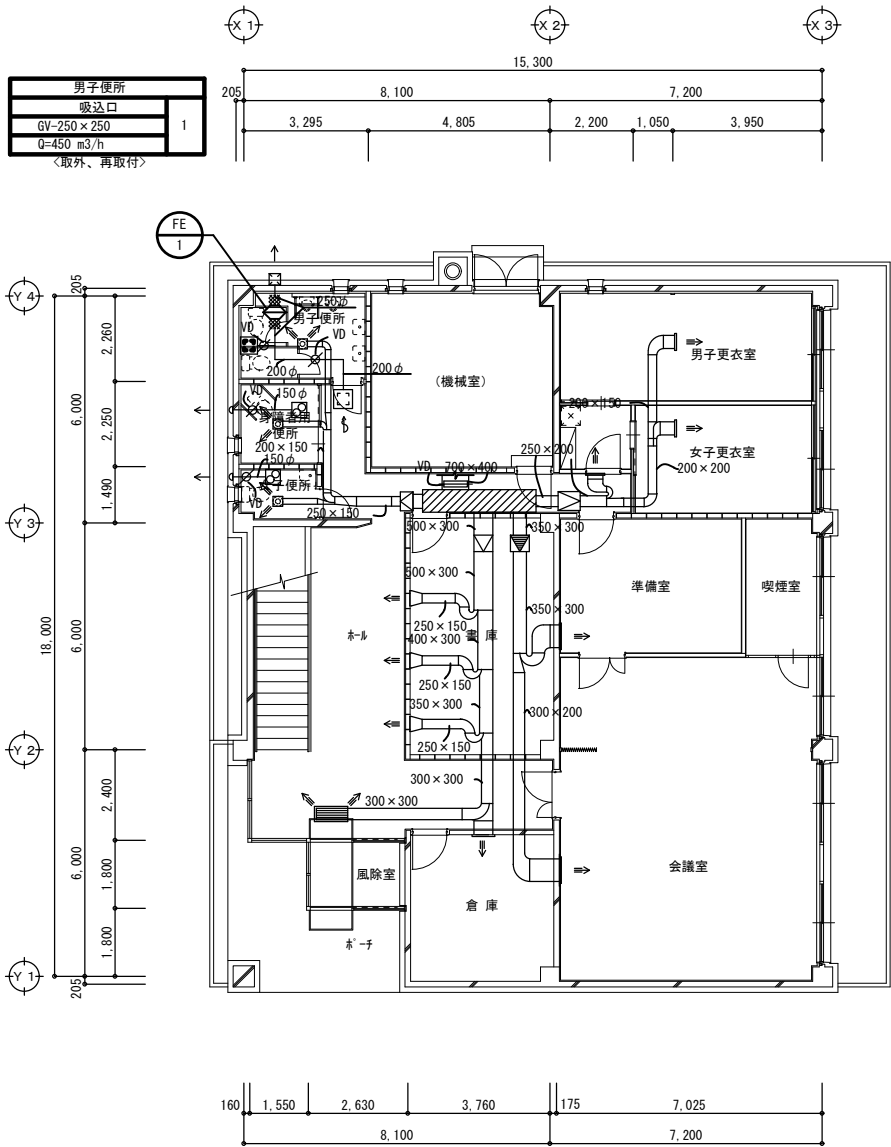
釧路労働基準監督署耐震改修17（建築その他）工事
仕様書（その1）
北海道労働局総務部
H29.7

M-01

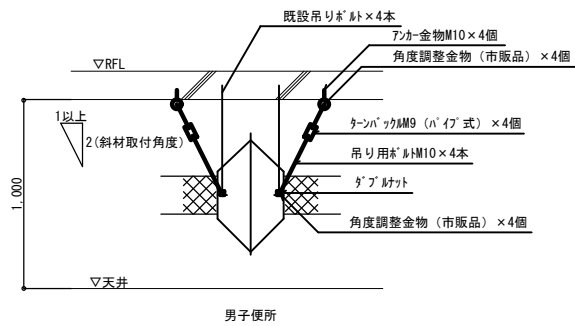
項目		特記事項	
③ 他工種との取合い	●	一般共通事項	項目
35 案内板等	●	一般共通事項	項目
36 総合調整	●	一般共通事項	項目
37 施工条件	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目
空気調和・暖房設備	●	一般共通事項	項目
●	●	一般共通事項	項目

既 設 機 器 表

記 号	機 器 名	仕 様	系 統	数 量	備 考
FE-1	斜 流 送 風 機	1100m3/h × 110pa、1φ100V 0.15kw、天吊型	男子便所 排気用	1	



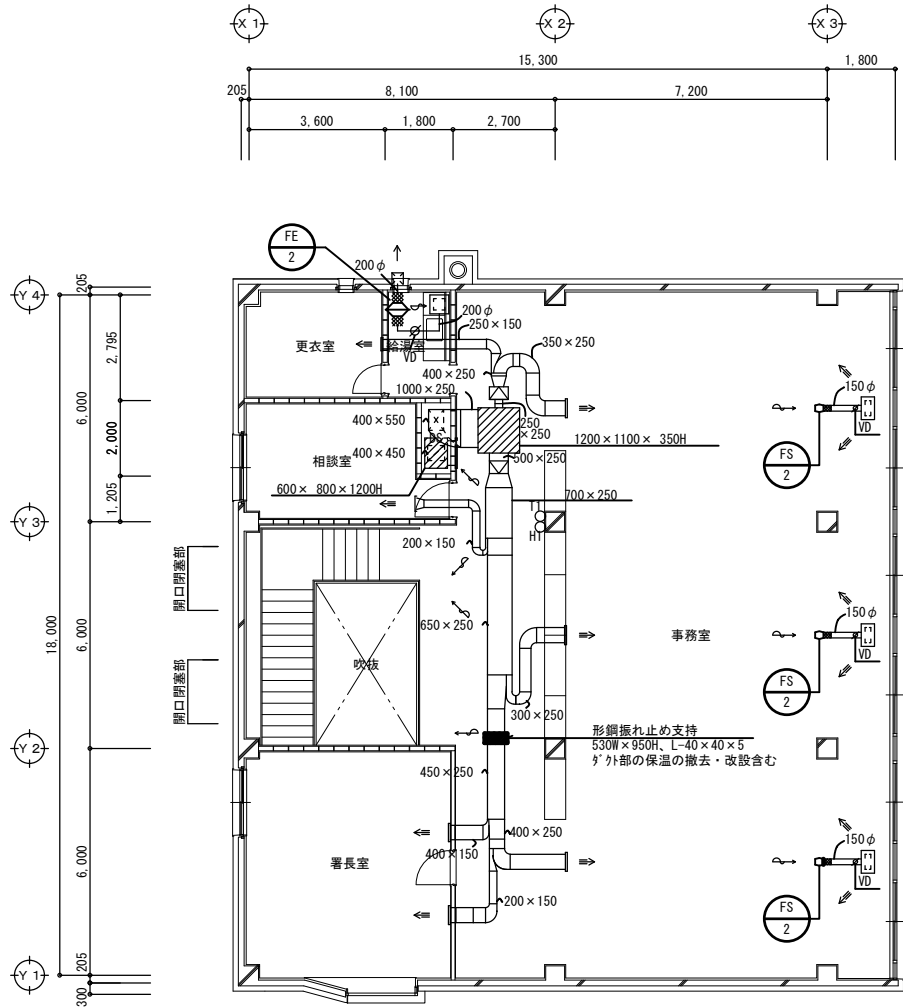
改設 1階平面図 S=1/100



振れ止め支持金具断面図 S=1/20

既 設 機 器 表

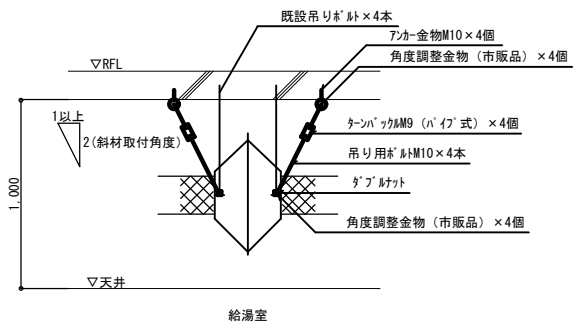
記 号	機 器 名	仕 様	系 統	数 量	備 考
FS-2	斜 流 送 風 機	300m3/h × 40pa、1φ100V 0.1kw、天吊型	事務室 給気用	3	
FE-2	斜 流 送 風 機	650m3/h × 90pa、1φ100V 0.1kw、天吊型	湯沸室 排気用	1	



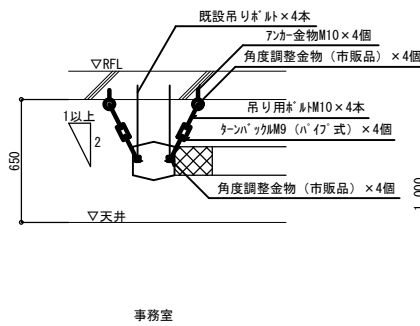
改設 2階平面図 S=1/100

注記) ・太線部分を撤去・改設の対象とする。(全図共通)

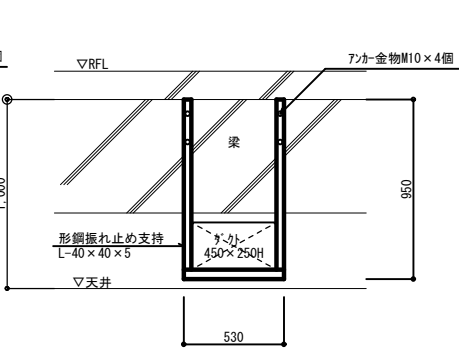
・FE-1、FE-2、FS-2に振れ止め金物を設置する。



振れ止め支持金具断面図 S=1/20



振れ止め支持金具断面図 S=1/20



形鋼振れ止め支持断面図 S=1/20